

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会します。座らせて、させていただきます。

欠席届が出ております。永田委員、入院加療のため欠席です。

2月22日の継続会で、全議員で構成する当予算特別委員会が設置され、休憩中の委員会での正副委員長互選により、私、岩佐が委員長に、そして小林たかや副委員長、西岡めぐみ副委員長、林則行副委員長がそれぞれ選任されました。委員及び理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員及び理事者の皆様には、連日の議会日程にご協力を賜り、感謝申し上げます。今定例会で区長から提出されました予算関連議案は、令和5年度補正予算案1件、令和6年度各会計予算案4件の計5件であります。これらの予算関連議案につきましては、去る2月22日の継続会で、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を進めていくことになりました。限られた時間の中で、岩佐委員長、小林副委員長、西岡副委員長、林副委員長の下で、活発かつ慎重なご議論を頂きますようお願い申し上げます。

これをもって開会の挨拶といたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

次に、区長からご挨拶をお願いします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。ただいま委員長よりご案内いただきました令和6年第1回区議会定例会予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして、予算特別委員会が設置され、委員長に岩佐りょう子議員、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員が選出されました。重責を担う本委員会でのご活躍をご期待申し上げますとともに、予算審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

さて、去る2月22日、予算特別委員会に付託されました議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号、議案第2号から第5号の令和6年度千代田区各会計予算、以上5議案につきまして、何とぞご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ここで、審査の進め方についてお諮りします。当委員会に付託されました議案は、令和5年度補正予算案1件、令和6年度各会計当初予算案4件の計5件です。お手元に予算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。本日この後、まず令和5年度補正予算案1件を審査し、採決まで行いたいと思います。令和5年度補正予算案の審査を終了した後、令和6年度当初予算案の審査に入りたいと思います。令和6年度当初予算案については、まずその概要を説明していただき、本日の質疑については基本的な部分についてのみ行いたいと思います。また、三つの分科会を設置させていただき、令和6年度当初予算案については各分科会に詳細な調査をお願いしたいと思います。

なお、委員長はいずれの分科会にも所属しないものいたします。

分科会報告書は、3月5日火曜日午前中までに、私、委員長へ提出していただき、委員の皆様には、委員長が確認後、直ちに報告書の写しと分科会の会議録をお配りいたします。

総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限につきましては、3月5日火曜日午後4時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。3月5日火曜日4時です。その後、3月7日木曜日から総括質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

なお、本日の委員会から、予算審査に必要な資料の閲覧の用途に限って、委員の皆様タブレット使用を可としております。分科会報告書、会議録は、ご希望の方には紙ベースでもお配りしますが、極力ペーパーレス化にもご協力くださいますようお願いいたします。さらに、各分科会におけるタブレットの使用につきましては、各分科会長のご判断によることとします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

次に、予算審査日程、調査方法、出席理事者について、また分科会の設置及び分科会報告書の様式については、いずれもお配りしております案のとおりご提案させていただきます。お目通しを頂き、このように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 さらに、委員会開会中は休憩を適時取りますが、休憩時以外においても、委員会の進行の妨げにならない範囲で、トイレ等による退席を認めることとしたいと思いますので、どうぞ理事者の方もトイレ休憩を進行の妨げにならない範囲で取ってください。また、水分補給も皆様、理事者の皆様合わせて、水分補給を適宜取っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、本日の日程に入りたいと思ひます。

これより令和5年度補正予算案の審査に入ります。補正予算の審査の進め方ですが、まず執行機関から総括的な説明を受け、資料の確認後、予算説明書に基づき、歳出、歳入、繰越明許費、債務負担行為の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に補正予算第5号の採決を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

なお、補正予算第5号の審査に当たって、3月1日の環境まちづくり委員会での資料を参考資料として配付させていただいておりますので、ご確認ください。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号について、概要説明をお願いいたします。

○中根財政課長 それでは、お手元でございます予算特別委員会資料によりまして、ご説明申し上げます。補正予算第5号の概要でございます。大きく内容は3件でございます。一般会計の歳入歳出予算の補正、そして繰越明許費、そして債務負担行為の補正の3点でござ

ざいます。

まず歳入歳出予算の補正から参ります。一般会計の補正予算額は、冒頭にございますとおり63億1,752万6,000円になります。補正後の予算額につきましては、ここに記載のとおり額となります。

歳出の内訳としては4件となります。1件目、2件目は同種のものでございます。国と都の過年度分の精算金です。過去に国や都から頂いた交付金、負担金、補助金等につきまして、実績報告をした結果、返還することが生じた金額につきまして、当初予算では不足する分につきまして補正予算を計上するものです。1件目が児童福祉関連の経費、2点目が保健福祉関連の経費となります。3点目は公園・児童遊園の整備として8,200万円です。錦華公園の整備につきまして、地中障害物等の影響で経費に不足が生じるため、追加予算を計上するものとなります。4点目は基金の新規積立です。この後、歳入でご説明いたします税や交付金等の実績で、予算よりも多く歳入が見込めるもの、実績として歳入できているもの、あるいは寄附金として頂いているものにつきまして、それぞれの基金に新規に積立てを行うための経費でございます。

続きまして、歳入でございます。歳入は、ここにございます特別区税、地方消費税交付金、特別区交付金―財調交付金でございます。と寄附金につきましては、決算、令和5年度の実際の収入として予算よりも大きく収入が見込めるもの、あるいは実際としてもう収入できているものにつきまして、この第5号補正で補正をして、歳入計上するものとなります。繰入金につきましては、先ほどの歳出の錦華公園の整備の経費として、社会資本等整備基金から繰入れを財源としていたします。6番、繰越金につきましては、令和4年度決算のうち、これまでの補正予算等で活用した額の残りにつきまして、第5号補正予算において計上するものでございます。

以上、歳入歳出予算の補正でございます。

続きまして、繰越明許費でございます。繰越明許費は、ここにございますとおり、合計で10億円余りの経費につきまして、8事業で、年度内に終わらない見込みとなっている事業につきまして、議会のご議決を頂くものでございます。低所得世帯の給付金から旧区立外神田住宅の区分所有の所得まで、それぞれの金額をここに記載しております。ご確認いただければと存じます。

最後が債務負担行為の補正となります。自転車通行環境整備の事業につきまして、令和6年度におきましても事業を継続するために、工事を延伸するための予算の裏づけとなる債務負担行為の補正が必要となっております。そのため、3億4,000万につきまして、債務負担期間を令和6年度といたしまして、補正として追加するものでございます。

概要は以上となります。

申し訳ございません。先ほど委員長からご説明がありましたとおり、本日の補正予算審査に参考となる資料といたしまして、令和6年2月1日の環境まちづくり委員会に環境まちづくり部から提出した資料を参考資料としておつけしております。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。それでは、一般会計補正予算第5号の歳出について審査に入ります。補正予算説明書の24ページ、25ページの説明を受けます。

○小玉子ども総務課長 それでは、補正予算説明書24ページから25ページの説明をさ

させていただきます。目は子ども家庭福祉費でございます。対象となる事業は、25ページにございます国・都補助金等過年度分精算金でございます。こちらは、令和4年度以前に国や都から交付を受けました教育、児童福祉関連の負担金及び補助金の過年度分精算金に不足が生じるため、追加の予算計上を行うものでございます。当初予算で5,834万5,000円を計上しておりましたが、返還額に1億4,700万円不足が生じる見込みとなりましたため、追加の計上をお願いするものでございます。これは主に、まなびの森保育園神保町の整備が令和4年度内に完了せず、一部の整備費が令和5年度に持ち越されたことによりまして、令和4年度に交付されておりました国・都支出金のうち、約1億5,900万円を令和5年度に返還する必要が生じたこと、また、令和4年度、新型コロナウイルス感染症対策として実施されました低所得者世帯及び独り親世帯に対する給付金給付事業で、業務システム開発経費が想定より安価に導入できたこと、また、給付対象者に辞退者がいたことにより、令和4年度に交付されておりました国・都支出金のうち、約2,000万円を令和5年度に返還する必要が生じたことによるものでございます。そのほか細かな国や都の交付金の精算を含め、当初予算からの不足額1億4,700万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。このページについて質疑を受けます。何か質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。次に、26ページ、27ページの説明を受けます。

○佐藤福祉総務課長 それでは、補正予算書26ページ、27ページ、保健福祉総務費の国・都支出金過年度超過交付金等返還金でございます。令和4年度以前に歳入として交付を受けました保健福祉関連の国や都からの負担金及び交付金のうち、超過交付された額につきましては返還する必要がございます。当初予算として9,000万円を計上しておりましたが、1億2,804万8,000円の不足が生じる見込みとなりましたため、追加計上をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらのページについて質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

次に、28ページ、29ページの説明を受けます。

○神原道路公園課長 28ページ、29ページ、道路公園費、目6の公園維持費でございます。錦華公園の改修工事に当たり、園内を掘削したところ、コンクリート塊や、れんが、鉄材等の地中障害物が多数混在してきたことにより、撤去や処分想定以上の工期や費用が必要となりました。また、地中障害物の影響により、園内に設置する人工のせせらぎに関して、当初設計のとおり配管を設置することが困難となり、圧送ポンプの追加や分電盤の変更が必要となりました。このため、地中障害物の撤去、処分及び水系施設の変更による圧送ポンプの追加、分電盤及び配水管の変更などにより、8,200万円を追加計上させていただきます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらのページで何か質疑がある方はいらっしゃいますか。

○はまもり委員 ちょっと基本的なところを確認させてください。額が大きいので。こちらの大本の契約は錦華公園改修工事だと思うんですけども、この契約金額、委託先を教えてください。また、初の契約変更になるのかどうかも教えてください。

○神原道路公園課長 こちらにつきましては、契約額のほうは合計5億9,449万5,000円になってございます。請負先は株式会社富士植木。契約変更については、初めて、第1回目の変更ということになります。

○はまもり委員 ありがとうございます。注目されているところではあるので、確認させていただきたいんですけども、この当初の契約のときに、契約に参加した企業数と、また落札率が分かれば教えてください。

○岩佐委員長 企業数と落札率ですね。

○神原道路公園課長 大変恐縮ですが、今手元にないので、お調べしてご報告させていただきたいと存じます。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はまもり委員 後で。

○岩佐委員長 後で答弁をもらいますか。

○はまもり委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

そのほか。

○小枝委員 そしたら、その間に。圧送ポンプとかコンクリート塊とかいうことをおっしゃっていましたが、その内訳というんですかね、積み上げた内訳を教えてください。

○神原道路公園課長 まず、そういった地中障害物の撤去に係る費用が、諸経費を含めまして約2,400万円、水系施設の変更に係る費用につきましては約3,250万円、その他基礎構造の変更ですとか手すりを現場合わせにしたりですとか、そういったもろもろの変更その他が2,550万円、計8,200万円を計上させていただいているものでございます。

○小枝委員 加えて、当初の、何というんですか、入札の状況についての質問がなされていまして、その点について、入札監視委員会からの指摘とかがあったかどうかということも加えて確認をしていただければと思います。

以上です。

○岩佐委員長 道路公園課長、大丈夫ですか。

○神原道路公園課長 ちょっと契約課にも関わってくることでございますので、併せてお調べして、お答えしたいと思います。

○岩佐委員長 この件については2点。3点か。分かったらご答弁いただくということでしょうか。

○小枝委員 はい。お願いします。

○岩佐委員長 ほかに、このページで何か質疑はございますか。取りあえずちょっと答弁

を待ちながら、次は歳入になるので、歳入の審査に入らせていただきます。

最初に補正予算（発言する者あり）すみません。休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○岩佐委員長 大変失礼いたしました。まだ歳出が残っておりました。申し訳ありません。休憩を再開します。あ、休憩じゃない。すみません。委員会を再開いたします。大変失礼いたしました。

歳出がまだ残っておりましたので、続けさせていただきます。

次に、30ページ、31ページの説明を受けます。

○中根財政課長 それでは、30、31ページ、諸支出金、項、財産積立金のうち、目の1、3、7の三つの目につきまして、私から説明させていただきます。

財政調整基金積立金、社会資本等整備基金積立金、子ども・子育て支援事業基金積立金につきましては、この後、歳入のところに出てきます、税で多く歳入できている金額、交付金で多く歳入できている金額、あるいは頂いた寄附金等につきまして、その財源につきまして、この三つの基金に新たに積立てをするための経費として予算を計上するものでございます。

○佐藤福祉総務課長 続きまして、目の8、地域福祉支援基金の積立金でございます。年度の当初には寄附の見込みが立たないため、科目存置として1,000円を計上しておりました。今般、年度末までの寄附金総額の見込みが立ちましたので、20万円を追加計上するものでございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

こちらのページについて、何か質疑がある方はいらっしゃいますか。

○はやお委員 このところいつも、ずっといつも疑問なのが、この財政調整基金とか社会資本整備基金とかということ、基金に積み上げるのは、それはよく分かるんですけど、この考え方、基準、どういふように意思決定過程でこういう金額をこういうふうにするということについて、どのように検討され、意思決定されているのか、お答えいただきたい。

○中根財政課長 まず決算の剰余金のうち、2分の1につきましては、地方財政法の規定によりまして財政調整基金に積み立てる必要がございますので、まずそこはマストといえますか、法令に従って積み立てる必要がございます。残りの2分の1につきましては、どの基金に積み立てるかというのは、財政課を中心に検討いたしております。例年ですと、不足が見込まれる基金として、社会資本等整備基金に積み立てるとというのがこれまでは事例としては大変多くなっておりました。今回につきましては、もちろん社会資本等整備基金も、今後の建築費用の高騰等により必要な経費が相当額見込まれる状況ではございますけれども、令和6年度から総合的な子ども・子育て支援事業を実施していくということに当たって、子ども・子育て支援事業につきましても、着実に後年度実施できるようにということで、子ども・子育て支援事業基金の残高を見ながら、今般の積立金額を財政課を中心に検討しまして、それについて、部長、副区長、区長査定ということで、この額として決めたという形でございます。

○はやお委員 何か分かるような、分からないような。確かに今のそのルール of 剰余金に

ついて、財政調整、財調についてはそういうのは理解しています。

それで、それを分けるということについて、やっぱり私は何が言いたいかというと、今回のところも民間開放も話がありましたとおり、ある程度のスパンでの計画がないと、このところについての判断基準というのは見えないはずなんです。何度も言うんですけど。じゃあ、単年度で判断しているんですか、複数年度で判断しているんですか、中期的に判断しているんですかということなんですよ。それがまた、何ですか、首脳会議だとかなんかで確認していると言っているけれども、この辺のところの考え方の整理というのが、行政経営を進めていく上で重要なことなんです。その辺のところ、また予算のときにやりますけども、子ども・子育ての総合的、また何をもって総合的なのかもまた確認はしますけれども、ここのところについては、そういうものがきちっとベースになって積み上がっていかなくてはいけないというふうに思うんですけども、この辺をどういうふうに検討されているのか、お答え、もう一度詳細に、今のところだったら外郭的な話なんです。こういうふうにやりました、ああいうふうにやりました、〇〇の会議でやりました、その中身を知りたいんです。こういうふうに分けている。ある程度基準があるんだったら、その基準を説明していただきたい。お答えいただきたい。

○中根財政課長 子ども・子育て支援事業基金、もう基本的な考え方は、先ほどご説明したとおりでございます。今般につきましては、特に子ども・子育て支援事業基金に30億円を新たに計上して、社会資本等整備基金につきましては20億円余りを追加で計上するという予算になっております。例年ですと、社会資本等整備基金が今後活用が大いに見込まれるというところで、そこでしたけれども、今般は子ども・子育て支援事業を総合的に推進していくということで、やはり財源を、今後も継続的に永続的に事業を実施していくために、毎年毎年の一般会計歳入でもできる部分も当然あるかと思えますけれども、より確実に実施できるためには、ここの基金を一定程度まで積み増すことで、後年度、確実に着実に今年度規模の事業が実施できるというものの財源のために、今般30億円を計上したということございまして、それについて庁内で議論をして、こういう補正予算にしたということでございます。

○はやお委員 またこのところで細かくやっていると、またはやおが仁王立ちして、ただいちゃもんをつけているみたいな話になるんで、あれなんですけれども。何を言いたいかというと、この前の一般質問の民間開放のところで言いましたように、結局は外郭的なものというのは人口動態なんです。それによって積み上げてきたのは、先ほど施設整備のところ、500億円ぐらいに使わざるを得ないというものがありました。そこはまず第一歩なんです。その次の第二歩というのは、民間開放は何でやるかということ、そこを委託したり、その財源のコストの関与度だとか、運用の関与度。運用の関与度というのは何かといったら、人を充てるのはどのぐらい充てるかということで、全体のお金の計画を立てなくちゃいけないわけですよ。

それを、こういうところで、ぱらぱらぱらぱら、こんな感じかなというふうなものが、果たして長期的にこの財政を保っていけるような計画になっているのかということが分からないんですよ。いつも、こっちに振りました、あっちに振りましたと言って、黙っていましたけども。そういうところの考え方がどうなのか。私も、理系ですから、財政学って学んだことはなかったんですけど、娘がちょっと政治学科にいるから、ちょろちょろと

見ましたよ。行政学上は、基本構想は政治がやる。その下の計画、基本計画とかなにかについては、やっぱり行政が、事務方がしっかりと計画を立てないと、このことが分からないはずなんですよ。このことについて、しっかりと、どういう流れであるのか、お答えいただきたいと思います。

○中根財政課長 今後の計画という、今ご質問を頂きました。お手元に令和6年のこの仕事のあらましがございましたらば、お開きいただければと思うんですが、156ページ、157ページでございます。お手元のところで、令和6年度を初年度としました10か年の計画でございます。今、はやお委員からご質問いただきましたように、歳入につきましても、区税、一般財源、そしてその他の特定財源含めて、歳入。そして歳出につきましても、職員給与費や、あるいは退職手当といった人件費、そして今般の社会、いろんな施設整備をするものの投資的経費、その他、区政全般をやるに当たっての一般的な事業費ということで、それぞれの項目につきまして、このような形で見込んでおります。これにつきましても、人件費等も、退職の年度、職員の一定程度の増加等も見込んだ計画としておりますので、ここで相当程度の今後の見通しというものを財政課を中心に立てておまして、それをお示ししたのがこの10か年の計画ということでございます。

○はやお委員 もう、これでやめます。なかなかご理解いただけないのが、これのところの積み上げについては十分理解しております。結局は外的な推計なんです、何度も言うように。このところについて、民間開放のあり方というのをわざわざつくったわけですね。そこをつくることは何を意味するかといたら、お金の面と人の面ということが整理されるはずなんです。そここのところについて計画を出すべきではないのか。そこで初めてこの精緻なものが出てくるわけですよ。

でも、ここのところについては、予算のときにしっかりとやらせていただきますので、今日のところについては、外郭的に課題があるということで、ちょっと残念ながら、もう少し事務方のほうの上の方が答弁、今、財政課長が答える内容なのかな。今後の流れなんで、そこをもう一度、財政課長じゃなくて、これは行政経営ですので、しっかりとした答えを頂ければと思います。

○古田政策経営部長 今るる、財政計画だけではなくて、人員との兼ね合いも含めて、はやお委員からご指摘を賜りました。この将来推計、中期財政計画的なものなんですけれども、ご指摘のとおり、人件費の部分について一定程度推計をしております。一方で、ご指摘の民間開放の計画を反映させた精緻なものかと言われると、若干心もとないところもあるのが実情です。

○はやお委員 若干。

○古田政策経営部長 といいますのも、5年先の民間開放の状況というものを実際に推計できるかと言われると、なかなか難しいというところもございまして、一定程度シミュレーション的なものになっているというところはお理解いただければと存じます。ただ、ご指摘の点は重々踏まえまして、なるべく実態に合うような形で推計をしつつ、あと、これを毎年ローリングして、実勢に合わせていくということもしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○白川委員 基金についてです。これが結局不足した場合、あるいは積み上げ過ぎた場合、それぞれ予算に対する、実際に対する副作用というのがあるならば、教えてください。それは区民に負担になること、損になることというのがあるならば教えてください。

○中根財政課長 今回の歳入で見込めている金額を新規で計上するものでございまして、特に実際にこれによって何かという、区民サービスが停滞するとかというのは、特にないかと存じます。

○白川委員 では、その積み上げが精緻な場合、あるいはある程度勘に基づいたざっくりした場合で、副作用というのはないと考えていいのでしょうか。

○岩佐委員長 どうですか。

○中根財政課長 歳入として見込めるものにつきまして、予算計上して積み立てるものでございますので、特にそのようなものはないと考えます。

○白川委員 では、精緻に積み上げた場合に、それが次に現実に当たるかどうかというのを、これは分からないと考えていいですか。

○中根財政課長 不確定要素がございますので、分からないということだろうと思います。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 社会資本整備の積立金とか子ども・子育ての積立金、これは分かります。財調ですけれども、8億8,000万か、積み上げて、合計、財調はこれで幾らになりますか。基金全体は。

○岩佐委員長 いいのかな。答弁、大丈夫ですか。

ちょっと休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財政課長。

○中根財政課長 申し訳ございません。財調基金の5年度末の見込みとしては、約400億になります。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 400億と。財調基金というのは年度間の財源調整を図るということで、これ、400億も調整のことに必要な額なのかどうか、区の認識はいかがなんでしょうか。

○中根財政課長 財調基金の残高につきましては、過去にもいろいろご意見を賜っているところでございます。今般の当初予算につきましても財調基金から、たしか20億にいかないぐらいの財調基金からの繰入れを、たしか当初予算も行っていますので、一定程度、財調基金についてはやっぱり必要性があると考えております。

○牛尾委員 一定程度必要だと。幾らぐらいなのかというのはなかなか言えないところだと思うんですけども、今回は8億円ほど積み上がっていると。このコロナ禍で様々な支援を求めているという区民の方、事業者の方、子育て世帯もそうでしょうけれども、そうしたところにも、もっと施策を充実させようとか、そういう考えというのは今回はなかったのかどうか。いかがですか。

○岩佐委員長 誰か、ご答弁。

財政課長、お願いします。

○中根財政課長 今般の補正予算のこの積立ての予算につきましては、先ほどご説明したとおり、決算の剰余金の半分を積み立てるものでございます。当初予算につきましては、それぞれの施策を充実させてまいりますので、そのときに必要な額、必要なサービスを供給するに当たって、どうしても不足してしまう額として、約20億円を財調基金から繰り入れる予算となっているという状況でございます。

○牛尾委員 さらに、今後、次、新年度予算もこれからやりますけれども、そうした中で、やはりもっと施策を充実すべきだとなった場合に、財調からしっかり充てていくという考えでよろしいですか。

○中根財政課長 基本的には必要と考えるサービスにつきまして、基本的には歳入歳出予算の中で、見込める歳入の中で実施すべきことが原則ではありますが、必要なサービスと考えるときに財源がどうしても不足する場合には、財調基金から繰り入れて実施していくということも当然あるかと思えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、30、31ページのご質疑、何かほかにございませんか。

ないようですので、こちらのページの質疑を終了します。

先ほどの――休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。お待たせしました。

以上で歳出に関する質疑を――あ、終了はできませんね。先ほどのご答弁をまだ頂いていませんので、取りあえずこの、続いて歳入の審査に入らせていただきます。

最初に、補正予算説明書10ページ、11ページの説明を受けます。

○伊藤税務課長 補正予算説明書10ページ、11ページ、特別区民税でございます。特別区民税につきましては、今年度の納税状況から、当初予算に比して、現年度分12億円、過年度分1億円、計13億円の増となる見込みのため、追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらのページに何か質疑はありますか。

ないようですので、次に、12ページ、13ページの説明を受けます

○伊藤税務課長 補正予算説明書12ページ、13ページ、特別区たばこ税でございます。特別区たばこ税につきましては、今年度の納付状況から、当初予算に比して9億円の増額となる見込みのため、追加計上をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらのページ、質疑は何かございますか。

○白川委員 思ったよりたばこ税の収入が多いので、今びっくりしたんですが、その課に対する還元策というのは、今どれぐらいやっているものでしょうか。

○中根財政課長 特別区たばこ税自体は一般財源でございますので、この頂いた税のたばこ税として38億円をそのまま、特定目的財源ではないので、一つのたばこに関する事業に充てないといけないという財源ではございませんので、直接この事業に充当をしているというわけではございませんが、地域振興部で実施している喫煙所設置助成ですとか、あるいは生活環境条例の指導員として回っている職員の方の人件費ですとか、ちょっとすみません、額についてはちょっと、手元の資料で持ち合わせがないのでちょっとはっきり申し上げられませんが、直接この財源を使っているわけではございませんけれども、たばこ関連の事業としてはそのような事業を実施しております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは続けて、14ページ、15ページの説明を受けます。

○中根財政課長 第6款、地方消費税交付金でございます。地方消費税として国が徴収した地方消費税を、一定の算出式に基づきまして、地方に交付金として配られます。その配られている地方消費税交付金の千代田区に対する額が、当初予算よりも多く見込めるものとして、この金額について補正をするものでございます。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

こちらのページについて質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは次に、16ページ、17ページの説明を受けます。

○中根財政課長 第10款、特別区交付金の特別区財政調整交付金でございます。それぞれ普通交付金と特別交付金の二つを補正しております。特別区交付金の原資となります固定資産税等が東京都において多く見込まれ、収入が見込まれる状況を受けまして、それに基づいて一定の計算式で配分される特別区への交付金につきましても、ここにありまして、普通交付金、特別交付金についても実際に多く歳入が見込めることになりましたので、その金額について補正するものでございます。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。こちらのページで。

○林副委員長 特別交付金の内訳というか、内容を説明できるのがあれば、どんなものなのか。

○中根財政課長 特別交付金につきまして、まず概念としましては、先ほどの普通交付金で交付されないそれ以外のものとして、代表的なのは災害等にかかった経費、あるいはそれ以外の固有の事情の事業等につきましてでございます。あまり、ちょっとすみません、中身については申し上げられない状況でございます。

○林副委員長 ひもづけはされていないというのは分かるんですけども、代表的な災害と個別というのは、その個別のどんなものについてなのかなというのが、ちょっと後で東京都との関係も聞かなくてはいけないんで、普通交付金と特別交付金の、皆さんが東京都との折衝でご努力されて持ってきていただいたお金ですから、あんまり中身をそこまで言っちゃ駄目なんですかね。今、最終補正の年度内ですけども。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時20分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財政課長。

○中根財政課長 特別交付金につきまして、もう少し答弁できる範囲で説明させていただきますと、千代田区特有の教育施設に対する経費ですとか、（発言する者あり）地域振興部関連ですと、千代田区内に唯一の施設の経費ですとか、（発言する者あり）福祉関連ですと、区内を回っているバスの経費ですとか、（発言する者あり）等々、環境関連で千代田区独自の省エネ設備に対する助成金ですとかというような経費等々で、合計の金額がこのような形になっております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○林副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑はございますか。

○小枝委員 交付金に関しては、在勤加算、先ほど災害時ということがありましたけれども、以前は千代田区の特性として、在勤者が、住民が7万でも在勤者が85万とか、そういうバランスで来ていると思うんですけども、保健所でも、あるいは何ですかね、どこの課でも、もちろん災害もですけども、どうしても在勤者対応ということが結構なボリュームを要するということで、その辺の在勤加算が認められたのって、意外と記憶にあるぐらいの年限だと思うんですけど、今、傾向として、そこがちゃんとフルで見られるようになっているのか、在勤加算に関しての傾向を教えてくださいという質問です。

○中根財政課長 在勤加算という形ではないんですけども、やっぱり昼間の従業員で、昼間の、住民ではなくて従業員をベースに交付金の額を積算する費目、産業経済費とかという部分につきましては、従業員の数で算出するですとか、あるいは区民向けの施設についても、一定程度、昼間の利用者が多いということで、住民じゃない係数で補正して交付金の額を積算するとかという形で、昼間の、住民だけじゃないことを利用するというのを考えた普通交付金の積算になっておりまして、ちょっとすみません、それについてはそれなりの数があると思うんですけども、ちょっと具体的に、ちょっとすみません、手元で申し上げられる、この事業この事業で幾つあるというのは、ちょっとすみません、ちょっと申し上げられない状況です。

○小枝委員 これについては、先輩の担当者が一生懸命交渉しながら拡大してきた部分もあると思うので、現段階でもそういう目で、係数がどうなのかということとはよくよく注視してってもらいたいですし、今ここでということではなくて、そういうことを財政担当の中で引き継いでいって、自ら言わないと誰も気がつかない部分でもあるので、そこはどうか引き継いでもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

○中根財政課長 ありがとうございます。大変、特別交付金については、うちの職員も苦勞して東京都と折衝してこの額を収入できるようにしておりますので、一番、財政課の中で一番大変けどやりがいがある仕事です。ですので、その辺りのノウハウにつきましては、ご意見いただきましたとおり、しっかり財政課で、この交付金を取るに当たって関係各部課のご協力も頂かないとこの交付金額になりませんので、庁内で確実にノウハウとこの意義について周知していきたいと思います。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、18ページ、19ページの説明を受けます。

○佐藤福祉総務課長 それでは、目の2、指定寄附金のうち、1の福祉事業寄附金についてご説明申し上げます。こちらは歳出でご説明いたしました地域福祉支援基金積立金の財源となるものです。当初予算では科目存置として1,000円を計上しておりましたが、今年度、区が受けました福祉関係の寄附金20万円を追加計上するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○緒方住宅課長 私からは、指定寄附金、項番2の開発協力金についてご説明申し上げます。当初予算では科目存置分として1,000円を計上しておりましたが、年度末の見込みが立ちましたため、科目存置分を差し引きまして、2億9,276万9,000円の補正増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

こちらのページについて質疑はありますか。

○牛尾委員 開発協力金、2億9,000万、3億弱入ってくると。これは使い道が変わられてしまったんで、住居というよりは環境とかそういったものに使われると。この3億積み上がりました。今後そうしたものを、まだまだ住民の方々、住宅の問題で困っていらっしゃる方がいらっしゃるというところにも、しっかり充てていくという考えを持っていただきたいんですけども、いかがですかね。

○緒方住宅課長 開発協力金の使い道ということでご質問いただきました。区の仕事のあらましがお手持ちにございましたら、155ページをお開きいただけますでしょうか。社会資本等整備基金の真ん中のほうで、開発協力金として、現在、借上型区民住宅制度終了に伴う支援制度で3,000万余、次世代育成住宅助成として1億4,000万余程度の形でこの基金を使わせていただいているところでございます。

今後のこの基金の活用につきましては、来年度、第4次住宅基本計画を策定する年度でございます。私どものほうで、こちら、検討会でもご議論したり、また議会でも議論しながら、この使い道については様々に検討を進めていきたいと考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はありますか。

○はやお委員 この開発協力金はちょっと私のほうも所管になっちゃうんで、あんまり細かいはあれなんですけど、多岐にわたるように確認したいのが、これ、住宅付置義務等々の中で積み上がってきて、一時期、100億ぐらいになるのかなというぐらいなイメージ

でいたのが、今、全体的な積み上げとトレンドをどのように分析しているのか、お答えいただきたいと思います。

○緒方住宅課長 はやお委員のご案内のとおり、こちらの制度は、過去、平成4年に定住人口確保に向けた施設の柱としまして住宅付置制度がありました。こちらが平成28年度7月に現在の住環境整備推進制度に改正しまして、敷地面積500平米以上、延べ面積3,000平米以上の規模の建築を行う場合、地域貢献住環境整備を実施してくださいという13項目のメニューとなっております。こちらが平成28年から令和4年までに整備完了していただいた主な施設としましては、福祉施設、医療施設、コミュニティ活動施設、文化教育施設、スポーツ施設、屋内喫煙所、駐輪場、サイクルポート、広場状空地、良質な住宅などを整備していただきました。

また、そのほかに要件の減免という仕組みもございまして、こちらも、例えば千代田区の低炭素建築物助成を受けて建築された施設は100%減免するといった、まちの環境の性能を上げるという区の方向性とマッチしている取組を高く評価するというような相互効果も含んでいるところでございます。

こういった制度が変わっていて、施設の整備の方向性でどれも対応できないというときにのみ、寄附金という形でお金を納付していただいている現状でございますので、歳入としましては、現在こういう施設整備のほうが大分進んでいますので、お金は今後減っているという動向はつかんでおります。

この状況の中で、このお金をどういったふうに活用していくかということは、先ほど申しましたとおり、今後、議会ですとか皆さんと議論しながら進めていきたいと認識してございます。

○はやお委員 予算案の概要のところの154ページを見ると、推移としては、令和元年のときには98億、そして見込み、令和5年の見込みが今80億ということで、若干減ってきているということだね。ここのところが、ちょっと私も素人だからよく分からないのが、これだけ開発が増えていて、そういうものは純増で増えていこうと言いつつも、今みたいに多岐にわたって、環境もオーケーよ、場合によっては文化もオーケーよと、たしか入ったような気がするんだけど、この辺のところは、そういうことで幅広にやることによって、その収支というのが、もう一度、減ってきたということをちらっとは言ったんだけど、どういうこのトレンドなのか。あと、そうなるくと、開発協力金の在り方ということをもう一度考えなくちゃいけないところに来ているのかどうか。その辺を含めてお答えいただきたいと思います。

○緒方住宅課長 先ほど例を挙げましたとおり、今、住環境整備、地域にこういった整備をお願いしているという13項目のメニューになっておりますので、トレンドとしましては、やはりこういった施設整備ですとか、先ほど言った、今、マンション等、低炭素の建築物を受けるといった社会全般のトレンドもありますので、こういった減免の対象になるというような場合も増えてきてございますので、収入としましては、寄附金を選択する方は方向性としては減っていったという現状の中で、では、じゃあこの残っている79億余りをどう使うかということにつきましては、先ほど申したとおり、今後また議論を深めて、私どもも、住宅課としましては、マンションの水準の底上げですとか様々な課題を持っておりますので、そういった課題の対応に使うですとか、そういったことはまだ検討

を進めていきたいと考えてございます。

○はやお委員 分かりました。今、このところについては、幅広にということでの減免があるということで、なかなか増えていかないよと。これはこういう一つの流れと、それで開発協力金の制度の見直しをした結果ということについては理解いたしました。

あと、その中にたしか入っていた文化財だとか、建物のことについての対応があったかと思うんですね。この辺のことについて、使われ方、どのような状況なのか、お答えいただきたいと思います。

○緒方住宅課長 今13項目があると申しあげましたので、はやお委員がおっしゃるとおり、ちょっと13項目挙げさせてもらいますと、子育て支援施設、高齢者障害者等の福祉の向上に関する施設、医療施設、生鮮3品を含む食料品その他の生活必需品を取り扱う店舗、コミュニティ活動施設、文化教育（図書館、美術館や歴史的建造物等）の保全活用施設と、次に区民等の健康の増進に資するスポーツ施設等がございますので、はやお委員のご指摘は、この今申しあげた6番目の文化教育施設のことかと受け止めております。

先ほど平成28年から令和4年の主な実績と申しあげたのが、福祉施設ですとか医療施設でしたということで申しあげたとおり、文化教育施設も一つ、すみません、件数はちょっと今あれなんですけども、28年度から令和4年度の中に、そういった施設整備を選択された事業者がいたということは実績としてございます。

○はやお委員 もう最後。ここのところで、文化財の建築物もあると思うんですね。それがぎりぎりの話があったり、これはどうだろうかといったときに、この辺のところの基準というか何かというのは、文化財のほうというか、話し合っているのか、こういう使われ方について。例えば、ある神田のほうの建物の中で、いろいろな相続の関係が発生した場合、例えばどういうふうな話が出てくるのかといったときに、この辺のところというのは、この開発協力金が見えるのかどうか。文化財の価値がある、ないというのもあるだろうけれども、その辺のところはどういうふうに検討されているのか、お答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど住宅課長からご説明申しあげましたけれども、新たな制度の下では、開発に伴う、敷地内の開発に伴う貢献要素として、課長から挙げたような項目をその中で実現してもらおうと。それで住環境、その中に文化が入っているという状況でございます。ということになりますと、なかなかその開発の中で文化的な要素とマッチした開発が現実にあるのかというような中で、過去、課長答弁では1件というようなことになってございます。

はやお委員がおっしゃるのは、そうではなくて、隔地貢献的な形で開発協力金の活用というようにご指摘なのかなというふうに思っておりますが、それらについては、まさに課長が申しあげたとおり、今後、開発協力金の活用の中で検討していくことになるんじゃないかなと。現行制度の中で隔地でもって貢献するというような制度の立てつけにはなっていませんので、そこについてはご理解を賜りたいと思います。

○はやお委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑。

○春山委員 今のはやお委員の開発協力金の項目、追加で確認させていただきたいんですけども、この13項目というのを選ぶのは事業者任せなんですか。それとも区のほ

うからその地域に合った必要メニューというものを議論なり事業者と相談する形を取っているんでしょうか。

○緒方住宅課長 事業者さんのほうからの申出という形で、区からこうやってほしいという形ではございません。

○春山委員 すみません。そういう意味では、その施設に子育て支援施設がたくさん点在している場所であったとしても、事業者のほうの子育て支援施設を選ぶと、それがメニューとして創出されるという理解でしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 若干課長答弁に補足させていただきますと、基本制度的な立てつけとしては、貢献内容については事業者の意向を踏まえると、事業者の実態を踏まえるということはあるかもしれませんが、ご指摘のように、周辺において必要な行政需要とか、そういったことも含めて、しっかり事業者と協議しながら、区としても望ましい貢献を誘導していくような努力には努めてございます。ただ、現実にはなかなかその敷地内で実現できる公共メニューとしてはどうしても限られておりますので、そのとおりにならないというような実態はあるかなと思いますので、今言ったご指摘については、今後の制度運用の中でもしっかり考えていきたいと思っております。

○岩佐委員長 ほかにこちらの質疑はございますか。

○秋谷委員 よろしいですか。すみません、1点だけ。

少し戻っちゃうんですけども、先ほど文化財への適用があるとおっしゃっていましたが、その場合の文化財の定義というか、概念の説明を頂けますか。

○緒方住宅課長 すみません。文化財ではございませんで、文化教育施設で……

○秋谷委員 では、それでお願いします。

○緒方住宅課長 はい、すみません。（「その内容です」と呼ぶ者あり）

○秋谷委員 の内容を。

○緒方住宅課長 はい。文化教育施設、図書館、美術館や歴史的建造物等の保全活用施設等ということでご案内しておりますので。

○秋谷委員 その歴史的建造物というのは、そこはどなたのどういう判断で決定されるんでしょうか。

○緒方住宅課長 ここにつきましては、まず13項目私どもご用意しておりまして、事業者様のほうからこういったことを地域貢献できるかを協議していく中で、その都度都度それを判断する状況に応じてその関係の部署にご相談したりですとか、そのケースによっていろいろな対応をしているというところでございます。

○秋谷委員 まあいいか。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

次に、20ページ、21ページの説明を受けます。

○中根財政課長 18款、繰入金でございます。社会資本等整備基金から歳出でございました錦華公園の整備に必要な額につきまして8,200万円を繰り入れるものでございます。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ないようですので、次に、22ページ、23ページの説明を受けます。

○中根財政課長 19款、繰越金でございます。繰越金につきましては、第3回定例会で確定しています決算額のうち、これまでの補正予算等で活用した額の残りの額につきまして今回計上するものでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

こちらについて質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ないようですので、こちらで以上で歳入に関する質疑を終了します。

続いて、繰越明許費について審査に入ります。補正予算書4ページの説明を受けます。

○大松生活支援課長 私からは、4ページ、保健福祉費、保健福祉管理費について説明いたします。

まず、給付金部分でございますが、今月2月から開始しました低所得者子育て世帯子ども加算給付金支給事業につきまして、終了年度が来年度でございますので、給付金部分3,750万円を全額繰り越すものでございます。

もう一つ下段の事務費につきましては、まず、今ご説明いたしました低所得者子育て世帯子ども加算給付金支給事業の事務費部分、全額1,148万9,000円と、もう一つ、昨年の12月から開始しました低所得者世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業につきまして、問合せ業務を来年度終了いたしますもので、この事業の事務費部分792万円、合計1,940万9,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 私からは、同じく補正予算書4ページ、項番の2、健康衛生費、新型コロナウイルス対策、その中でも新型コロナウイルスワクチン接種対策にかかる費用についてご説明をいたします。

新型コロナウイルスワクチンの臨時特例接種が令和6年3月で終了いたします。3月末日まで接種できる環境を維持するため、令和6年度に執行せざるを得ない事務処理に関する業務、接種にかかる費用600万とワクチン及び超低温冷蔵庫の処分にかかる費用100万円、合計700万円を繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○山下総合窓口課長 私からは、款4、地域振興費、項2、総合窓口費、戸籍事務費についてご説明いたします。

戸籍に対して氏名の振り仮名をつけるためのシステム改修が国のスケジュールにより来年度にずれ込むこととなったため1,430万円を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○神原道路公園課長 5款、環境まちづくり費、3項、道路公園費について説明させていただきます。

初めに、バリアフリー歩行空間の整備、電線類地中化の推進に関して2点ございます。

1点目は、多町大通りの電線類地中化でございます。委託先である東電タウンプランニン

グが施工しておりますが、工事範囲内にございます東京都下水道局所管の文化財、神田下水への影響範囲内での施工が多いことから、当初の見込みより工事が遅れている状況が発生しております。このため、当初想定の出來高を確保できなくなったため繰り越すものでございます。

2点目は、二七通りの電線類地中化事業でございます。地中化整備に必要な地上機器の設置の一部を東郷公園内に計画しておりますが、公園内の改修工事の進捗により配管、配線工事等が遅れていることから、今年度の出來高を確保できなくなったため繰り越すものでございます。

続きまして、公園・児童への整備に関しても2点ございます。1点目は、麴町こどものひろばに関してです。複合遊具の設置と合わせて植栽、ベンチや園路舗装のリニューアルを計画しておりましたが、国道、都道、地元住民等との協議に時間を要し、当初の想定よりも工期が大幅に延びたため繰り越すものでございます。

2点目は、愛全公園でございます。改修工事に当たり隣接する事業所との騒音、振動、粉じん等の協議に時間を要し、年度内での竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

最後になります。先ほどの補正予算でご審議いただきました錦華公園の整備についてでございます。地中障害の影響により撤去や処分に想定以上の工期や費用が必要となっている状況でございます。これまでもできる限り全体工期の中で収めるように現場の進捗管理に努めておりましたが、年度内の竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

私からの説明は以上です。

○小林区有施設担当課長 6款、総務費、総務管理費の旧区立外神田住宅区分所有部分取得についてです。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得を継続して行っていくため、取得に関わる経費1億2,817万5,000円を繰り越すものです。

ご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。こちらの繰越明許について。

○白川委員 特に環境まちづくり費についてなんですが、今、工事の関係とかでは人材不足が多い、あるいは資材が高くなっているということで、これ、工事が遅れば遅れるほどこの繰り越した分では足らなくなってしまうということが考えられるんですが、現場ではいかがでしょうか。

○神原道路公園課長 現在、工事費につきましては一定程度上限を迎えて収まってきているというような状況は把握しているところでございます。今後、そういったスライド条項の適用といったことに関しましては協議が必要になってくる場合もございまして、現在のところ請負業者のほうからそうした申立てといったものは出ていない状況を把握してございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 昨年、令和4年度の第4号補正予算でも同じ項目が出ているわけなんですけれども、今の増額という話でしたけれども、今回バリアフリーについては2億2,000万、これ多町とおっしゃったかしら。昨年は3億3,000万だった。結局は最初幾ら

考えて今幾らかかっているのか。二つ目のところ、公園・児童遊園は東郷公園ですよ。ということについても、ちょっとこの数字の始まり、全体像と変化の部分がちょっと分かるように説明してください。変化がないなら変化がないと言ってくだされば結構です。

○神原道路公園課長 現年度を執行できないということで繰り越すものでございまして、今回ちょっと変化があったということではないのかなというふうに考えております。

○岩佐委員長 ないのね。

よろしいですか。

桜井委員。

○桜井委員 6番目の公園・児童遊園の整備のところですよ。これも常任委員会の所管の事項になっているものなので基本的なところの考え方について確認をしたいと思っておりますけども、今回、有識者の方のご意見を頂いて、それで区内にある公園についての子どものための遊具を整備するというようなことの基本的なその発想に沿った形で計画を進められたというように理解をいたしております。ただ、ご案内のとおり、千代田区内の公園というのは様々な公園がありましてね、大きい公園もあれば小さい公園もある。概して言えば小さい公園のほうが多いという、そういう中で整備をするということが非常に難しいわけですよ。北の丸だとか清水台公園だとか、大きな公園というのは本当にごく僅かで、非常にそれを千代田区内の公園を同じように整備をしていくということは非常に難しいことが多いんじゃないかと思うんです。今回この整備をするに当たって、今回、私どもの近くでもやはり公園があって、その整備を子どものために遊具をつけたいという、そういう区の説明が地域にあったわけですけども、決して子どものためにそういうことが悪くはないと思うんですよ。そういうことの希望があってやっていくという、有識者の方からのご意見を聞きながらやっていくということは決して悪い話ではないと思っておりますけど、ただ、そういう決定をされる前に、もう少しその地域の現状だとか地域の声だとかというものをもう少し深く聞いていただいた上で、その事業をどういう方向性を持ってやっていくのかということを考えていただく必要があったんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺の進め方についてはいかがでしょう。今回、繰越明許費でこういう形で上がっていますので、もう一度確認をしておきたいんです。いかがですか。

○神原道路公園課長 令和4年度に行いましたアンケート調査、大人、子どもに行った中で、麴町・番町地域というのが他の区内全体と比べましても一定程度遊具に対するご要望というのが高かったかなというところで、ちょっと今回全体を見た中での計画をさせていただいたところでございます。一方で、桜井委員からご指摘がございましたように、それぞれの公園や児童遊園、広場にはそれぞれの使い方があるのかなというふうに思っております。その辺は十分に受け止めさせていただいて今後も地域の調整に入っていかなければいけないというふうに考えております。

○桜井委員 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。大人、子ども、お子さんを持つ親御さんにアンケートを取れば、それは遊具がある公園にしてほしいという声がたくさん出てくるということは、それはそういうことだと思うんですよ。ただ、そういう公園というのは防災のことだとか、これは住民票を置いている区民だけじゃなくて、区民というのは85万人の千代田区で働いている方も含めて区民ということで理解をして考えなければいけない話でもございますし、そういう面では非常に多岐にわたってそうい

う要望というか、というものが千代田区内の公園にはあるんだと思うんです。ただ、公園の数が少ない、狭いということはありませんよね。ですから、執行機関の方は非常にそういう面ではご苦労されると思うんですけども、ぜひ先ほどご答弁を頂きましたけども、公園についての要望も地域の方の声もしっかりと聞いていただいて、そのご要望に沿うような形でこの作業を進めていただきたいというふうに重ねてお願いをしたいと思いますが、もう一度答弁を頂けますか。

○神原道路公園課長 ご指摘のとおり、今現在、公園・児童遊園の整備方針の改定作業を進めている中で、そういった全体的な俯瞰的な計画・方針というものもつくりながら、実際は使っていただく方々のご意見というのはとても大事だと思ってございますので、その辺もしっかりと酌み取りながら今後の公園整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに繰越明許についての。

○春山委員 この公園・児童遊園の整備に関してなんですけれども、これは環境まちづくり部が所管だと思うんですが、先ほど桜井委員からの地域の声をとるところの声の取り方について、地域振興部の麴町出張所や富士見出張所、神保町出張所は、こういった公園整備などに関してどのように地域の声を引き上げるといふところに関わられているのか、また、こども部も子どもたちの環境整備ということに関して、こういった公園・児童遊園整備についてどのように関わられているのか、お答えいただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 春山委員ご指摘のとおりでございます。我々のほうとしても、部として様々アンケートなりヒアリングなりさせていただくといふところでございますが、当然ながら各公園や児童遊園の整備等々に当たりましては、地域振興部並びにこども部としっかり実務担当のレベルで連携をしていきたいといふふうに考えておりますので、そこはしっかり我々が整備に当たって調整役を果たしながら進めていきたいといふふうに考えてございます。

○春山委員 ありがとうございます。特に子育て世代、町会に加入していない方々もとても多いと思います。区民の半分以上が町会に加入していないという中で、地域振興のところできちんと多くの方々の意見をちゃんと引き上げてまちづくりに反映していくという体制がとても大事だと思います。この点についていかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 ご指摘のとおり、我々、公園・児童遊園の整備等々に当たりましては、例えば東郷公園の整備の検討会のように、伝統的なコミュニティ、それからPTAの皆さん、さらには新しく公園を使っていきたいといふような新たな区民の皆様と、そういうような形でテーブルを設けておりますので、今後もそういったような機会の創出も含めて、関係各部門がしっかり連携できるような体制で進めてまいりたいといふふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに繰越明許についての質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ないようですので繰越明許費についての質疑を終了します。

先ほどの小枝委員、はまもり委員への公園整備のご答弁はご準備できましたでしょうか。それでは、暫時休憩いたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

続いて、一般会計補正予算第5号、債務負担行為について審査に入ります。補正予算説明書32ページ、33ページの説明を受けます。

○須貝基盤整備計画担当課長 債務負担行為についてご説明いたします。

本件は自転車通行環境整備における神田警察通りⅡ期工事にかかる経費として3億4,000万円の債務負担を追加するものでございます。神田警察通りⅡ期工事は令和3年10月に3億7,800万円余で契約いたし……

○岩佐委員長 すみません。ちょっとよろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 28、29の資料で止まっているはずなんですけれども、その点はどうなったかのちょっと説明がなかったんで。（「答弁だろう」「そうね」と呼ぶ者あり）これの、そうそうそうそう。（発言する者あり）

○岩佐委員長 そうだっけ、資料をもらっているの。（「聞けばいいじゃん」と呼ぶ者あり）

すみません、申し訳ありません。休憩前の小枝委員の請求した資料がまだ出てきていないんですね。（「あるって」と呼ぶ者あり）ありますか。（「どっちなのか」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後 1時02分休憩

午後 1時04分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

大変失礼いたしました。先ほどの小枝委員、はまもり委員の答弁から再開したいと思います。

答弁をお願いいたします。

○中田行政管理担当部長 お時間を頂きまして、大変失礼いたしました。

先ほどご質問いただいた内容が、錦華公園の入札に当たっての業者数、落札率、それから入札監視委員会にかかっているかどうかという、こちら3問頂きました。まず、業者数になりますけれども、こちら2者からの入札の登録を頂いております。落札率は99%となっております。また、入札監視委員会ですが、こちら、国交省からガイドラインが出ておりまして、そちらに基づいた委員会の運営というのをしております。具体的には、3名の学識経験者の方を選任しまして、半年に1回委員会を開催しております。その際、台帳を見ていただきまして、そこから工事案件5件、それ以外の契約5件ということで合わせて10件の契約を見ていただいてご意見を頂いております。抽出に当たっては、委員の先生方が持ち回りで決定をしているという形でございまして、こちらについては、抽出の基準等については定めないことということになっておりますので、先生のご判断で抽出

のほうを頂いております。入札監視委員会にかけたかどうかにつきましては、こちらは対象の案件とはなってございません。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 ありがとうございます。ちょっと聞き取れなかったところもあるので確認も含めてなんですけれども、まず、入札に参加したのは2者で落札率が99%であったと。ということは2者が金額を出したということで合っていますか。

○中田行政管理担当部長 こちらは2者から入札の登録を頂きまして、1者が辞退ということになりまして、1者が落札をしたという形になります。

○はまもり委員 1者の辞退の理由というのがあれば教えてください。

○中田行政管理担当部長 こちら、理由につきましては、配置予定技術者が別工事の技術者候補に選任されたためということで伺っております。

○はまもり委員 ありがとうございます。1者のみの見積りで99%と非常に高い落札率になるわけなんですけれども、ここの1者のみで99%の落札というのは、これまでの契約の中ではかなり見受けられるようなものなのでしょうか。

○中田行政管理担当部長 大変恐縮ですが、これまでの契約をちょっと確認しないと何ともお答えがしづらいところなんですけれども、これまで1者のみというような入札もございましたので、ということで考えております。

○はまもり委員 はい。分かりました。ちょっと詳しく聞いているのが、錦華公園というのが今回事件があったお茶の水小学校の隣の公園であったということ、その事件自体が1者の発注であったといったところから、ここの妥当性というのを確認したいなというふうに思いました。で、こちらは調査など必要ないのか、ここの契約については問題ないのか、どのように捉えているのかをお聞かせください。

○中田行政管理担当部長 こちら議会の令和4年度の第4回の定例会でご議決を頂いて契約を締結したという案件になりますので、その際、ご審議も頂きまして、特に問題はなかったというふうに考えてございます。（発言する者あり）

○はまもり委員 審議で落札率の話ってしているの。

○林副委員長 議決したやつが犯罪だったみたいなこと。（発言する者あり）

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 関連ですみません。いや、議決したから云々じゃなくて、内部でこれ大丈夫かなって、今回事件があったことで、しかも今回1者だけが数字を入れて、しかも99%という高い落札率で、大丈夫かなこれ、談合なんじゃないのというような声も区民の方から上がっているわけですよ。大丈夫なんですかね、これ。逮捕者が出るとかそういうような心配はないんですか。内部でちゃんとそういうのは精査したんですかということです。議決したから云々じゃなくて。

○中田行政管理担当部長 すみません。ちょっと答弁をさせていただきますと、今回、様々な事件がありましてご意見を頂いているというのは、私どもも承知をしております。実は、先日、第三者委員会を開催したときに、公正取引委員会でご経験のある委員の先生から、落札率ですとか、こういった契約に関しては様々な視点でのチェックが必要だということでお話も頂いておりますので、今後、そういった第三者委員会のご意見なども聞きながら、私どもとしてもこういう結果に対してどういうふうな対応をしたらいいの

かなども検証していきたいと考えております。

○岩田委員 いや、今後検証していきますじゃなくて、じゃあこの件に関してはどうなんですか、検証しましたかということです。

○中田行政管理担当部長 こちらの案件に関しましては、入札監視委員会の先生にも台帳を見ていただいて、その際の抽出はなかったということで問題はないというふうに考えております。

○岩田委員 いや、事件になった件もみんなそういうふうに通しちゃって通しちゃって後で分かっているわけですよ。そういうのを再調査とか、そういうような姿勢はないんですか。

○中田行政管理担当部長 こちらの結果だけ見て云々というよりも、例えばそういった情報などが寄せられたなどがあれば私どもとしても検証が必要だと思っておりますけれども、この件に関して何か特段行うということは考えてございません。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 99%ということで、事実上1者入札だったということですね。今回その8,200万円の追加ということを求められているわけですが、その積み上げというのはどちらからどう出されてきているものなのか、事業者のほうからの計算だけなのか、そういうところの相見積を取るようなことができるのか。真面目に現場で働いている人のためにも、やっぱりそういう透明性というものをしっかりとしておかないと、ただでさえ小学校のほうも1者入札で、たしか管工事が99.9だったというのがネットに出ていました。そういうことによる区民の、何というか、税金の支出の損失ということは出てくるわけですから、ここはやっぱり説明責任を要するだろう。というのは、今朝、私、テレビでNHKで、名古屋の給食で公正取引委員会が、事業者の談合があって、それによって課徴金か何かを3億9,000万求めるといようなことが出ていたんです。つまり、公正な競争がされていない場合、そうした結局は負担が増えるということは一つの社会の仕組みとして明らかになっている以上は、そこは公正な競争の下でこの金額が出されているということが非常に重要なのではないかというふうに思うので、そこは説明責任を要するし、補正予算を判断するに当たっても必要なことだというふうに思います。

○神原道路公園課長 今回の契約変更に関する積み上げについてのご質問にお答えさせていただきます。

個々の、先ほど地中障害物が出たとかという数量については業者から上がってくる数値、あとマニフェスト等を確認した上で数量を確認するというところでございます。一般的な人工ですとか、あとは材料費というものについては東京都が定める単価がございまして、それを横引きするような形で考えてございます。また、特殊製品等、見積りが必要なものについては、こちら専任の管理の委託もついてございますので、そちらで精査した上で、金額、今回8,200万円といったものを挙げさせていただいてございます。

○小枝委員 これは見積もったということだよ。区のほうが東京都のマニュアル等に基づいて積み上げをしているという答弁というふうに受け止めます。でよろしいね。そこはこの8,200については分かりました。

入札監視委員会のほうなんですから、これがそうすると今度は機能しているのかと

いう、1者入札で99%で検討の対象にも挙がらないというのは、ほかにもっとすごいものがいっぱいあったということなのか、どういう状況なのかということがやっぱり問われるわけですね。そこがどういうことになっているのか、答弁を求めます。

○中田行政管理担当部長 入札の監視委員会に関しましては、先ほど申しあげましたように、国土交通省のほうから運営マニュアルというのが出ておりまして、区もそれに沿ってほかの自治体と同様の考え方で設置をし運営をしているという形になります。こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、3名の学識経験者の先生を選任しまして、その方が基準などは設けず、台帳を見ながら、これは確認をしたいというようなものを挙げて、それを説明をしているという形になります。以前、委員会に出た際に、先生からお話を頂いた抽出、今回こういう基準で自分は抽出をしましたということでご説明を頂いたことがありましたけれども、その際、特に金額が高いような契約ですとか、あとは社会的に注目を浴びているようなもの、それから低入札、落札率が極端に低いもの、こういったものを抽出しているというようなお話がございました。この基準については、区のほうから示すということはガイドラインに基づいてしておりませんで、それは先生の方針に沿って抽出を頂いていることになります。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 ご説明ありがとうございます。

入札監視委員会としては、台帳を見て特に問題がないと判断したというふうなことだったと分かりました。ただ、今回のような事件があった後、改めてこの補正予算を通すに当たって調査が必要だというふうに考えています。ここで、入札監視委員会に改めてこれが問題でなかったというふうに見ていただくというふうに、それは可能でしょうか。

○中田行政管理担当部長 そうですね。先ほどちょっとご答弁したように、適正に行われたかを審議していただくということで、資料からどういったことが行われたか。例えば不正があったのかということに関しては一定の限界はあるというふうに思っております。抽出に当たっては先生たちのお考えでやってもらうというのがガイドラインに沿った形ですので、一方で、議会から今回こういったご意見もあったということも踏まえて、先生方にちょっとご相談もしていきたいとは思っています。

○岩佐委員長 よろしいでしょうか、この件について。

小枝委員。

○小枝委員 今のご答弁からすると、適正性について専門家の先生、今は入札監視委員会及び第三者の委員会もあるわけですが、その適正性について検証されるということですから、それを確認をするという作業が必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、その点は委員会として受け止めていただければと思います。

○小林副委員長 やる必要があるだろうと言っているの。

○岩佐委員長 今後この入札の監視を専門家の人に検証していただくということに関して、また常任委員会のほうでもしっかりと報告をしていただくということを申し入れて。（発言する者あり）

○小林副委員長 委員会ですの。

○岩佐委員長 ここの委員会ですと注視していく。

○小林副委員長 ここで答えちゃったからね。

○岩佐委員長　なので、常任委員会のほうにも適宜報告をお願いしたいということによろしいですか。

○中田行政管理担当部長　すみません。入札監視委員の抽出する案件については、行政からこれこれしかじかをお願いしますというのは、何でしょう、あまり好ましくないというか、できないというようなのがガイドラインに書いてあります。このため、必ずというよりも、こういったご意見も議会のほうから頂いたのていかがでしょうかということで、まずはご相談のほうをさせていただきたいと考えております。その入札監視委員会にということですね。

○小枝委員　こうした契約の適正さというものをしっかりと踏み固めた中で確認をしていくということでない、議会の議決のまた、何というか、軽いということになってしまうので、ちゃんと固めていくということがこの時期であるからこそ必要なんじゃないかというふうに思います。それは正副のほうでしっかりとご判断を頂ければというふうに思います。

○はまもり委員　ちょっと関連で。

○岩佐委員長　はまもり委員。

○はまもり委員　今のお話ですと、専門家の委員、専門家の先生方に入札監視委員会に調査ができるかどうかを相談して、その相談ができるとなればそれを調査してもらって、それを受けて補正予算を判断するというのでいいんでしょうか。（発言する者あり）後でなんですか。

○岩佐委員長　暫時休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時20分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。

小枝委員。

○小枝委員　議決というのは非常に重要なことでもありますので、公正性を確認するという意味で、入札監視委員会ではいろいろまだそういったこちらからの提案ができるできないの話もありましたから、第三者の専門家会議のほうでしっかりとそのことを、それはもう今ずっと恒常的に問題意識を持って取り組んでいるわけですから、そこをすっきりさせていくということが議会にとっての前段階として必要なことだというふうに思いますので、そのようにお願いします。（「第三者委員会に聞けと」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長　暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時25分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。

はまもり委員。

○はまもり委員　この大本の契約の公正性に関しては、区のやっている調査防止委員会をはじめ、きちんと調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石綿総務課長　それでは、再発防止関連の事務局の立場から私のほうでご答弁をさせていただければと思います。

先ほど来ご指摘いただきました件でございますけれども、今まさにご質問いただきまし

た再発防止の我々の内部の委員会、それから有識者会議というところで検討していくことに関しましては、有識者会議につきましては、運営上、私どもの内部の検討内容というのをしっかりと独立性を持って確認をしていただく、こういった機会になりますので、ご指摘のような内容に関しましては、契約制度そのものをそもそも検討、確認をしていくために立ち上げた委員会でございますので、この内部の会議でしっかりと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○はまもり委員 検討するということですか。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 以上で歳出に関する質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 終了します。混乱させてしまって申し訳ありません。

それでは、先ほどに戻りまして、債務負担行為補正について審査に入ります。

改めまして、補正予算説明書32ページ、33ページの説明をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 改めまして、債務負担行為についてご説明いたします。

本件は、自転車通行環境整備における神田警察通りⅡ期工事にかかる経費として3億4,000万円の債務負担行為を追加するものでございます。神田警察通りⅡ期工事は、令和3年10月に3億7,800万円余で契約いたしました。既に1億円の前払金を支払っているため、現契約の残金は2億7,800万円余となっております。一方、工事着手後、意見交換の期間を設けたことによる工事一時中止及びその後の作業において、施工区域内に入り込み街路樹に張りつく、座り込む等の度重なる工事妨害により、工期の延伸と工事費の増額をする必要が生じてまいりました。そのため、契約残金2億7,800万円余に不足額を加えた3億4,000万円を令和6年度までの債務負担行為として追加するものでございます。

また、資料のほう、2月1日付の環境まちづくり委員会における報告資料についてご説明いたします。この案件は、本日の補正予算とその後の契約変更のご審議を頂く予定となっておりますので、その情報提供をしたものでございます。

環境まちづくり部資料4-1をご覧ください。

項番1、工事概要ですが、件名、箇所は記載のとおりで、当初工期は令和3年10月15日から令和5年2月24日まで。請負業者は大林道路株式会社。契約金額は3億7,800万円余でございます。

項番2、これまでの契約変更ですが、令和4年12月8日に第1回の契約変更を行いました。工期の終わりを令和5年3月31日といたしました。変更の理由は、協議会等で意見交換の機会を設けたことによる工事の一時中止のため。それから、工事の一時中止解除後の度重なる妨害による工事の中断のため。それから、予算繰越しの議決前のため令和4年度内での工期延伸でございます。

続いて、令和5年2月21日に第2回の契約変更を行いました。工期の終わりを令和6年3月31日といたしました。変更理由は1回目と同じで、予算繰越しの議決後に次年度までの更新をいたしました。

そして、今回予定している第3回の契約変更となります。工期の終わりを令和7年3月

31日といたします。変更理由は、度重なる工事妨害による工事の中断のためでございます。工事費は約5,300万円、その増額を予定しております。増額理由は、工事一時中止及びその後の度重なる工事妨害に伴う現場を管理するための、それ等の令和5年11月末までの増でございます。

次に、資料4-2をご覧ください。神田警察通りⅡ期工事の経過一覧です。左側の欄は令和4年4月25日からこれまでの工事実施状況と、それぞれの区の従事者、工種、実施時間、予定と実績等を記載しております。右の欄には、工場を安全かつ円滑に進めるために実施した保安業務や法的支援業務などの意思形成過程と手続について時系列でお示ししております。

資料4-3をご覧ください。街路樹の状況図ですが、赤が伐採済みの7本、青が伐採予定の23本、黄色が移植予定の2本で示しております。

資料4-4は、令和5年12月19日に開催された第21回神田警察通り沿道整備推進協議会の状況について記載しているものでございます。

資料の説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。

○小枝委員 32ページと33ページに入ったわけですね。私のほうからは、事前をお願いしています10月13日の立入禁止仮処分命令の決裁文書というものを資料で出していたきたいということをお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 決裁文書ということですが、ちょっとこの場ではお出しすることはできません。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 生の決裁文書の写しというのはお出しできないんですが、その概要を示したものであれば、ちょっとお時間を頂きますが、お出しすることはできます。（「何が違うの」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 では、概要の資料はご準備いただければと思います。ちょっとその間、小枝委員、質疑は続けられそうですか、その資料がないと。

小枝委員。

○小枝委員 情報公開をすれば、決裁文書というのは、個人名と判こだけマスキングをして出せます。なので、本当は出せるんですけども、何で、（「理由」と呼ぶ者あり）うん。理由を聞いておきたいですね。

○印出井環境まちづくり部長 おっしゃるとおり、情報公開の対象の文書であるかなと思います。ただ、現在、訴訟継続中のもの等がございますので、その判断には当然ながら一定の時間を要します。そういう中で、議会で生の写しをご提出することについては申し訳ないんですが控えさせていただきつつ、その記載されている項目の中で、我々のほうで精査をした概要については、今ちょっとお時間を頂ければ対応できると、そういう趣旨で先

ほど課長がご答弁申し上げましたので、どうぞご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑は。

○小枝委員 では、お時間をとということでしたので、今の理屈に理解をすることはできませんが、それではまた対話にならないので分かりましたということで、次に行きたいと思うことにします。

それで、この3億4,000万の数字そのものがちょっと頂いた資料との整合性でもつじつまが合わないところがあるんですけども、大変な、本当に住民にこういう不幸な事態をもたらしているということについては、関係がある者、全ての者が本当に反省しなければならないだろうという思いは本会議場でも私自身は述べたとおりです、繰り返しませんけれども。それを前提として、ただ、この件についての考え方は、やはり妨害ということではなくて、住民にとっては区が本来やらなければならなかったことの手続を欠いたということにそもそもの原因があって、それは何かというと、沿道住民がイチョウの伐採について知ることができなかつた。それから反対の意見を述べる機会すらもなかつた。そのことによって、妨害ということではなく、当然の権利としての抗議活動ということで、憲法で保障された意見表明権、表現の自由ということであるという認識がないと、公務員試験も受かった区の皆様の答弁としてはちょっとそこが踏まえられていないし、非常に区民だけを悪者にして、もちろん能力のない私議員にも問題があるんでしょうけれども、そこはやっぱり区民のためにパブリック・サーバント、区民のために働くということで区の職員はいますから、そここのところは妨害者という表現はとても住民としてはそうではないという思いを持つということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 守る会の方たちは木守りということでおっしゃっているんですが、立場が違うだけのお話なのかなと。私たちとすれば公共工事をしようとしているところに無理やり実力行使で張りついたりとか、そういうことというのは妨害としか考えてございません。

○小枝委員 その考え方そのものが今の不幸な事態を続けているということだと思います。3億4,000万の数字というものについて確認をさせていただきたいんですけども、今日の資料の中に工事費の増額が5,300万円というふうになっているわけなんですね。それと昨年の数字と比較して考えると全然合わないんですよ。その根拠数字というのは予算を審議するに当たってどういうふうな組立てになっているのか、説明をする必要があると。本来だったらちゃんと紙ベースで分かるように知らせてもらわないと、何なんだろうと、幾ら分が何なんだということが分からないものを私たちのほうに提案されていると思うので、分かるように説明してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回、契約変更でご説明したのは令和4年4月から令和5年11月までの実績としてこの資料にある5,300万円を計上したものでございます。ですので、先ほどの契約残金の2億7,800万円余に5,300万円を足しても3億4,000万にはならないんですけども、実は契約変更するためにはある時点を区切って設計をしていかないと金額が出せないもんですから11月時点で区切っております。12月以降の分に関しては想定で12月から3月ということで想定で800万円を計上してございますので、それを2億7,800万円余プラス5,300万円プラス800万円ということでは

3億3,900万円、で、約3億4,000万円を計上しているものでございます。

○小枝委員 全然分からないんですね。一体何か月分を月単価幾らで計算しているのか、何でそういうことを聞かかという、区はここにかかる損害は、本会議場でたしか区民のほうに賠償請求するぐらいのことをおっしゃったんですね。で、その積上げの根拠というのは非常に住民にとって関わりがあることなので、その考え方は今でも変わらないのか、変わらないのであれば、今の積上げの根拠をちゃんと紙ベースで、そこまでおっしゃっているわけだから、根拠の積上げを出していただきたいんですよ。これじゃ全く3億4,000万と昨年が3億9,000万との整合性が、幾ら電卓をたたいても一致してこないんですよ、数字がですね。何、いつからいつまで分を幾ら増やしたのか、そして月単位で何分をその増額分と見立てているのか、その数字の根拠が示されていないし、数字そのものが示されていないというのが私たちの現状なんですね。分かるものを示していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 今申し上げた5,300万というのは、先ほど申し上げましたとおり、令和4年4月から令和5年11月までの分でございます。残りが、想定ですけども800万円ということ。それで、何で分からないか。通常の契約変更ということであると、掘削工事だとか舗装工事という、そういう直接工事費ですね。そういうもので何立米増えたとか、何平米増えたという、そういうものが出てくるんですけども、今回の場合はそういう工事実績があったわけではなくて、それをやろうとしたときに、結局、物は出来上がっていないけども、それにかかる人件費ですとか役務費、そういうものがかかっているということでございます。（発言する者あり）

○小枝委員 今、答弁漏れですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう一度。

○岩佐委員長 もう一度答弁お願い。

○小枝委員 答弁漏れ。

○岩佐委員長 どの部分が答弁漏れ。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

○岩佐委員長 部長が答弁します。

○印出井環境まちづくり部長 本会議での答弁ということだったかと思っておりますけれども、今回の妨害によって生じる負担についてどう考えるかというような趣旨のご質問だったかと思っております。それについては、その原因をもたらし当事者に対して一定の負担を頂くようなことを検討したいというような趣旨でお答えをしたというふうに理解をしております。今現状の中で、やはりそういった区にもたらされた損害というのが、当然違法性とか不当性とか、そういった要件にも関わってまいりますけれども、それらを踏まえつつ、当然ながらそういう状況になればそういう負担を求めていくというような事態ということも想定しているところですけども、今、私たちがまず何よりも必要だと考えているのは、この道路整備、多くの方々が、反対する人もいるということは確かだと思っておりますけど、多くの方々が計画どおり進めてほしいという声も伺う中で、とにかく工事を妨げることはやめてくださいというような形で考えておりますので、当時そのような見解をお示しをしたところですけども、今すぐ何か損害賠償に向けた形で今すぐ行動するということは考えてございません。何よりも工事を進めるということは今最優先に様々な手続を取っているということでご理解を頂きたいと思っております。

○小枝委員 まあ今の答弁はそれで受け止めますけれども、数字については3億4,000万と前年の3億7,000万との関係の積み上げがどうなっているのかというのは、何か月分が、何かこう月数によっても全然単価が違うんですね。そこはちょっと理解ができないので後でまた答弁してほしいんですけども、ちょっと大きなところで言うと、私、神田警察通りのご苦労いただいているその協議会のほうも傍聴させていただきました。傍聴させていただいたときに、大変私は共感というか、申し訳ないなという気持ちもあつたんですけども、一番地元の町会長さんのほうから、福祉施設がここはできますね。あれは本当に区民が長期計画にも載っていなかった、みらいプロジェクトにも載っていなかった親亡き後の施設が欲しいという住民の陳情があつて、それを議会として受け止めて、長期計画にはないんだと言って行政が物すごく嫌がつたんだけど、何とか福祉施設をとということで、陳情を採択する中で、これを位置づけようということで錦町の福祉施設が結実した。そのことを住民の皆さんが大変喜んでくださっていて、もちろんその中でも高さ何とかのご苦労はあるんですけども、そこの要するに錦町三丁目ですね、そこの福祉施設のところをまずその先にやってくださいということを再三地元の町会長さんはおっしゃつたんですけども、行政がそのとき何て答えたかという、いや、そうじゃないんですと。議会がこれは議決をしているんですと。陳情についても同じ立場を取っているの、これはもう議会が決めているんだから変えることは我々にはできないということをおっしゃつたのがあの協議会での流れだったというふうに思うんですね。

で、ここで出されたという、今まさに今ここが次の折り返し、節目ということを見ると、そこの本当に木守りをする女性の方々にも、本当に何百日、もう苦しい思いをさせてしまって、もう非常に排他的なこともなさせてしまって申し訳ないことをした。そして、このまちをよくしようと思った町会長さんたちにも大変申し訳ないことをした。その状況は私は何度も本会議場でもここでも非を述べているんだけど、冒頭のところで言ったように、これは始まりのところで区がやらなければならなかった手続をやらなかった。先ほど公園の遊具の話でもありましたけれども、区民の声を聞くということをやられなかった。アンケートを取つたというけれども、そのアンケートには木を残すという選択肢は置いていなかった。それでも何百人もの人たちがそれを残してほしいという意見を入れたけれども、それも無視をしたということで、沿道住民の、特にそういった女性たちは、イチョウの伐採について知ることができなかった。そしてそれについて反対の意見を述べる機会もなかったという、こういう一番最初のボタンの掛け違いがあるということ踏まえれば、もうここで対立をそのままにしていくということが、これはもう議員としてあつてはならないことじゃないか。区民を守る行政としてあつてはならないことではないか。そして住民のほうからは、大幅に譲歩というか、調整をする要望書が区長のほうにも出されている。議会のほうにも出されているということです。それをまず読んでいるのかどうかということも含めて、双方、ここは本当に印出井さんと、名前を言っちゃいけないのね、そこ削除。部長とここでやっぱり何らかの歩み寄りがないと、この予算そのものが結局は前に進まないことになってしまつたり、区民を幸せにするためのことが区民が幸せになれないということになってしまつてはもう誠に申し訳ないし、そういうことがあつてはならないと思うので、答弁を求めます。

○印出井環境まちづくり部長 前段の区民参加についてのご指摘でございますけれども、

我々自身も適正に進めてきたと。議会や協議会、委員からのご指摘もあったように、通常、通常というか、これまでやってこなかった道路整備におけるアンケートなども進めてきたということで繰り返しご答弁を申し上げているところです。併せて損害賠償請求についての訴訟ですね。これ東京高裁で確定をいたしました。その判決の中に、本件街路樹の伐採は、本件協議会及び被告区の区議会における議論を経て決定されたものであり、その事実は被告のウェブサイトで公開されていた。被告というのは区ですね。同決定に先立ち本件協議会以外の意見聴取の方法として地域住民へのアンケートも実施されていた。本件契約の締結後も被控訴人は、本件工事を一時停止した。被控訴人というのも、これ高裁の判決ですので区ですね。一時停止した上で、本件街路樹の伐採に反対する住民らに説明する機会も開催するなどしていた。原告らの、原告というのは反対されている。まちづくりに参画する権利または利益が法的に保護されるものであるとしても、判決では法的に保護されないというような前提ですけれども、仮に法的に保護されるとしても、これらの事情を含む本件の事実関係を踏まえて検討すれば、上記権利利益が侵害されたということとはできないということで、我々としては参画させる権利を確保してきたという認識をしておりますし、確定した高裁の判決でも、リーガルの立場からでもこういう判断が出ているということでございますので、その参画については様々反対される方の立場からご意見があるというのは承知していますけれども、一定程度、議会と共に理解を得るように努めてきたというところでございます。

それから、後段の要望書については、当然ながら区長にも出されましたので拝見はしてございます。しかしながら、これも繰り返し答弁をさせていただきますけれども、この損害賠償の訴訟並びに住民訴訟、当初から議会の議決の無効とか、そういうような形で、もう入り口のところで全く我々とは異なる認識の中でご主張をされているという経緯がございます。そうした経緯が長く続く中で、先ほどご答弁申し上げたとおり、我々としては損害賠償を求めるといふ声もでございますけれども、一方で、とにかく工事を進めたいと。それについては道路管理者として有する道路管理をする工事、そういった権利の保全を求めて、本会議でもご答弁申し上げましたが、遺憾ながら司法の場で今仮処分の申立てをしているというところでございます。そういう状況の中で、要望書で出されたようなことについて、今後調整するということが非常に困難な状況にあるということをご理解いただきたいと思えます。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今頂いたご答弁に関連して質問いたします。

まず、いつも答弁の中で訴訟が起こっているので話し合いはできないんだと。幾ら住民側がこの一部分に関してはもう移植ということを踏まえて、いいですよと移植しても、もうここに関しては何か区が必要であればスペースを空けますよというような一つの歩み寄りの提案をしたとしても、それは訴訟があるので受け止められないという答弁をいつもいただいています。ですが、訴訟になっているからこそ話し合いが必要——聞いてもらってもよろしいですか。訴訟になっているからこそ話し合いが必要なんだと。訴訟があるから話せないんじゃないくて、訴訟になるぐらいもう今本当にもう対立構造ができてしまっているんですね。先ほど小枝委員もお話がありましたが、木を守ってくださっている住民の方にも申し訳ないですし、この道路整備を早くやってほしいと待ち望んでいる方も申し訳

ないなというふうに私は思っています。また、職員の方も一生懸命やっただけでいるのも分かっていますし、それでもこれほど混乱してしまった責任は私もありますし行政側にも当然あるというふうに考えています。改めて、部長がおっしゃったとおり、私も一番大きな目的はⅡ期からⅤ期、この神田警察通り全体の整備を迅速に行うことだと考えています。この大きな目的のために何ができるのか。その今の解決策が、区が持っているのが住民を訴えるとか、裁判の対応をするという、そういった選択肢しか選んでいないことで長期化しているんじゃないかというふうに考えています。

質問なんですけれども、今回2年目の延期になっている中で、この2年間、行政としてどのような業務をしてきたのか。そして、来年度以降の見通し、どんな具体的な業務をするのか。特に今回の2年間ですよね。その裁判の対応以外に具体的に何をされてきたのか。神田警察通り全体を進める中で何をされたのか教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。ご質問についてはお答えしますが、前段の中で、要は形式的に訴訟があるからではなくて、私、先ほど申し上げましたとおり、議会の議決も含めて無効であると。当初から我々が議会に対して虚偽の答弁をしたとか、全くあらゆることを否定するような主張をされているような内容の訴訟であるので、当然その訴訟があるということはそれを前提のお立場だというふうに認識してございます。そしてさらに事態は事ここに進んで、我々としても遺憾ながら仮処分の申請をしたと。もうしました。した状況の中で、なかなか話し合いをする状況にはないのかなというふうに思っています。それから、対立を生んだということに対しては、反対の方がいらっちゃって、当初から、これも何回も繰り返しご説明しましたが、一番最初的时候には、反対をされる方がプラスチックバリケードを投げるとか、拡声器で私が説明していることに対して大きな声を出すとか、あるいは周辺にいた職員、これはハラメントという言葉を使いましたけれども、様々な職員に対しても大きな声を出したり、職員に対して、あるいは職員や……

○はまもり委員 質疑に関係あるんですか。

○印出井環境まちづくり部長 警備業者に対して体当たりをしたり、そういった中で書類送検をされるというような事態もあるような、そういうような行為についても、それをSNSでさらすとかいうことを、職員は実名を出して、やられたりしています。

○岩佐委員長 もう少し簡潔に。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 そういったことも含めて対立構造を生んでいるということをご理解を頂きたいと思えます。

この2年間の間ににつきましては、今回、様々ご説明をさせていただきますけれども、工事を実施するために現場の安全管理、警備等、それから工事に向けた様々な調整をしてきたところでございます。本来であれば委託経費でついていた神田駅方面の設計についても着手をしたいというふうに考えていたところでございますけれども、現場における様々な混乱がする中、さらには2件の訴訟をする中、実体的な道路整備が進まなかったということについては私としても非常に遺憾に考えております。全く2年間何もやっていなかったということではございませんので、そこについてはぜひご理解を賜りたいというふうに思っています。

○はまもり委員 部長の思いとしては理解しますが、私が聞きたいのは感情論ではありません

せん。この問題を解決するためにどういうふうにすることができるのか、あらゆる方策を考えて何とか解決しようというところを聞きたいわけです。これまでの答弁でⅡ期工事が止まっているのに対して、並行してⅢ期以降もやりましょうと。今、一部答弁いただきましたけれども、こちらのⅢ期以降の設計であったりとか、何かしら着手ができたのかというところが一つ。

それから、問題解決、その一番大きな目的ですね。Ⅱ期からⅤ期まで迅速にやるんだと。もちろんそれはみんなの合意の上で進められればいいけれども、現実問題として止まっている。こういったときにほかにどんなやり方があるのか。Ⅳ期、Ⅴ期の要望が多いところからやるというやり方があるのか。そういったあらゆる選択肢を出していく。そういった調整をするのが行政の仕事なのではないかと思うんですけれども、この辺もう一度問題解決という観点からご答弁いただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅱ期以降の工事に関しては、設計そのものは線形ということ言えばもう全路線というか決まっております。詳細の設計ということで、昨年と今年度予算を取っているところがございますが、それについては、先ほど部長が申し上げたとおり、まずはⅡ期を進めるというところで、安全に円滑に進めるということで予算はつけさせていただいたというところがございます。

○印出井環境まちづくり部長 解決に向けてということでございますけれども、私としても当然ながら解決に向けた取組を進めていきたいということについてはご指摘のとおりかと思っております。それについては繰り返し解決に向けて話し合う上でも、あらゆるこれまでの区の手続、先ほど全く参画ができていなかったとか、議会の議決云々という形のご指摘もしましたし、答弁もしましたけれども、そういった状況の中、我々としても神田警察通りの整備推進協議会の中でもご意見を賜りながら進めていく努力をしてきたというところがございますけれども、全く、何ですかね、進めることについて、とにかく実力を持って妨げるとい手法をされる中で、我々としてはもしそういったことが押しなべて許されるのであれば、これも繰り返し申し上げますけれども、区政全般の中でこういった実力を持って行政執行を止めるというようなことについては、我々も厳しい態度を取らざるを得ない場面もあるかなというふうに認識をしておりますので、今回については、区としては実力をもって、本会議でも答弁しましたけれども、何か排除することはできませんので、司法の場で判断していただくという中で解決の方向を見いださうというようなところがございます。

○牛尾委員 関連です。

○岩佐委員長 まずここで先ほど小枝委員のご要望の決裁の概要の資料が出来上がりましたので、ちょっと休憩を取って配っていただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時14分再開

○岩佐委員長 委員会を再開させていただきます。

欠席届が出ています。新型コロナウイルス予防接種担当課長、公務都合により3時から、そして子ども総務課長、教育委員会開催のため3時から、15時から欠席届が出ております。（発言する者あり）

資料をお手元に配られたと思います。お目通しをお願いいたします。

引き続き質疑を、債務負担行為についての質疑、何かございますでしょうか。

○牛尾委員 なる議論になっております。この神田警察通りの整備の場合は、市街地再開発事業と違いまして、賛成同意の比率とかそういうのは関係ありません。やはりこの道路をどう活用していくか、地域住民、区民の皆さん、様々利用されるわけで、やはりこういった道路の整備とか、こういったまちづくりにおいて、住民同士の分断、禍根とかは残してはいけないと私は思うんですけれども、区の考えをまず聞かせていただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 反対されている方がいらっしゃるというのは事実ですけれども、我々としてはもうこれまでも繰り返し繰り返しご説明申し上げましたけれども、ここは神田駅から神田錦町に至る1.4キロ、神田エリア、いわゆる神田古町と言われるエリアから街区の広い錦町に至る神田を東西に通る重要な都市軸で、東京電機大学が移転した当初からこの地域の活力の低下やにぎわいの創出、そういったことがまちの課題になっていたわけです。まちづくりと道路整備を一体的に考えようと。個々の街区、街区の個別最適ではなくて、神田エリアの都市軸としての全体最適の中でまちづくりと並行して議論をされてきました。そういう中で沿道町会長さんが全体をそれぞれ見ながらまちづくりと道路整備を含めて議論してきた経緯がございます。ただ、具体の道路整備にというプロジェクトの段になると、やっぱり地先の問題ということもあって、今回のような反対される方が出てきたと。そのプロセスの中で、先ほど申し上げました、我々区の道路整備としてはこれまで採用したことがない手法としてのアンケートを取ったりとかというような取組をしてまいりました。そして先ほども、繰り返しませんけれども、東京高裁のほうも、そういった区民参加については反対される方の権利、利益を侵害したということはないというようなご判断も頂いております。そういった中で、反対される方がいるということをもって、何か全体が二分されているというようなご指摘かなと思いますけれども、我々としては非常に多くの方が計画どおり進めてほしいという声もあると認識しておりますので、その辺は牛尾委員と認識の違うことかなということで、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○牛尾委員 それは認識の違いというふうに切られちゃったらそれまでなんですけれども、しかし、実際に町内の話を聞いていますと、皆さんの話を聞いていますと、やはりこの中では町会が二分してしまうというような訴えもありました。やっぱり私はもう本当にこのまま進めていけば町会の中で本当に分断が生まれてしまうというふうに思っているんです。で、工事を進めてほしい、道路を整備してほしいという点では一致をしているわけで、そこはしっかりもっともっと歩み寄る努力というのを区も検討していただきたいというのは私は思います。

それで、これだけ工事が延び延びになってしまう。今回も債務負担行為をかけなければいけない。その大きな理由は先ほども説明がありましたけれども、もう一度大きな理由、認識をお聞かせいただけますかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 大きな理由ですね。当初の協議会との意見交換、それを設けたことによって、そのために工事を一時中止いたしました。その工期が延びたということと、それ以降の度重なる妨害によって工事が中断したということで、それに関するその経費ですね、それが増大したということでございます。

○牛尾委員 工事の妨害ということで一言で言っていますけれども、別に木を守っていら

っしゃる方々も工事について反対をしているわけではないと。やはり残せる木がないのかどうなのかということを一見点を見いだしたいと。でも工事が進められてしまうと。それを何とか止めて話し合いの場をつくりたいという思いでやっていらっしゃる、この寒い中、夜中いらっしゃっています。このまま工事を進めようとしていても、私は同じような状況がずっと続くのではないかというふうに思います。やはりもう70、80になる方々がそうした寒い中でそうせざるを得ない状況があるという人道上の問題から考えても、やはりいま一度私は協議会の方々と、あとは沿道住民、守る会の方々と一見点を見いだすことができないかと、そこを模索すべきではないかというふうに思います。

そこで、区はもう区の立場としてはそうした場を設けることができないと再三言っておりますし、私としても、議決したことで区がそれを執行しているということは十分認識をしておりますけれども、その上で、今後、仮に協議会の方々と、そうした住民、守る会の方々によって、仮に一見点が見いだされたとしたならば、それは議会の側も当然ですけれども、区の側も私は尊重すべきではないかと、その一見点を尊重すべきではないかというふうに思うんですけれども、仮に一見点が見いだされた場合、区の側はそれを尊重するとしていただきたいんですけど、いかがですかね。

○印出井環境まちづくり部長 もちろん計画どおり進めるということで一見点が見られれば我々としては、（発言する者あり）それを望んでいるところでございます。しかしながら、これまでの経緯を見ますとなかなか難しいと。今回の要望書にあった提案等についても、我々道路管理者として取れる道路整備の案ではないというふうに認識しておりますし、もしそういう大幅な街区ごとの変更に向けた取組であるとする、これ沿道全体の整備自体が相当、数年あるいはもうそれ以上遅れるということになるかなというふうに思っておりますので、なかなか変更を踏まえた一見点ということについては非常に困難だということに思っています。それからもう度重なる、我々もこれまでご答弁申し上げてございますけれども、もうある種、判断として沿道整備協議会の中でも数時間に分けて2回意見交換をし、さらに区も入らない中で直接意見交換をし、しかも工事を止めた。その経過の中で、やっぱりこれはもう一見点を見つけることが非常に難しいと、これ判断をしたところでございます。そういう状況を踏まえて、我々としては基本的には計画どおり工事を進めていきたいというふうに考えているところでございますけれども、牛尾委員のご指摘、ご提案については、仮処分をしているという状況も踏まえると難しいというふうに考えております。

○牛尾委員 もう一回確認だけね。区としては難しいと考えていると。そうやって考えているんだが、それでも仮に一見点が見いだされた場合はそれを尊重しますねということなんで、そこだけ答えていただければいいんですけど。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、計画どおり進めるということで一見点を見いださせていただければ、それは私たちの望むところでございますけれども、もしそれ以外の状況については、申し上げましたとおり、これ1.4キロ全体を通じて再度検討しなきゃいけないという事態になりますので、そもそもこの整備の在り方自体から再検討しなきゃいけないということについては私どもとしては想定をしておりますので、そのところをご理解を頂きたいと思っております。

○牛尾委員 そうじゃなくて。

○岩佐委員長 ちょっとこの繰り返しになってしまっているので……

○牛尾委員 もう一度、もう一度。

○岩佐委員長 そろそろまとめてください。

○牛尾委員 はい。要するに道路を整備しなきゃいけないということではもう一致しているわけですよ、これは。要するに樹木の在り方とか、そういったことについて、工事の内容ですよ。計画そのものではない、工事の内容について、こういうやり方があるんじゃないかということでは一致点を見いだせればそれを尊重しますねということなんで、別に工事そのもの、計画そのものについてはお互い一致しているはずなんです。その内容です。その内容でもしこういうやり方で一致点が見いだせるというのであれば、それは尊重できますかということなんです。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけれども、後段、今のご指摘については仮定の話ということになりますので、ちょっとご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 春山委員。すみません。関連ですね。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、部長から計画どおり進めるという一致点が見いだせればということですけども、それは計画どおり進めるとするのは区の立場であって、それはお互い歩み寄っての一致点じゃないですよ。区の意見でそのまま100%というのは、それはお互い歩み寄っていないですよ。しかも、今まで何か2回か3回、話し合いをしました。胸襟を開いた話し合いが云々というような話もありましたけれど、世田谷区の場合は200回にも及ぶ話し合いをしてやっとやったという、そういうこともあるんですよ。他の自治体でそれだけやっている。それがこの2回か3回ちょっと胸襟を開いた話し合い、ああ、駄目でしたと終わるといって、そういう丁寧さに欠けているということについてどのように思います。

○印出井環境まちづくり部長 世田谷区の事例が何を指しているのか承知しておりませんので、ご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○岩田委員 差し控えるのは勝手なんですけども、再開発をするのに、片や200回も地元の方たちと話をしている丁寧さ、片や2回、3回胸襟を開いた話し合い、ああ、駄目でしたね、諦めてしまう、この乱暴なやり方、どういうふうに思いますか、どのように感じますかと聞いているんですよ。答弁を差し控えている場合じゃないですよ。

○印出井環境まちづくり部長 我々としても、先ほど来、あるいはこれまでも申し上げておりますが、広域にわたる道路整備とまちづくりの基本的な方針については、これは十数年をかけて沿道整備推進協議会、二十数年をかけて議論をし、その間、区議会にも適宜ご報告をしてきたと、そういった経緯がございます。さらには、アンケートなども取ったという中で、道路整備のありようとしては、他の自治体と引けを取らないような取組をしてきたというところがございます。ただ、一部の反対をされる方が実力行使をすることによって、今回のような事態を招いたというふうな認識をしています。

○岩田委員 何十年かけようが、中身が伴っていなかったら、結局はやっていないのと一緒なんです。何、二十何回やったと言っていますけども、200回に比べれば、はるか

かに少ないですよ。

で、区は、何か立場が違えばと言っていましたよ。それは立場が違えば分かります。木を守っている人たちにとってみたら、あれですよ、区のやっていることのほうこそ、もう強引にやっている、そういうふうを感じるわけですよ。そして、何だ、丁寧さに欠けているんじゃないかということについて、数だけじゃない、年数だけじゃない、もちろんそうですけども、今、木を守っている方たちは、工事を進めていただきたい。ただ、木を切るのちょっと考えてくれよというふうに言っているわけですよ。そして、（発言する者あり）さっき言いましたけどね、そういう話がありましたけど。そして、ある程度、譲歩しましょうという話まで出ている。そういう話も出て、また、さらに話し合いもしたいというようなことも言っているわけですよ。にもかかわらず、区のほうが一方的に、ああ、もう話し合いはできませんねと、ぶった切っているのは区のほうですよ。何でそこで話し合いをしようかなということにならないのかなと思うんですよ。

確かに、今まで議決が云々とか、そういう話ももちろん分かっていますよ。承知しています。ただ、話し合いをしたいと言っているにもかかわらず、それをしないと、受け付けない、拒否しているのは、区のほうですよ。それについて、どのように考えているんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう随分と何回もお話ししていますけども。

○岩田委員 していないよ、大して。

○須貝基盤整備計画担当課長 いえ、していますけども、今回のこの整備に関しては、街路樹を残しては整備ができないということは再三申し上げております。それに対して、街路樹を残す——整備はしてほしい、街路樹は残してほしいでは話が通じないというところでございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足してご答弁申し上げますけども、道路整備についての参画については、先ほど東京高裁の判決を引用したとおり、我々としては、一定の反対される方々の権利利益を侵害されたと、参画の機会を奪うようなことはしていないというふうに認識しております。一方、世田谷区の例については、再開発ということで、今お話を聞きましたので、当然ながら、様々な権利、土地の所有権だとか、そういったことも絡む中で、それはそれぞれの財産権に影響を及ぼすということもございますから、そういった丁寧な手法、あるいは、最終的には、法に基づく手続きをしていくということなので、それを同列に比較するという点については、いかがなものかなというふうに私としては認識しております。

一方で、その後、ご質問ございましたが、我々、繰り返し議決が無効ですとか、そういった中で、訴訟を起こしている状況の中で、お話しすることはできませんよねと、難しいですよというご答弁を差し上げましたけれども、それについては、引き続き、裁判のほうの主張等も変わらず、継続しています。殊、そういう状況の中で、我々としては、損害賠償をとというような声もある一方で、そここのところは、ぐっと押しとどめて、とにかく工事を進める上で、今取り得る手法ということで、道路管理者としての権利の保全を守る、権利の保全を求める仮処分を起こしているところでございますので、殊、そういう状況になっては、遺憾ながら対応するという状況にはないのかなというふうに——状況ではないのかなというふうに認識しております。

○小枝委員 はい。関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 今のやり取りに関連しますけれども、その前の課長のほうの答弁なんですけど、最初から、これは残すことができなかつたんだというふうにおっしゃっているけれども、そもそもこのガイドラインでは、Ⅱ期工事のところまでは、保存のまちづくりをするということで定めていたので、それはもう関係者みんな分かっていることだから、それを、どちらかという、木の樹種のことに変更したというのが事実経過だったから、そこは変えてはいけないんじゃないかというところですね。そういうスタートラインを変えてしまうということ、ガイドラインを決めて、もう、みんなで話し合っただけで変えるということはあっていいと思いますけれども、その点については、もう初めから駄目だったという話では、当時の委員会もなかつたし、そのためにアンケートしてくださいよと議会から行政のほうに委ねて、その内容までは見せられることなく、結果的には、保存のためのアンケートではなかつたということが後で分かるという、そういう事実経過なので、非常に雑に過去を変えてしまうというやり方が非常に問題だし。

岩田委員の質問のところをいうと、まちづくり、それこそ権利関係が複雑なところで、200回の対応をしてということは、下北沢は、本当にそれこそすぐリーダーだった区民の方はもう区のまちづくり部までデモを仕掛けたぐらい、もう大変なことだったんですけども、本当にみんなで話し合っただけで、事業者もみんな今はもう本当に若者ナンバー1のまちになったという満足度が高いということをおっしゃっていたんですね。本当に、あのとき、主張してよかったし、みんなで対話してよかったと。そこに行かないと、本当に区民の税金がもったいないし、質疑をすると、どうしても、何というか、対立的なやり取りになるので、また溝ができてしまうんですけども、そうではなくて、今まで、どっちかという、行政が決めてきた。でも、主人公はやっぱり区民で、先ほど牛尾さんが言われたように、区民同士の対話の中で、これは行政ではなくて、ファシリテーターを入れて、工事がよりいい方向に進めるということにこぎ着けるのは、もう今しかないと思うんですね。

それを今日のやり取りでも妨げているのは、区の紋切り型の非常に硬い態度で、そこは、もう、私のほうは本当に幾らでもそれは反省もするし、おわびもするけれども、でも、意見書として、賛成をした議員さんでさえ、賛成の前提となっていることが全く守られていないということを述べていることについても、また、学者さんからも、自分たちの誠実に述べたものがそのように反映されなかつたと言われていることについても、また、京都の判決のように、議決の前提となる条件がそこに虚偽あるいは不誠実な面があった場合は、これは議決そのものが無効になり得るという、これは法理論の話ですので、それを法に基づいてやっていることがまるで非国民であるかのような、まるで×××××のような、何というか、（発言する者多数あり）戦争紛争地みたいな考え方はもうやめていただいて、対話の道を認めていただきたい。対話の道を広げていただきたいんですよ。

そうでないと、この補正予算そのものが、区民にとって、みんな工事を進めてほしいというところは一致しているわけですから、工事を進めるための発想の転換を何一つおっしゃらないというのは、業務怠慢にもなってしまいますので、しっかり述べていただかないと、なかなか次に行けないのかなというふうに思います。

○印出井環境まちづくり部長 何から。先ほど課長が申し上げたのは、やはり道路整備、

まちづくりと連携した道路整備を検討するプロセスの中で、様々な与条件が変わってくるというようなことがあります。今回の道路整備についても、沿道整備推進協議会の中では、当初はもっと車線をいじめて、歩道の拡幅、現状の範囲でも広いというようなことで検討してきた中ですが、交通事情や駐車需要等も踏まえて、駐車帯の設置をしていくと。そういう状況の中で、バリアフリー法に基づくバリアフリー基準を守りながら、駐車帯も設置し、歩道も拡幅する、自転車道も整備するという中で、木が現状の位置には残せない。大木化する、木を残すと、将来的にも歩道空間等をいじめることになるというようなことがあったので、結論部分を含めて、課長はできないということを申し上げたとおりなので、そここのところは補足してご説明をさせていただきます。

それから、対話等についてのご指摘ですけれども、これは繰り返しになるのですけれども、やはり先ほど来申し上げているような契約等も含めて、議決が無効であるというようなご指摘をし、我々としても、それに対して、仮処分をしている、今、殊、こういう状況になっては、対話は難しい。さらには、これからファシリテーターを入れてというご指摘もありましたけれども、仮にそうした場合に、先ほど申し上げたとおり、神田警察通りというのは、街区、街区で何かばらばらの整備をするというような趣旨の道路ではないというふうに理解しています。まちづくりも含めて取り組んでいく中で、道路を安全、快適で、歩行者優先にしながら、沿道の建て替えや機能更新の中で、緑や空間も増やして、道路の利活用も検討していくというような趣旨のものであったかというふうに考えております。そういった議論も含めて、全くゼロからシャッフルというようなことになるかなというふうに思っています。そういったことについては、私としては、タイムスケジュールも含めて、検討しづらいと、検討することは難しいというふうに考えております。

○岩佐委員長 ちょっと質疑も答弁もさっきから同じことの繰り返しになってしまっているの、今回のこの債務負担行為の補正の中身についても、いろんなご質疑あるかと思うんですけども、そういったふうにまとめていただけますか。

じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 先ほどの発言の中で、紛争の内容について、×××××という例えを用いたことについては不適切でありますので、削除を求めたいと思います。

そして、質疑をさせていただきますが、ガイドライン、一気通貫というようなことをおっしゃるんですけども、もともと私たちが知っている神田警察通りのガイドラインというのは、3街区分けなんですよね。要するに、歴史ある緑を保存するエリア、Ⅰ期、Ⅱ期、そして、飲食店などを含めたにぎわいの神田駅周辺、それで、前のところは何か、その3区分に、（「文化」と呼ぶ者あり）文化的な、博報堂があったりするところなんですかね。あ、その向こう側ですね、今度のⅢ期のところですね。3街区分けた考え方で、もともとのガイドラインそのものを否定してしまうような答弁を部長さんがしてしまうのは、それはいけないなというふうに思いますので、そこは訂正を求めたいというふうに思います。

別の方法、別の知恵はないですかということについては、課長の答弁を補足するという形で説明がありましたけれども、ちょっとまたそここのところの答弁は頂けていない。その辺も、委員長もガイドラインのことは十分ご存じだと思うので、やっぱり答弁そのものが異なっているときには、委員長の立場から、そここのところは違いますよというふうにして

いただかないと、私も発言を1個でも減らしたいので、ぜひ、うまくそこはやっていただければなというふうに思います。

○印出井環境まちづくり部長 ガイドラインの3エリアというのは、沿道のまちづくりに個性を持たせようということで、道路整備が、例えば、ここはプラタナスで、ここはイチヨウで、街路樹がばらばら、それと、ここは自転車道があって、ここは自転車道はなくて、歩道が6メートルで、こっちは3メートルでと、そういうようなことはあってはならないということで、道路整備については一気通貫した道路整備をする。それは、ご指摘のとおり、私も存じ上げております、当然ながら……

○小枝委員 ありがとうございます。

○印出井環境まちづくり部長 神田警察通りのにぎわいガイドラインの策定には関わってききましたので、それぞれのまちの個性、先ほど申し上げたとおり、これは小枝委員に言うことではないとは思いますが、いわゆる神田古町と言われるところからグラデーションを持って錦町に至るような、この神田の地域特性を踏まえて、それぞれの個性を出していこうということは、全くご指摘のとおりですけど、道路整備がばらばらであっていいと。道路が非対称であったりとか、そういったことはあってはならないというふうに考えているところをお示したところでございます。

ファシリテーターを入れた新たな対話の機会というご指摘については、先ほど、私、ご答弁申し上げたと思いますけれども、殊、この状況にあっては非常に難しいというふうに認識しております。

○小枝委員 ご認識はあるということなので、そのところは一致したというふうに思います。

これから、工事が、要するに、明大通りが同じ大林道路ですけども、大林道路はもう2年で工事を仕上げたわけです。何で同じ道幅で、同じ道路工事で仕上げられたかといったら、対話したんですよ、やっぱり。そこがあったから、2年で終わった。そこを、今回は、それをしようとしなないというところは、同じ予算を組んでも、同じ問題が起きてしまうし、区民が幸せになれないだろうというところを指摘しています。

それと、本当に古町、神田古町の道並みをつくっていくんだという、この夢を部長と私、いや、そして、今日傍聴されている各方面の皆様も一緒に夢を見られるには、これは、区長が最初にここにお座りになったときに、私、言ったんですけども、模型を、この神田駅からこの道をどうするかという、みんなで一緒に見られる、そういうものだって、この2年間にだって作れたし、要は、みんなで共有しよう、みんなで共感し、みんなで夢を持ちたいねというような、そういう、何というか、ひたむきな仕事の仕方というか、できない環境を私も含めてつくってしまったのかもしれないけれども、そこをどうにかつくっていきませんかという岐路だと思っているんです。そこは理解していただけませんか。

○印出井環境まちづくり部長 神田警察通り沿道まちづくり等については、過去、所管が企画総務委員会だったときから、機会を捉まえて、議会と情報共有してきたというふうに考えておりますので、そういった中で、度々、小枝委員からもいろいろご意見を頂いたのかなというふうに思っております。だから、ご意見がなかったのかもしれないですけども、そういう形で、我々としては情報提供をしてきて、進めているところでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

そして、今まさに工事が止まってしまって、この3月31日をもって、契約が満了すると、契約期限が切れてしまうと。そういう状況の中で、今のようなご指摘のようなことを言われても、我々としては、ちょっと現実味のあるご答弁をすることが非常に難しいというふうに考えています。一方で、今後のまちづくりについては、これはまちづくり担当部長のほうで鋭意検討していますけれども、情報の共有の在り方、デジタルも含めたまちづくり、今後のまちづくりに向けた情報共有の在り方、それから、プラットフォーム、議論のテーブルとしての在り方、それを支援する様々な人材やノウハウの在り方ということについては検討しているところでございますので、今後、様々な地域におけるまちづくりの中で、地域における協議をアップデートしていくということについては、私も同様の認識を持ってございます。

○岩佐委員長 ちょっとこれ、先ほどから本当に繰り返しになっているので、（発言する者あり）この内容の視点ではない切り口でご質疑させていただけますか。

○岩田委員 はい。答弁に対する質問です。

○岩佐委員長 同じ質問だったら、もう……

○岩田委員 同じ質問じゃない。答弁に対する質問。

○岩佐委員長 これをまとめてください。

岩田委員。

○岩田委員 先ほどの答弁に対して、ちょっと、まず、ファシリテーター、ゼロからシャッフルになると言うけども、ならないですよ。一致点がある程度あるわけですから。しかも、やりもしないで、できない、できないって、できない理由ばかり言っているじゃないですか。あと、何、さっきの世田谷の場合は、財産権にも及ぶようなことだから、それと一緒にしたくない、されたくないと言いますが、何だ、外神田のほうで、再開発をやって、あれなんか財産権の侵害の例外規定だから、やっちゃえ、やっちゃえで、あれだけ強引なことをやって、3割にも満たないところでも、ゴー、ゴーでやっているような区がよく言いますねと思いますよ。

最後……

○岩佐委員長 質疑をしてください。

○岩田委員 街路樹のばらばらで——小野さん、ちょっとうるさいです。街路樹がばらばらであってはいけないというようなことを……

○岩佐委員長 岩田委員、岩田委員、岩田委員。落ち着いて。

○岩田委員 言っていましたけども……

○岩佐委員長 岩田委員、落ち着いてください。

○岩田委員 えっ。

○岩佐委員長 落ち着いてお話してください。質疑を……

○岩田委員 はいはい。街路樹、ばらばらであってはいけないと言いますが、だったら、Ⅰ期で、何、イチョウがありました、Ⅱ期で陽光桜、しかも、Ⅰ期の場所とは違うところに植え替える。ばらばらじゃないですか。言っていることも、やっていることもばらばらですよ。そこに対する整合性をどういうふうに考えていますか。

○印出井環境まちづくり部長 道路整備工事については、先ほど小枝委員からご指摘もあったように、当初のガイドラインの中での街路樹の位置づけということについては案があ

った。それは事実でございます。検討を深める中で、街路樹を更新しようと。ただ、Ⅰ期については、様々、議会での議論も踏まえて、あそこのイチョウというのは、震災復興のイチョウでございます。それから、沿道における建物立地の状況も、Ⅰ期以东と比べると、一つの敷地に1建物と、それから、そこに出入口、何か商業施設の出入口があるということではないので、その特殊性を踏まえて、震災復興のイチョウということも含めて、大木化していますから、残したという経緯があり、その辺りについては、議会と行政のほうも一致したいという経緯がありますので、そこだけを押まえて、ばらばらであっていいんだと、整合性が取れていないということについては、遺憾でございます。

今後の街路樹整備に当たって、それぞれの街区で、そういった街路樹の整合性が取れていなかったり、道路の線形が取れていなかったりというような事態が、例えば、ファシリテーターで自由な意見というようなことがあった場合に、そういうことも、当然、想定されますし、変更の、そうした線形の変更を伴う見直しということになれば、当然ながら、先ほどシャッフルと申し上げましたけれども、我々としては、警察協議も含めて、ゼロから再検討していくということになるかなと思います。その場合、この十数年にわたって、まちづくりと道路整備を一体としてご議論していただいた沿道整備推進協議会の皆様方に、私としては、本当に顔向けできないと。これまでボランティアでご議論、ご検討いただいたという経緯についても、しっかり尊重しなきゃいけないというふうに思っておりますので、そのところは、ぜひ、ご理解を頂きたいと思っております。

○岩佐委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 関連ですが、一つだけ。今日は、やっぱり一般会計補正予算第5号を決断しなくてはいけないので、最後に、私のほうからは、（発言する者多数あり）多分、木守りをされていらっしゃる方々だと思います、複数の方から、道路を造ることは全く賛成、反対はしていないんですと。ただ、ぜひ、一度、区の方とまたお話し合いの場を持ってほしいというのが私たちの考えなんですと。それを分かってほしいというお電話が、同じような内容が複数ありましたので、そんな声を届けさせていただきながら、一つ、ここ、ご質問なんですけど、この環境まちづくり部資料4-3の令和6年2月1日の3ページ目でしょうか、この黄色とか、赤とか、青のところがあるんですが、この移植予定の2本というこの黄色というのは、ひよっとすると、イチョウをここに移植してもいいという気持ちが込められているのか、込められていないのか、ちょっと教えていただきたくて。

以上でございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 この図面ですけれども、これは、現在ある木の今工事をするときに、黄色であれば、移植をする予定ということでございます。ですから、ここのこの2本に関しては、ほかの場所へ、イチョウそのものがそんなに大きくないので、移植が可能ということで、それをほかの場所へ移植すると、そういうことでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 私は、どちらの味方でもないというか、この議決に関しても、私はちょうどそのときは議員でありませぬので、いませんでした。よく分かるんです、職員の立場からすれば、議決された内容を遂行していく、粛々と遂行していくという役割、これについても理解します。そして、また、木を守る方々の、お年寄りの方が、この寒い中、守って

いる姿を見たときに、私は本当に涙が出てしまう。これがいいとか、悪いとかじゃないですよ。こんなことになっている区にはいけないと思っているんです。

そして、もし内容を聞かならば、もう、ここの中にも入れないんですよ。というのは、この仮処分に関する意思形成過程のことに云々かんぬん書いてあったって、本来、私がもしやるんだったら、例えば、10月13日、10名というのは、何をもって、妥当性があるんですか、550万もかけていたんですか、これはどういうふうなんですかと聞きたいですよ。でも、これを聞く前の話なんです。

まあ、いろいろ言うといけないんですけど、こういう小さなけんかというときは、親分が——親分と言ったけど、親が出てきて収めなくちゃいけないんですよ。というのは、第Ⅰ期工事も、当然のごとく、イチョウの問題がありました。私も、それに渦中にあったんです。それで、結局は、イチョウとプラタナスにしたのは、これは首長の決裁でした、あのときは。というように、こういうふうに、これだけ二分する、これだけ問題になる、こんなお金をかけているということになったときに、一度、やはり、副区長なりなんなりが預かって、この中について、整理をしなかったら、先に進みませんよ。こんなことをずっと続けて、私は、もう、ここのところにはほんとうしょうがない。××××××していましたよ。だけでも、あまりにも××××××議論をこれ以上進めていたら——あ、ごめんなさい。

（発言する者あり）あ、関与しませんでしたよ。何かといったら……。 （「訂正で」と呼ぶ者あり）

訂正します。××××××というのは訂正で、（発言する者多数あり）しゃべりもしていませんでした。（「×××」「××××」と呼ぶ者あり）××××××のも訂正します。

こういう状況の中で、やはり、ここのところは、きちっと責任ある方が、一度、受け取って、そして、どうするかを判断するということが、何かといったら、担当者と、そのこの受けている利益代表者のいろいろな質問をしたら、こういう話になるに決まっているんですよ。そこをどうやって収めるか、一度、一呼吸置くような対応というのをするのか、しないのか。やっぱり、それなりの方がお答えいただければと思います。これ以上やっても、生産性の高い質疑にはならないと思いますので、お答えいただきたいと思う。

○桜井委員 関連。（発言する者あり）

○岩佐委員長 先に答弁いただきたいと思います。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 先ほど来ご答弁申し上げている、今日、資料でも出しましたけども、今回、我々としては、とにかく工事を進めていきたいと。それから、やはりトップマネジメント層についても、様々な方々から計画どおり進めてほしいというようなお声を聞いているというような状況にある中で、仮処分の申立てをすると。これが、とにかく、我々としては、大変遺憾ながら、現状の中で工事を進めていく上での一定の措置であるということでございます。資料にもあるとおり、甲決裁ということで、区長決裁をしていただいておりますし、それから、その前段に当たっては、こうした措置を取ることにについては、十分打合せをしたところでございます。それが、まさしく、今、区が取るべき状況という中でのトップマネジメント層の認識だというふうにご理解を頂ければと思います。

○はやお委員 はい。最後。

結局は、それ、分かっていますよ。環境まちづくりでも同じ答弁いただきました。今日は、特別職がいらっしゃるから、そのところで、一呼吸置くということについての考え

があるのか、ないのかを、特別職に私は伺っているんです。だから、そこをきちっと答えて、ないならないということについては、もうそこはしょうがないことですから。でも、これ以上議論を進めても、質疑を進めてもということですから、はっきり対応を、そりゃあ、当然、そうですよ。決裁機関、機関決定しなきゃできないことですけど、こういう状況を踏まえて、政治は生き物ですから、今ここがどうなっているかを判断して、どういうふうを受け止めるか。時には、政治というのは妥協の中に方向性を見つけるんですよ。その妥協というのもあってもしかるべき。でも、職員の方々は一生懸命やっているんで、よく分かります。だから、そこを判断してもらいたい。

○岩佐委員長 桜井委員。

○桜井委員 今、はやお委員のほうから特別職にということでの発言がありましたので、そういうことになるのであれば、その前に私も一言述べさせていただきます。

今回の神田警察通りの案件については、長い年月をかけて、今日、新たな議案として、債務負担行為の議案が出てきたわけですけども、先ほど話をお伺いして、この債務負担行為に対しての至るこの事業の、議会のほうでは、比較的、否定的な意見に対して、執行機関は答えるというような、そんな話には今なっているように私は受け止めています。

ただ、私は、決して執行機関を擁護するわけじゃありませんけども、私は、議会人として、そもそも、この案件については、議会として議決をしたというところから始まっている。これはもう皆さんもご存じのこと。で、そのときに反対した人がいたかもしれないけど、議会で議決をしたものについては、これは、議会はそういう判断をしたということなんです。そういうことに基づいて、執行機関がそれに対して事を運んできた、ここまで行ってきたという事実があって、それで、その間の中で、先ほど、やり取りの中では、地域の方のご意見を聞いていないとか、数が少ないとかという話もありましたけども、いえいえ、今回のこの件については、沿道の協議会の方を中心にただけじゃなくて、反対のご意見を持っていらっしゃる方も含めて、様々な場面でご意見を聞いて、それで、今現在に至っているということがあるんですよ。それはもう皆さん知っているはずなの。だけど、それが十分じゃないという意見はある。これもしょうがない。それが十分じゃないという意見を持っている方もいるかもしれない。で、この計画が駄目だよという、そういう考え方を持っている人もいても、これはしょうがない、考え方としては。ただ、何度も言いますが、我々議会は、我々議会は、議決をしたという判断の下にやっている。それがなかったら、執行機関は動きませんよ。我々はそれをやっているから、執行機関が動いている。執行権の中で、それを実行しようとしているわけなんです。

この話、もう、これ以上やっても、恐らく平行線ですよ、委員長。もし反対の方がいらっしゃるようだったら、討論の中でご意見を言って、それで採決に臨むという形に持っていかなかったら、いつまでたっても、これ、終わらない、このことは。

先ほど、はやお委員おっしゃった、僕も半分賛成です。やはり、このことは、過去の中にも、トップが千代田区のこの事業を進めるに当たって、今も変わらずこういう決意でやるつもりがあるんだと、やる決意なんだということは示していただかないと、この話、ここは終わらない。ということで、委員長、私からも、引き取るんじゃないと、この場で、この場で、区長から、この事業に対して、どういう決意でやるんだというようなことをしっかりと述べていただくということが必要なんだと私は思いますけども、いかがでしょう

か。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ちょっとるる今ご意見いただいておりまして、本当に先ほどから立場違って、多くのいろんなご意見が繰り返しになってしまっていますので、ちょっとまとめてご答弁を一度していただけますでしょうか。（発言する者あり）その前に、まだご意見があれば。

○桜井委員 まとめて答弁なんていうのは、僕は提案していませんよ。

○岩佐委員長 区長の。（発言する者あり）その前に、まだご意見が、質疑がある方がいらっしゃる。（発言する者多数あり）

入山委員。

○入山委員 様々なご意見があるのは、今聞いていて分かりました。

神田警察通り道路整備についてですけれども、時間がかかっているのもうしょうがないかなとは思っているところですが、令和8年には、障害者施設、高齢者施設ができる。そのために、町会長が汗をかいて、さんざんいろんな会議をしていただきました。その中で町会長がおっしゃっていたのが、障害者の方のバリアフリー、または、高齢者のために、つえをついた方がそこを歩く道路を整備してくれと、そういうふうな話も頂きました。

そんな中で、私も、古くから神田にお住まいの方から、神田警察通りの整備を早くしてほしいという声を伺っております。ファミリー層の声も、狭い歩道をベビーカーが通ると。一番は自転車道なんですね。神田駅方向からどうしても逆走してくる自転車がいるんです。本当にそれを見ていると、危なくて、そこが一番直してほしいところだと思っています。また、通学路も近くにありますが、ぜひとも、道路整備をしていただきたいと思っています。また、今後、これ、進まない状況が続くと思うんですけれども、区としては、同時に進めることはできないのでしょうか。（発言する者多数あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 入山委員のご意見、受け止めまして、Ⅱ期工事が遅れるということで、工事全体が遅れるということは、もう非常に遺憾だと思っております。沿道の皆様にご迷惑をかけないように、Ⅱ期工事より東の、東側の区域につきましても、設計費など、そういう予算を令和6年度予算にも計上してございます。並行して検討を進めていく予定でございます。

○入山委員 最後に、本当に区民の安心・安全のために一番考えていただきたいんですね。神田の地域の方は本当に商売もやっていますし、子育てとか、いろいろやっていますので、ぜひとも、（発言する者あり）地域のため、区民のために、ぜひ、よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 先ほど桜井委員からもはやお委員からも、そして、今、入山委員からもしかるべき方からしっかりとご答弁いただきたいということなので、ご答弁、区長。

○樋口区長 ありがとうございます。これまで本当に様々なご議論もありました。また、思い返しますと、本当に令和3年度に工事着手いたしましたけれども、一旦、そうした木を守りたいと、そういった思いを持たれる方とのお話し合いもありました。その間、工事を止めております。都度、議会にもご報告しているわけでありまして。そうした中でも、やはり、これ以上の話を続けても、なかなか一致点が見いだせない。これは、地域においても、そうでありました。これは二分しているということよりも、むしろ、木を守りたい

という方が一部おられますが、多くの方はやはり進めてほしいという声が届いております。そうした中で、それは、区議の皆さんもお分かりだと思います。議会の中でもご判断して、都度のご判断の中で、賛否を採って、賛成多数で進めてきたと。でも、納得できないと、おかしいと思う区議さんがおられるのも、事実だと思います。そうした方が、現場において様々な活動をされるのも、それは自由でしょう。しかし、やはり執行機関としては、賛否を頂いたんですから、賛成として、執行を粛々と進めると、これは当然のことだと思います。

そうした中で、私どもは、あるタイミングからは暴力行為が起きました。暴力行為が起きた以上は、警察にも証拠を出し、あるいはこの妨害行為が続くということで、仮処分の申請もしているところであります。この仮処分というのは、工事区間、工事区間への立入りを禁止するという申請であります。何も通行を禁止するとか、平日の何か歩道を歩くことを禁止するというわけでもありません。道路工事をさせてくださいという仮処分の申請です。

これまでも議論いただいたことを、何遍も何遍も、これは環境まちづくり委員会でもさせていただいていますが、この議論をさせていただいた結果、私どもは賛否を問いたいということありますから、私どもの思いを、ぜひ、賛否で皆さんには示していただければと、そのように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。さらに、ここ内容の中で、質疑ございますか。（「いいよ」「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「なし。手を挙げて」「討論で言ってもらわないと無理だよ」と呼ぶ者あり）これは、もう討論でやっていただいても、大丈夫ですか。

○岩田委員 いやいや、今の答弁に対して、ちょっと……

○桜井委員 ここで、じゃあ、一言言ってもらったら。言ってもらって終わりにしましょうよ。

○岩佐委員長 はい。じゃあ、岩田委員。（発言する者あり）

○岩田委員 工事に反対、伐採工事に反対している方は、現場に行くのも自由でしょうというようなお話でしたけども、でも、その自由と言っているながら、もう、そこにいるだけで仮処分を何か出されちゃった方もいらっしゃいますけど、それは何かおかしいですよ。

じゃあ、それで、仮処分——仮処分した人、しない人の対象基準というのは、どういうものがあるのか。別の委員会では、何か資料を出してくれると言っていたんですけど、それって、もう用意、こっちのほうでは出せますかね。そういうのって分かりますか。どういう人を対象基準にしたのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩田委員のご提案——ご提案というか要望なんですけども、ただいま仮処分の手続中ですので、その辺の資料というのはお出しできません。

○岩田委員 ちょっとおかしいよ。出すと言ったじゃん。おかしいよ。

○林副委員長 これ、委員会資料なの。委員会の資料なの。

○岩田委員 どれですか。

○林副委員長 今、配付されたの。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後3時07分休憩

午後3時12分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

お時間を取らせていただいてしまって、申し訳ありませんでした。

ちょっと先に資料の確認をさせてください。先ほど小枝委員からご要望があった意思形成過程についての資料は、この当委員会の資料として確認させていただいて、参考資料として、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、その内容に限って、ちょっと先ほどから質疑が、まとめて質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田委員 今の課長の答弁、出せないということなんですけども、今年の2月6日のほかの委員会では、はやお委員が自分の質問にかぶせていただいて、エビデンスを持ったものを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうかという答弁で、庁内で確認をして出させていただきますと言っているのに、今のは全然答えになっていないじゃないですか。おかしいですよ。理由になっていないですよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、課長がどこかで申し上げた庁内で確認するプロセスの中で、まさに争訟中でございます。仮処分の対象について、これから追加をしたりとか、そういったことも当然想定できますので、今の段階で、そういった争訟中の、まさに意思形成過程、争訟過程の中の考え方をちょっとお出しするのは難しいということで、先ほど課長からご答弁させていただいたとおりでございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 この事業に関するコストについて、まず、質問させていただきます。

補正予算が成立しなかった場合、この工事自体が中止されてしまうという認識なんですけれども、一方で、補正予算での契約変更がされても、工事ができず、出来高も上がらなくても、一定のコストがかかるというふうに理解して、月々、どのくらいのコストがかかっていく見通しなのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 作業等を何も行わない場合、月々およそ100万円程度増額となる見込みでございます。また、さらに作業を行おうとして、妨害されれば、その分の費用も増加いたします。

○春山委員 確認です。月々100万円というのが、伐採などの作業が進まなくても、ただただかかっていくお金ということでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○春山委員 続いて、この工事、2年弱遅れていると思うんですけれども、工事がストップしていることによる人件費の高騰なり、資材価格の高騰によつての工事金額の増額というのは折り込まれているのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まだ工事の出来高が上がってございませんので、そのものは含まれてございません。また今後、工事が進んだ折には、それが発生してくるということでございます。

○春山委員 その工事の増額については、増えていくというふうに推測されているんでし

ようか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほど、いろいろ出ていますインフレスライドということもございまして、そういうことで、工事が進めば、それに関して、また必要になってくるということでございます。

○春山委員 私も途中からこの警察通りの沿道整備推進協議会に何度か参加させていただいて、錦町三丁目の施設ができるまでにバリアフリーをという声は本当に大切だなと思いますし、これだけのコストが税金としてかかっているのであれば、やっぱり一刻も早く道路整備というのが遂行されるといいなというふうに思います。

続いての質問なんですけれども、ただ、神田警察通りの整備やバリアフリー化や自転車道の通行環境整備ということになっていきますけれども、この自転車の通行量の調査みたいなものは、どういうふうに行われているのかというのを伺いたいのと、沿道まちづくりビジョンに示されている、こういった緑の確保やにぎわい創出というのは、道路整備と並行して、どのように進められていくのかというのが絵が見えてこないんですけれども、その辺については、どうお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 自転車の通行量というところは、設計段階で測量というか、測っております、それによって、設計をしているというところでございます。

また、沿道周辺まちづくりのビジョンですね、そちらとの関係ですけども、神田警察通りは、まちづくりの観点から道路整備を検討してまいりました。歩道の拡幅、自転車道の整備など、安全・安心を基本に、まさに沿道のにぎわいの創出や神田らしいシンボルとなるような道路整備を進めていく方向について、検討されてまいりました。併せて、神田警察通り周辺まちづくり方針を策定いたしまして、道路整備と並行して、沿道のにぎわいの創出や質の高い緑の整備などに取り組んでいくものでございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足でよろしいですか。すみません。腰を折って、申し訳ないです。

春山委員がご指摘のように、経年で、自転車の通行量ということについては、データを押さえていないということは事実でございます。シェアサイクルの発展等も含めて、それらについては、今後、しっかり押さえていきたいというふうに思っております。

もう一点、やはり、この道路整備のきっかけとして、沿道整備推進協議会が立ち上がる前段で、神田警察通りの中で、仮にコーンを置いて、自転車専用レーンを使った実証実験などをしております。これについては、沿道町会、連合町会も含めて、大きなご協力を頂きました。それが今後の自転車道整備のきっかけともなっておりますので、我々としては、千代田区の区道において、広幅員の区道において、自転車道を整備する一丁目一番地として警察通りを考えているところでございますので、ぜひ、その辺りはご理解いただきたいと思っております。

○春山委員 この計画がされてから、かなりの年月がたっているということと、社会環境の変化もしている中で、委員会のところで質問させていただいたときに、この計画自体は見直さないというふうにはご答弁いただいているんですけれども、でも、しかしながら、この現在の計画が現状や実情と合わなくなってくる可能性というのは、やはり社会環境なり、年月があると思うんですけれども、そういったときに、この道路の利活用の在り方やマネジメントというのをどうお考えなのか。例えば、もう人中心のまちづくりがすごく進

んでいる松山とかでは、4車線の道路は2車線に減らして、店舗の活力が低下していたのをにぎわいを持たせるために、歩道空間側にデッキだとかチェアとかを出して、かなりお店が活性化したというような事例も、多々、多々、全国にある中、この神田のところの駐車帯を作ること、逆に、かえって、店舗のにぎわいが本当に活性化できるのかとか、または、その駐車帯のところ、今、パークレットで閉鎖して、店舗が、お店が出せるようにしたりという逆の取組が多くなる中、こういったまちの沿道における機能更新を通じた広場や緑の確保も含めて、どのようにお考えか、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 少し道路整備だけではない視点のご指摘がございましたので、私のほうからお答えをいたします。

先ほど来計画の見直しについて、要は、道路線形の大幅な見直しを伴う変更ということについては、これまで、まちづくりと連携して、道路整備を議論してきた経緯を含めると、難しいというふうに申し上げました。ただ、既存の道路線形の中で、今、委員ご指摘があったように、駐車帯の部分をパークレット的に使うとか、緑地に変えていくとか、あるいは、レインガーデンにしていこうとか、そういったことについては、今後、個々のエリアの整備の中で、既存線形あるいは既存の車線動向を踏まえながら検討していくと。

さらには、今、様々、車線をいじめることについては、実は、賛否両論あったところがございます。しかしながら、歩行者優先のまちづくりを進める中で、利活用の中で、車線部分も、土日とか、車の通行量が少ない中で、広場として活用していくということについても、当然ながら考えられると思います。併せて、沿道では、まちづくりの機運が盛り上がっておりますので、沿道を通じたエリアマネジメント連携ということについても、我々、まちづくり担当部門と連携しながら、道路の利活用を並行して検討していきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 この辺りで、債務負担行為に関する質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）まとめてやっていただけますか。（「いいよ、もう」と呼ぶ者あり）この時間です。

じゃあ、はまもり委員。小枝委員。

○小枝委員 資料を出していただいたので、資料のところ、質疑をいたします。

なぜ、この資料を出したかということ、何というんですかね、上から牽引主義的にやっていこうというやり方の中に、非常に、区民のほうはポケットマネーで本当に私財をなげうってやっているわけだけれども、行政のほうは、こうした550万円の特命随契で、弁護士を頼むであるとか、それから、1,000万円のコンサル費用、つまり、Ⅲ期工事のデザインを書こうとしていたことを議会に求めて、今、可決をした予算を警備員代に使うてしまうであるとか、そういう、しかも、全て特命随契ということで、8時間で8万円の報酬を払っているということも明らかになった。（発言する者あり）そういうふうなことがどういうふうに、いつ、誰が、どういうふうにそれを決めたのかということをお明らかにしてもらいたいんですね。なぜならば、それが、今の仕事の進め方の公費の使い方の基礎をなしているからなんです。

まず、10月13日の資料を出してもらいましたので、誰が、1日で決めたわけですよ、10月13日。この日は嶋崎元委員長が最後に委員会に出てきた日なんですよ。その日にどういうふうに委員長として最後に仕切った日なんですよ。いつ、どこで、誰がこれ

を立ち上げて、そして、区長というトップの決裁まで行ったのか。もしくは、区長から来たのか。もしかしたら、議員から来たのか。ちょっとその辺の流れを明らかにしてもらいたい。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご質問もございましたが、この遅れに伴う損害の負担をどうしていくのかというようなご議論も、もう議会の中でご指摘がございました。我々のほうといたしましても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、力づくで木のそばにいらっしゃる方は、そこから排除することができないということも、またこれは事実でございます。例えば、そういった方について、損害賠償を求めるとか、あるいは、入らないような形での排除の請求を求めるとか、いろいろ試行実験をしていたところでございます。

そういった中で、やはり行政として、まず、とにかく工事を進める。それには、工事エリアに入らないでくださいと。工事している間については、工事エリア周辺で、どんな表現活動を行っても結構ですけれども、工事エリアに入らないでくださいというような措置はどうしたらいいかというようなことで、この決裁に至るプロセスの中で、担当、それから、当然、区長や副区長を交えた打合せを重ねた上で、決裁日がこの日になったというところでございます。

それから、仮処分の申立てについては、重要な決裁の一つとして甲決裁になっておりますが、いわゆる、訴えの提起ではございませんので、決裁をもって最終的に決定したというところでございます。

○小枝委員 私が聞いたのは、こちらの、じゃあ、4-2のほうの経過一覧のほうを見てもらうと、17番、裏面の17番から20番のところまで3枠あるわけです、10月13日がね。いつ、誰がということを知りましたので、ここに沿って、どんな形でこうしたことを決めたのかという、それが先ほどの質問なので、さくっと答えていただきたいんですよ、さくっと。

○印出井環境まちづくり部長 こうした意思決定、最終的には決裁でしますけれども、それに至る前段の打合せ等々について、例えば、私と区長と副区長が打ち合わせすることについて、何か検討会設置要綱をつくるとか、そういった何かフォーマルな会議があって、それをもって、いつ、どこで、誰がみたいな形ではやってございません。それは、ある種、最終的に決裁という手順を取る上で、必要に応じて、適宜、レクを重ねたり、それから、担当のほうで、いろいろ法規担当と相談をしたりというような、そういった調整を踏まえてやっていきますので、それら、あらゆることについて、打合せの根拠となる要綱があるというわけではございませんし、それら、あらゆることについて、ログを取っているということではございませんので、最終的には、この10月13日に文書で決裁を取ったというところでございます。

○小枝委員 私と区長で決めたということでしたけれども、そうした記録を別に取っていませんよという、そういう話なんですかね。

いや、何でそんなことを言うかということ、552万で10人、さっき岩田さんのほうからどういう基準で決めたんですかというふうなこともありましたが、私自身もちゃんとターゲットになっているんですね。（発言する者あり）もう十分に部長も区長もご存じのような方がほかにも何人もいらっしゃるのに、狙っているんですよ。しかも、狙ったんだから、正確に狙ってくればいいのに、私が何をやったかということ、胸ぐらをつかん

で妨害したと書いてあって、それで、資料となっているものは、挑発的に手を振っているとか、工事の中にいたとか、全然、胸ぐらをつかんだ写真がないんですよ。それで、結果としては取り下げているんですよ。それがたまたま私のことだから、私に分かるんだけど、公費を使うに当たって、区長と部長が決めた内容がそんなポケットマネーでもないのに、人を選別して脅すようなやり方で、価格の適正性だって、552万が何で適正なのか説明できますか。区長、後ろを向かないでください。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、私は、区長と2人で決めたなんて一切言っていません。担当とも打合せを重ねた上で、適宜、トップマネジメントと協議し、それから、言ったと思いますけれども、法規担当とかとも調整を重ねながら進めたわけです。ですので、その辺は、ちょっとご理解いただきたいと。2人や3人で決めたというのは、全くそんなことは言ったとは思いませんので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、積算については、こうした弁護士さんを委託する場合の一定の根拠、基準なり、標準的なものをもって対応したというところがございます。

○小枝委員 私に要した、例えば、私に要した費用というのは、結局は、本当じゃなかったということからすると、私以外にもあるけど、それって、空振りだったわけですよ。そういう、何というか、やってみなくちゃ分からないような荒いやり方で、552万も使うという予算の使い方が本当に法規担当がこれでいいと言ったんですか。言ったとするならば、そして、この予算は、費目でいうと、何費のどこから出ているのですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 費目につきましては、資料、後から追加資料に書いてございます。

それから、小枝委員に……

○小枝委員 どこ。いや、どれ、どれ。ちゃんと言って。どこに。どこにある。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和5年度一般会計、環境まちづくり費、一番下ですね、予算科目。

○小枝委員 えっ。どこ、どこ、どこ、どこ、どこ、どこ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。道路公園費、道路新設改良費、委託料。

○小枝委員 これ、委託料ということは、新しい、皆さんが待ち望んでいる福祉施設があるところはⅢ期だから、Ⅲ期のところの設計費用のそのお金ということですか。でも、あれは、警備員代で使ってしまったているわけだから、残っていないと思うんですけどね。

○須貝基盤整備計画担当課長 これに関しましては、流用いたしまして、（発言する者あり）自転車通行環境整備と同じく、道路公園費、新設改良費のうちのバリアフリー歩行空間の整備の委託料から流用したものでございます。

○小枝委員 流用し、本来、議会から認められた費用でない費用から出したということですよ。（「流用……」と呼ぶ者あり）この件に関して、これ、ちょっと552万の正当性については一切言及がなかったし、随契だから、価格の適正性というものも、恐らく自信がないから、何もおっしゃられないのでしょうか。だって、相見積を取っているわけでもないですもんね。そういうことですよ。

そして、同じこの4-2のところ、4月11日ということが書かれていて、15番、ナンバー15のところですね。そうすると、593万支出済みというふうになっているわけなんですけれども、これが1,000万円のコンサルというか、デザイン、設計のため

の費用を流用したということですよ。これも、令和4年にも、同じように、1,000万の契約をしていて、1者、特命随契なんですよ。特命随契ガイドラインとかを見ると、非常にやってはならないことに踏み込んでしまっていて、それを区長自らが認める中で、これですね、随意契約ガイドライン、8時間で8万円の夜勤代という、この驚くべき、しかも、その資格は一夜で取れる資格を持っていると。これだって、本当に危ないところに踏み込んでいるというふうに思うのは、ここの事業者と、要は、契約した警備の会社と、もし、癒着や関わりが千代田区とそもそもあった場合に、これを回避する手だてがないんですよ。初めのところに、「はじめに」というところに書いてあって、契約の相手方を固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど、公正を妨げる事態を生じるおそれがあるって。まさに、この警備員の話というのは、これに踏み込んでしまっているんじゃないかということなんです。ちゃんと説明ができれば、そこは説明してください。

特命随意契約の在り方、ご自分たちでつくっているマニュアルなんですよ。気をつけなきゃいけませんよ。それを比較考量しないで、1,000万ぼんと言いついで出している。

○武笠契約課長 はい。現在、こちらの契約の特命随契理由書が手元にはございませんけれども、インターネット上で公開しておりますので、改めてご確認いただければと思います。また、ガイドラインに特命随契できる場合などを記載してございます。こちら、特命随契できる場合は、地方自治法の施行令のほうで厳密に定められておりまして、9項目ございます。今回のこの特命随契理由につきましても、この項目に合致するというふうに判断したところで、特命随意契約を行っているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 これ、決算のほうでもやっていただければと思うので、今日のところは、あまり広げないで、少しまとめてご質疑をお願いできますか。

○小枝委員 仕事の仕方として、公費の使い方として、今ある現在がこのまま進めていっても、区民が幸せになるような仕事の仕方にならないと同時に、公平性、透明性、適正性というところでは、今の答弁でも全く論証できていないんですよ。そういうことを残してしまっているということを、ここは指摘しておきます。

8万円の警備員代1,000万円が2回、それから、550万円の弁護士代、全て特命随契、そして、区が言っている特命随契は、こういうことを気をつけなさいよと言っている。それを全く無視しているということを指摘しておきます。

この点のところでは、仕事の仕方について、もう一点、区のホームページに、「神田警察通り道路整備工事における暴力行為について」というのが、2023年4月12日のところから出ています。これは4月11日の事柄を踏まえた、そういう表記になっているわけですけども、当時の広報課長の答弁からすると、住民側のけが人が出ているということであれば、事実即して、それは修正しなければならないということをおっしゃっているんですね。その修正もなされないまま、広報課長はお辞めになってしまわれている。これは、何か、何というんですかね、非常におかしなことだと思うんですね。広報課長は、住民のことも記述しましょうと言っています。それと、住民の証明、証言によると、広報課長は、最初、危機管理指針に基づいて、4行の短いフレーズで速やかに出そうとしたんだ

けれども、区長か、どなたかの、何というか、それじゃ駄目だということがあって、そういうこともあって、書き換えなければならなくなったというようなことを住民にはおっしゃっていたというようなことを聞きました。そういうふうなことがあったのか。

そして、この危機管理指針で、ちゃんと読むと、どういう事態については、ホームページに記載しなきゃならないかということが書いてあるんですね。公共施設において事故があった場合、あるいは、職員について何かがあった場合、そういうことについても載せなさいよと書いてあるんだけど、先ほどはまもり委員から感情的という言葉があったんだけど、本当に行政組織が極めて感情的な対応に終始していて、自らつくったこういう随意契約ガイドライン、今日は、私は繰り返しませんけれども、これはこうした工事中止のガイドライン、国でも、東京都でも、千代田区でもつくっています、住民トラブルがあったら止めましょう。そういうふうなものを全く顧みることなく、まるで江戸時代のように、歯向かうものは潰してしまえというやり方をするのが（発言する者あり）千代田区の行政の在り方だとすると、やはり幸せなまちになれなくなってしまいうんじゃないかということ非常に思いますので、誠実な答弁をお願いします。

○岩佐委員長 部長、答弁できますか。部長、お願いします。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 はい。ちょっとご質問の趣旨が分かりません。

それから、暴力的な妨害があったのは、これ、事実でございます。結果として、書類請求に至ったということについては、当然、その先の刑事手続の進捗はまだ存じ上げませんけれども、一定程度の違法性があるような行為があったということは、明らかなのかなというふうに思っています。

○小枝委員 非常に千代田区は怖いんですよ。権力者ですからね。物すごく怖いと思いました。何でかということ、千代田区側と警備員側は、いっぱいカメラをつけて、住民側を撮るわけです。そして、それを職務として来ているぐらいで。そして、それをもって、区民を訴えるわけです。そして、区民は、警備員によって突き飛ばされて、けがした人もいるのに、その画像は、自らの画像だから見せてくれと言っても、区は断固として見せないと言うんですよ。これは、本当に千代田区というのは、まるで秘密組織のように、怖い組織になってしまったなど。情報はクローズ。そういう在り方で、私はとっても区民を幸せにすることはできない。本当に不幸な区民になってしまう。だから、そうしないためにも、本会議場でも言いましたけれども、子ども時代に砂場の山を両側から掘っていくと、女の子と男の子でやったりしますよね。ああいうことをやるのが対話だと。住民の側は一生懸命掘ってきているのに、区の側はコンクリートで塗り固めた上に、何かその上に砂をかぶせるみたいな、物すごく住民を、何というんですかね、どうしてそこまで憎むのか。

本当に区長を応援したりしたかもしれない。区長とLINE交換しているかもしれない。そして、一生懸命、固定資産税を払っているだろう。そういう人たちにどうして一顧だにできないのかということは理解できません。

まとめて言うと、訳わからんと言われるんですよ。じゃあ、一個一個やりますかという話ですよ、一個一個。530万円どうですか、550万円どうですか、1,000万円の警備代どうですか。そして、ホームページは何で書き換えないんですか。書き換えると言った広報課長はどうして××××××××ですか。（発言する者多数あり）そして、いや、笑い事じゃないですよ。そして、区の職員に事故があっても、どうしてそんなちゃん

と……

○岩佐委員長 小枝委員、小枝委員、まとめていただけますか。そして、さっきから本当に重複しているのと、今、この件については、もう決算のほうでもやっていただいて、言っていただく内容ですので、今、ここはもう先ほどの……

○小枝委員 決算と言うんですけど、決算というのは半年後ですよ。そうすると、今、ここでどういう税金の使われ方をして、この事業が動いているのかについての理解をせずに、ただ賛否を取ればいいというやり方については、私は、それは違うと思いますけれども、一個一個、本当は質問したいんですけども、でも、全体に協調はしていかなきゃいけないというふう思うので。

○桜井委員 広報課長が××××というのは……（「そこは訂正して」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 広報課長が××××という言葉については、訂正をいたします。（発言する者多数あり）ただ、本当に職員の方が幸せに仕事をしていただけるような環境でないとまずいというふうなことも指摘申し上げて、私の質問です。

○岩佐委員長 今の質問は、今、質問ですか。（「思いでしょう」「思い、思い」と呼ぶ者あり）今、思いを語っていただいたと思うんですけども、これ、質問にさせていただいて。それで、ちょっとやり取りが同じになってしまっているんで、あとは、もう全て討論のほうで言っていただいて……

○はまもり委員 まとめて言います。さっき言った、認めてもらったから。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 まとめて、もう、あと1回ぐらいでまとめてください。お時間がありますので。

はまもり委員。

○はまもり委員 まとめてということだったので、3点、言います。2点が区に対して。

1点目なんですけれども、小枝委員がありました大本の大林道路さんとの契約について、それから、2点目の警備員の費用の契約について、それから、3点目の仮処分命令を出した3点目について、先ほどと同じように、不正防止調査のところ、区の中で、これが問題がないのかどうかは確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目まで、まず、先に行っちゃいますね。3点のうち、2点目です。ちょっと答弁がなかったかなと思いましたので、7月25日の環まち委員会で、区民側がけがしたのであれば、これに対しては検討して訂正するというふうな話がありましたが、訂正したのかどうか。訂正していないのであれば、その理由は何か。まず、こちら、2点、お願いいたします。

○岩佐委員長 端的に答弁をお願いします。

総務課長。

○石綿総務課長 ただいまのはまもり委員のご質問の中で、この警察通りに関する警備の費用であるとか、それから、仮処分に関する経費の費用、これを先ほどご説明申し上げました再発防止の対策の検討委員会なりで検討していくのかどうかということですが、今回の設置目的というのは、あくまでもこの本件に関わるということではございませんので、個別具体的にその一件一件の契約を検証していくかどうかということは、この場ではちょっとお約束しかねる部分ではあるんですけども、必要があれば、多角的に契約自

体の制度の見直し点検というのは、もちろん、これ、必要だというふうに、設置をするときにもお話をさせていただいていますので、繰り返しになりますけど、個別具体的にこの案件をやるかどうかということは、この場ではお約束できませんけれども、契約自体については、先ほど繰り返しになりますが、検証なり、見直しなりの検討というのはする予定でございます。

○印出井環境まちづくり部長 ホームページの掲載のほうについては、修正すべき点がないので、修正していないというところでございます。

○はまもり委員 まず、契約については、これも小枝委員指摘がありましたけれども、事件に関わった委員長が最後の議決、陳情審査があったときに、これを止めるのか、進めるのかといった最後のところで、委員長判断で進めるというふうになったというような経緯もあるので、関連性があるのではないかというような声も区民から頂いておりまして、ぜひ、これは約束ができないということではありますけど、ご検討いただきたいと思います。

2点目は、訂正する必要がないというふうに言ったのは理由にはならなくて、事実として、区民側がけがをしているといったことがあるんですね。それを訂正してください。なぜなら、それは7月25日のときに既に答弁があって、また危機管理指針に基づくやり方になると思うんです。そこがどうしてもできないのかといったところを、再度、ご答弁をお願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、ウェブサイトの中身を訂正していないのかと言ったので、訂正する必要がないと、訂正する要素がないということでお答えを申し上げました。それから、私も、区民の方々の中に、そういったけがをしたというようなことについては、区としては承知しておりません。

○岩佐委員長 ちょっと繰り返しになっているので。

○はまもり委員 じゃあ、ホームページについては、最後の確認になります。これは、事実としてはけがをしているんですけども、区として認識していないということでした。区として認識するには、どんな手続が必要なのか、最後、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 区として、そういったことをお伝えいただければ、認識します。ただし、ホームページの記載内容については修正するという内容はないというふうに考えております。

○はまもり委員 何で。（発言する者あり）

○岩佐委員長 これは……

○はまもり委員 あ、もう次に行きます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 次ですか。あんまりここで……

○はまもり委員 次というか、3点のうちの……（「最後」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 まとめていただいてというので、まとめてください。

○はまもり委員 3点のうち先にもうやっていたけれども、最後の3点目。

○岩佐委員長 まとめてください。

○はまもり委員 それでは、手続をした上で、公正に対応していただきたいと思います。文章自体を訂正することは難しいということでしたが、追加でそこが間違っていたということはできるというふうに聞いていますので、ご対応をお願いします。

3点目は、議会への提案になります。ちょっとここでじゃないんじゃないかというところ

ろだったら、また委員長にご判断いただきたいんですけども、附帯決議のご提案になります。（発言する者あり）区長から、裁判をやっていくんだと、粛々とやっていくんだというような話がありました。これは一つの区の対応ではあると思うんですが、一方で、この2年間、粛々とやると言ってながら全く進んでいなかったんですね。私は、この問題を解決して、進めるためにどうするのかということを実際に考えてほしいんですよ。三つ、あります。附帯決議としてご提案いただきたいこと、1点目、この道路整備全体でできることからやる、進めるためにできることをやるということが1点目。2点目は、住民を損害賠償請求、訴えることをやらないということ約束いただきたい。3点目は、話し合いを諦めない。難しいと言っているけれども、話し合いを諦めてしまったら終わりなんですね。裁判というのは本当の最終手段で、裁判をやっているから、裁判をやっているから、話し合えないんじゃないんですよ。裁判をやってるぐらいに対立しているから、話し合わなきゃいけないんだということを考えて、附帯決議の提案をしたいです。よろしくお願ひします。（「提案、質疑じゃないからいいでしょう」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 これで、質疑のほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後3時51分休憩

午後6時40分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

欠席届が出ています。西岡委員、午後7時から、育児のため欠席です。

先ほどの休憩前で、債務負担行為補正について、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。失礼しました。改めまして、この質疑を終了し、また令和5年度一般会計補正予算5号に対する質疑も終了します。

討論はいかがにしましょうか。（発言する者あり）

○牛尾委員 議案、何号だ。議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算5号については賛成をいたします。ただ、この中の債務負担行為については、区は工事の妨害を理由にしていますが、これだけ工事が遅れていることについては、やはり住民同士の一致点を見いだす努力がまだまだ足りなかったという結果ではないかというふうに思います。区においては、住民の合意形成、これに本当に力を尽くす。そうしたことを求め、本予算には賛成いたします。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 補正予算のうち、債務負担行為3億4,000万円については、以下の理由で賛成できません。

1点目、粛々と進めるというふうに言われるわけですが、結局この2年間、工事は進まず、こうした現状を踏まえ現実的にできるところから進める必要があること。

2点目、地域を二分し対立を深めたことを反省し、周辺住民の意見を聞き、合意形成することが求められること。

以上の点から補正予算に反対をいたします。

○岩佐委員長 ほか、討論はございますか。

岩田委員。

○岩田委員 区は、嫌がらせなどの目的で法律上認められないことが明らかな訴訟とも言える、スラップ訴訟のような訴訟を提起しておいて、さらにそれを理由に情報開示を拒否したり答弁を拒否したりしている。官製談合事件で逮捕者まで出してしまった自治体とは思えない。本来ならば、今までの態度を反省し、透明性、公正性を世間に認めていただくくらいの気持ちで区政を行っていかねばならないのに、談合と疑われるような契約も振り返ろうとせず、別の案件では強引に計画を進めようとする本補正予算には反対する。

○岩佐委員長 富山委員。

○富山委員 議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号について、賛成の立場から討論を行います。

自転車通行環境整備に係る令和6年度までの負担限度額について、3億4,000万円の債務負担行為を追加する補正予算は、神田警察通りⅡ期工事が本年3月末で現契約期間が終了してしまうところ、引き続き工事を行う契約変更をするために必要な補正予算措置であります。本整備工事は、自転車走行空間の整備だけでなく、いわゆるバリアフリー法に基づく特定道路として、その基準に対応した道路整備を行うものであります。反対されている方がいらっしゃる一方で、障害者や高齢者、ベビーカーや、お子さんを自転車に乗せて通るファミリー層の方々など、早期に整備をしてほしいという地域の声もかなり多いと認識しております。また、一部樹木の伐採が行われたところでもあり、安全性の観点からも、このままの状態では中止するべきではありません。道路整備を引き続き継続するためにも、本補正予算に賛成いたします。

○岩佐委員長 そのほか、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。以上で討論を終了いたします。（発言する者あり）

休憩いたします。

午後6時44分休憩

午後6時45分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほどのはまもり委員の討議は、取りあえず本人の申出により取消しでよろしいですか。（発言する者あり）

これより採決に入ります。ただいまの出席者は永田委員を除く23名です。採決は起立により行います。議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 はまもり委員、小枝委員、岩田委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で補正予算の審査を終了します。

はまもり委員。

○はまもり委員 令和5年度一般会計補正予算第5号の認定について、附帯決議案を提出させていただきます。

○岩佐委員長 ただいま、はまもり委員から、議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案の提案が出されました。案文をお配りしますので、休

憩いたします。

午後6時47分休憩

午後6時48分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

ただいまお配りをいたしました案文、どうぞお目通してください。よろしいでしょうか。

ただいま配付いたしました、議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号に対する附帯決議についてご意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○桜井委員 私どもの会派としては、この附帯決議をつけることに反対であります。乗ることはできません。理由については、もうこの委員会の、先ほどの私の意見発表の中で述べさせていただいているところをごさいますて、できるところから工事を進めることということではなくて、もう既にⅡ期工事をやるということで地域の皆さんの合意を得て、それで、執行機関もそのようなことを行っているわけをごさいますから、残念ながら、せつかくのご提案をごさいますけれども、この附帯決議には乗ることはできません。

以上です。

○岩佐委員長 小野委員。

○小野委員 今ご提案いただきました附帯決議を拝見いたしました。今ご意見があったとおり、まずはⅡ期からということをやっているところもありますので、こちらの附帯決議をご提案いただきましたけれども、私どもの会派は、（発言する者あり）一部を除いて（発言する者あり）乗ることができませんので、ご了承ください。（発言する者あり）

○岩佐委員長 ほかにご意見はございますか。

○牛尾委員 附帯決議の内容を確認いたしました。工事のところ、できるところから工事を進めること、そして最後まで住民の合意形成を諦めないこと。これ、言っていることは本当にそのとおりでありまして、区のほうにも、こうした内容を受け止めてしっかりやっていたきたいというふうに思います。ただ、様々いろいろ検討を考えましたけれども、今回の債務負担行為というのは事務的なものであります。本来こういう執行に関わる附帯決議というのは、本予算で検討されるべきものだというふうに思います。なので、内容は本当に十分によく分かり、区も受け止めてほしいと思いますけれども、本予算で行うべきものではないかということで、そのように判断をいたしました。

○岩佐委員長 ご賛同じゃないというご意見もございましたので、では、議案第1号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号に対する附帯決議案については、議員提出議案でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、これより令和6年度当初予算案の審査に入ります。執行機関から当初予算案の概要説明を受けたいと思います。

○中根財政課長 それでは、議案第2号から第5号、6年度の各会計当初予算につきまして、お手元に配付しております令和6年度区の仕事のあらましを活用いたしまして、概要をご説明いたします。

まず、5ページでございます。初めに各会計の予算規模です。表をご覧ください。一般

会計につきましては、695億7,600万円余を計上いたしまして、前年度の当初予算と比較いたしますと、7.3%の減となっております。

次に、国民健康保険事業会計につきましては、71億9,000万円余りを計上いたしまして、前年度当初と比較いたしますと、12.5%の増となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、51億4,100万円余りを計上いたしまして、前年度当初予算と比較して4.5%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、23億500万円余を計上いたしまして、前年度の当初予算と比較いたしまして、7.6%の増となっております。

全会計の予算を合計いたしますと、842億1,100万円余りでございまして、前年度と比較しますと4.8%の減の予算となっております。

続きまして、6ページ、7ページでございます。一般会計の歳入予算でございます。右側の7ページの歳入予算一覧表に基づきまして、特徴的な部分をご説明いたします。まず第1款特別区税のうち、特別区民税につきましては、住民税の計算の基礎となる課税標準額の増によりまして、前年度と比べまして23億5,000万円余り、12.6%の増となっております。また、特別区たばこ税につきましては、売渡し本数の増によりまして、前年度と比べまして9億3,500万円余り、32.1%の増となっております。これによりまして、特別区税といたしましては、前年度と比較して32億9,100万円余り、15.2%の増となっております。

次に、第6款地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金につきましては、交付月数が来年度は11月となることなどによりまして、前年度と比べまして1億円、1.0%の減となっております。

次に、第10款特別区交付金につきましては、交付金の原資となる調整税等の増によりまして、前年度と比較しまして1億9,500万円余り、4.0%の増となっております。

次に、13款使用料及び手数料です。使用料及び手数料につきましては、道路占用料の増などによりまして、前年度と比較しまして1億9,000万円余、2.5%の増となっております。なお、この内訳には、九段中等教育学校の後期課程授業料として、約2,700万円余りを計上しております。この件につきましては、東京都が国の高校授業料無償化の所得制限を超える世帯に対して、都独自に無償化を行う対象に九段中等教育学校が含まれるかどうかを、東京都が公表する前に予算案を決定する必要がございましたので、従前どおり歳入予算を計上したものでございます。その後、東京都の事業の対象に含まれないことがはっきりしたため、通学する生徒の保護者の最善を考えまして、区独自に無償化を実施することとしましたので、歳入予算としては授業料分を計上いたしておりますが、実際には頂かないという考えでおります。

次に、18款の繰入金です。社会資本等整備基金繰入金の減などによりまして、前年度と比べまして84億6,200万円余り、52.3%の減となっております。

特徴的なところで、歳入の説明は以上となります。

おめくりいただきまして、8ページ、9ページ、一般会計の歳出予算を目的別に示したものでございます。こちらも右側の9ページの表を、歳出予算の一覧表に基づきまして、特徴的な部分をご説明いたします。

まず、2款の子ども費につきましては、お茶の水小学校・幼稚園整備の減などによりま

して、前年度に比べまして62億5,000万円余り、25.6%の減となっております。

次に、3款保健福祉費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策の減などによりまして、前年度と比較しまして4億円、4.4%の減となっております。

次に、4款の地域振興費につきましては、レシートを活用した区民生活応援事業の減などによりまして、前年度と比べまして7億6,400万円余り、10.2%の減となっております。

次に、7款の職員費です。定年引上げによる退職金の増などによりまして、前年度と比較しまして14億3,900万円余り、11.7%の増となっております。

おめくりいただきまして、10ページ、11ページです。歳出予算を性質別にお示ししたものでございます。内容に関しましては、目的別でただいまご説明した内容と重複するものがありますので、詳細の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、13ページから54ページですが、基本構想のご説明と、基本構想と、予算をつなぎ中期的な方向性を示す将来像に向けた方向性と取組みについて掲載しております。この部分につきましては、後ほど企画課長よりご説明させていただきます。それ以降、重点的に取り組む施策、主要事業の概要、財政運営の状況という構成で掲載しております。55ページ以降の重点的に取り組む施策は、分野別将来像ごとに掲載しつつ、六つのテーマが分かるようにお示しし、75ページ以降の主要事業の概要は、めざすべき姿ごとに区切って掲載いたしております。

そして、149ページ以降は財政運営の状況になっておりまして、その中から、156ページ、157ページの今後の財政見通しをご説明いたします。156ページに前提条件がございます。この前提条件の下に、令和6年度を初年度とします今後10年間の財政見通しとなっております。

159ページ、160ページの資料は、財政見通しを作成する、またご覧いただくに当たっての参考資料として、区有施設や橋梁、公園整備の見通しとなっております。整備のいずれかの段階として、令和6年度予算を計上している施設については、ここで一覧表でお示しいたしております。そして、今年度の財政見通しにおきましては、想定額ではありませんが、各年度の収支状況を踏まえた積立てをするであろうという実際の財政運営の要素を盛り込んで、より現実的な見通しを作成いたしております。その結果、令和15年度末の基金残高は約490億円となると見込んでおります。

最後に、予算編成方針や主要施策成果の掲載事業の予算対応事業などを、参考資料として161ページ以降に掲載しております。予算審査の際にご活用いただければと思います。

以上、令和6年度当初予算案の概要を、駆け足ですが、ご説明いたしました。ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目企画課長 私のほうからは、基本構想と予算の関係性についてご説明いたします。説明の趣旨ですが、現行の基本構想の下では、分野別計画や基本構想の実現に向けた取組の中期的な方向性を示した将来像に向けた方向性と取組みに基づき、事務事業を展開していくこととしております。昨年度の予算審議の過程でお示しした取組と基本構想のつながりが分かりにくい等のご指摘を頂きました。これらにつきまして見直した点を中心に説明させていただきますと思います。

予算案の概要の14ページをご覧ください。初めに現行の基本構想の構造でございます。こちらにつきましては詳細の説明は割愛させていただきますが、現行の基本構想は、一番上のめざすべき将来像の下、三つの分野別将来像を設けまして、その下にさらに分野別に細分化しためざすべき姿というものを設けております。区はこのめざすべき姿に向けて施策を展開していくという仕組みとしておりまして、この16ページ以降では、めざすべき姿ごとに方向性と取組みというのを束ねております。

次に15ページをご覧ください。ここでは、現行の基本構想の下での行政運営のサイクルについて記載をしております。第4次基本構想の下では、基本計画に代えて、分野別計画と将来像に向けた方向性と取組みに基づきまして事務事業を展開すると申し上げたところです。将来像に向けた方向性と取組みは、基本構想の実現に向けた中期的な取組方針と具体的な取組を示すものです。毎年新たな課題や社会経済情勢、予算編成方針等を踏まえ、必要に応じて見直しをすることとしております。

図のほうで説明をさせていただきたいと思っております。まず三角の第4次基本構想がありますが、こちらの下に分野別計画と将来像に向けた方向性と取組みというのがございます。また、経常的な業務等というのがございます。さらにその下に事務事業というのがございます。全ての事務事業は基本構想につながっているというような表現をしております。

こうした構造の下、右上のほうに予算編成方針があります。基本構想と社会経済情勢からそれぞれ矢印が出ておりますが、こちらのとおり、これらを踏まえて予算編成方針を策定し、予算編成に入ります。予算編成の際には施策の中期的な方向性や取組みを示します、この将来像に向けた方向性と取組みを並行して策定いたします。ここにも予算編成方針、それから社会経済情勢、主要施策の成果から矢印が伸びておりますが、これらを踏まえて方向性と取組みというのを策定いたします。こうして並行して策定する方向性と取組み等に基づきまして、事務事業の予算を編成して、ご議決を頂ければ、翌年、来年度ですが、事務事業を展開していきます。

この絵のほうの事務事業の右に矢印が出ておりますが、1年間の事務事業の執行を終えまして、決算のタイミングでは、主要施策の成果の作成を通じて事務事業の振り返りを行います。さらに、主要施策の成果から矢印が出ておりますとおり、振り返りの結果や、そのときの社会経済情勢、新たな予算編成方針に基づきまして、そのときの方向性と取組みを点検して、必要な場合には見直しを行いまして、翌年度の方向性と取組みを策定しながら、また予算編成を行っていくという流れになっております。これを繰り返すことで、変化に対応した行政運営を常に行っていくというような仕組みとしております。

第4次基本構想における行政運営の推進については以上です。

次に16ページをご覧ください。最後に、将来像に向けた方向性と取組みの構造につきまして、昨年度との変更点を中心に説明をさせていただきます。初めに名称なんですけど、「将来像に向けた方向性と取組み」につきましては、昨年度は「将来像に向けた方針」というふうに言っておりました。しかしながら、こちらの冊子の中に別に予算編成方針というのを掲載しておりまして、紛らわしいため、名称を「将来像に向けた方向性と取組み」というふうに変更いたしました。

次に、こちらの内容についてですが、昨年度のスタイルは、ご存じの方はいらっしゃると思いますが、文章を羅列した形でしたが、本年度は大きく改めまして、表形式にしま

して、記載内容も細分化しました。例えば表側、左側に取組みというのが、16ページの左側に取組みというのがございます。また、表の内部に「取組内容（複数年度の視点）」「令和6年度取組内容」というのがございますが、昨年度はこの複数年度の視点と単年度取組内容が一つの文章になっておりまして、非常に不明確でした。そこを区分けして記載することで明確化をしたところです。

それから、基本構想とのつながりが分かりにくいといったご意見、ご指摘がありまして、こちらへの対応なんです。今年度は基本構想のめざすべき姿に対する現状と課題というのを背景として記載しまして、明確化するようにしました。例えば16ページで説明しますと、16ページの書きのすぐ下に黒い四角がありまして、これが基本構想のめざすべき姿になっておりまして、ここでは、多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができていますという、こういった状態を目指すに当たって、この表のほうに背景という欄を設けまして、現状と課題ということで、子育てしづらい社会環境や職場環境がある。子育ての経済的・精神的・労力的な負担感を抱えている現状にあるといった、こういった課題認識を示しております。

こうした背景を踏まえまして、この表の一番上の「事項」というのがありますが、このところで、子どもを安心して産み、育てることができるまちを実現する必要があるというテーマを設定しまして、解決策の欄で、安心して子育てができる環境を整備する等の方向性を示しております。その上で、解決策に示した方向性に従いまして、取組み欄のほうで複数年度の視点と単年度の視点でこれを実現するための取組を示しまして、これを予算化して事業を展開するという形になっております。

最後に、施策や事業の進む方向が分からないというご指摘も頂いておりまして、先ほどの説明と重複する部分がありますが、取組みの部分、表側、取組みがある部分で、複数年度の視点と単年度取組内容、令和6年度取組内容を分けて記載することで、それぞれのやることを明確化したところです。

また、表側一番下、こちらですと17ページの一番下になりますが、ねらいという欄を設けまして、先ほどの方向性に対する主な事項の到達点を示すように努めたところです。

なお、この将来像に向けた方向性と取組みに記載している、取組欄に記載している事業のうち、令和6年度の新規拡充事業につきましては、予算案の概要の75ページ目以降の主要事業の概要に記載しまして、事業の内容と、令和8年度までの見込額、予算の見込額をお示しております。

基本構想と予算のつながりにつきまして、昨年度との変更点を中心に説明させていただきました。私からは以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ただいま当初予算案の概要についてご説明いただきました。詳細な当初予算案の調査はまず各分科会で行っていただきますが、基本的な事項で質疑があれば、お受けいたします。

○林副委員長 本会議でも確認いたしました。予算案との不一致ですね、数字の。この件なんです。まず、政策経営部長が九段中等の授業料無償化について、東京都の報道発表が12月上旬にあったと。これは12月何日なんですか。

○中根財政課長 12月5日でございます。

○林副委員長 次に、1月30日ですけれども、全員協議会というのを区議会で行いまし

た。この令和6年度当初予算案の概況、別冊という、このこれですね。これしか、昔はあ
らましもやっていたかもしれませんが。この作成日、入稿と作成日、完成日というのは、いつ
なんですか。

○中根財政課長 完成したものの印刷で入稿したのは1月24日で、全協の前日に完成い
たしております。

○林副委員長 1月24日ですかと、ちょっと離れたところに言ってもしょうがないんで。
次に、仕事のあらましですよね。いわゆる予算のあらましという、昔、石川さんの時代
に比べると随分薄くなったものですが、この冊子ができた入稿日と印刷完成日というのは、
何月何日なんでしょうか。

○中根財政課長 1月29日に印刷を開始いたしまして、告示日の前日の2月6日に出来
上がっております。

○林副委員長 それでは最後に、地方自治法で予算というのを、地方公共団体は年度でつ
くらなければいけないと。この予算書ですよね、この一番でかいやつ。これは何月何日
に入稿して、何月何日に納品されたんですか。

○中根財政課長 予算書の実際の印刷を印刷業者さんに開始したのは1月30日で、告示
日の前日に納品されております。

○林副委員長 告示日の前日というのは2月13日なのかな。7日。6日。（「6日」と
呼ぶ者あり）

○中根財政課長 失礼しました。2月6日でございます。

○林副委員長 では、次に、本会議でも言いましたけれども、この全員協議会で配られた
別冊というところの14ページには、区立中等教育学校（後期課程）の授業料無償化とい
うのが記載されていると。そして今確認した予算の概要というのが、1月29日に出稿し
て、2月6日に納品された58ページ、ここにも区立中等教育学校（後期課程）の授業料
無償化というのが記載されていると。で、1月30日に区のほうから依頼をしたこの予算
書ですけども、ここの本会議で言われた授業料の不一致というのは、何ページに当たる
んですか。九段中等教育学校の授業料無償化に該当する予算の項目で、本会議で政策経営
部長が言われた、予算書との不一致の施策が出ましたと言っているところの該当箇所なん
ですよ、予算書の。ここはどこですかと。何ページのどこですか。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後7時14分休憩

午後7時14分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財政課長。

○中根財政課長 予算説明書の78、79ページの、使用料及び手数料の1項使用料の1
目子ども使用料の6節の中等教育学校（後期課程）授業料の約2,700万円が計上され
ております。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 聞いたのは、ここが不一致なわけですか。2,690万8,000円と。こ
こが、予算書と実際の行政計画との不一致というのを本会議で述べられたと。いいですか
ね、前提条件なんで。

○古田政策経営部長 本会議でのご質問につきましては、ちょっと読み込みが足りなかった部分もあるかもしれないんですけどでも、予算のあらましで言う58ページのところには、真ん中ら辺、区立中等教育学校（後期課程）の授業料無償化ということが書かれているのにもかかわらず、その後段のページのほう、主要な事業というところには記載がない。その不整合はどういうことなのかというご質問だというふうには受け止めておりました。ですので、本会議の答弁としましては、その部分の不整合について、時系列のタイミングの問題で不一致があったというふうにご答弁申し上げたところではございます。

○林副委員長 そういう包み隠さず、隠さないでいただきたいのが、もう一回あの答弁を読んでいただければと思うんですけども、予算書との不一致が高校生の授業料無償化に表れたと。これ、常任委員会でも確認しましたし、私も、千代田区立の中等教育学校に行っている生徒だけが東京都内で不利益を被ることがあってはならないから、いいことだと。やったほうがいいと。ただ、予算書と違うという、この不一致のことを答弁されたんじゃないんですか。これも包み隠しちゃいますか。

○古田政策経営部長 答弁自体は予算案との不一致ということでしたので、解釈としてはこの本編のほうとの不一致というふうにはご答弁さしあげたところでございますが、一方で、実際のところ、今、財政課長がご説明しましたとおり、歳入予算の2,700万円弱のものと、実際にそれを無償化していると、無償化していくという方針との不一致があるというのも、ご指摘のとおりだと思っておりますので、そこはそこはございません。

○林副委員長 いや、そこがないんじゃないかと、不一致といったのはそちらのほうで、要は、簡単に言うと、1月24日の時点でもう無償化にするというのは決めていたわけです。だから別冊に無償化をやりますというのが書いてあったと。予算のあらまし、概要についても、1月29日に無償化すると決定していたわけですよ。だから、授業料の無償化をしますよとやっていたんですよ。

ところが、1月30日に発注したこの予算のものでは、2,600万、生徒の保護者から徴収しますよと書いてあるわけなんですね。ここが、本来予算としてあるべき姿というか、正確な予算だとすると、ここはどうなるんですか。ゼロになるんですか、授業料の無償化というのを4月1日からやるとなると。それともここに記載したまんま。でも、そうするとおかしいですよ。収入として、歳入としてあるのをここに記載しているわけですから。部長が言われた不一致というのは、なるほど不一致なんだなと。どうして予算案にこんな間違いのものが記載されたんだろうなというのが不思議でならないんで、確認をしたいんです。この事後の確認はまた後で。あんまり包み隠さないでくださいよ。いい表現で今言っているつもりですよ。

○古田政策経営部長 包み隠さず申し上げたところでございます。本会議答弁ではちょっとご質問の解釈が誤っていたのかもしれないなという反省も踏まえてですけども、今回の冒頭の説明の中では、実際の歳入予算との不一致があるというところをご説明申し上げたところでございます。

○林副委員長 だから、ちゃんと聞いたことに答えて。79ページのこの2,690万8,000円という数字は、ここは誤りなんですか。収入される計画なんですか。悪いことじゃなくて、予算書として適正なのかと。もっと言うと、じゃあ、地方公共団体の出す予算書というのは、そもそも歳入歳出を含めて、何なんですか。2点お答えしていただきたい

んです。

○中根財政課長 ここにあります2,700万円余りの金額につきましては、先ほど概要説明のところで申し上げましたとおり、6年度の実際の、実際に学校運営をしていくに当たっては、保護者の皆様から後期課程の授業料として頂かないと考えております。そのため、ここに計上しておる金額につきましては、実際の6年度予算が終わった暁には、歳入としてはゼロになる見込みでございます。

ここにつきましては、実際の、先ほど1月30日に、この実際の冊子の入稿というのは1月30日にしておりますけども、この冊子を作るに当たっては原稿作成をしまいりますので、実際には1月初旬に、もう予算額の金額自体は固める必要がございます。で、固めたものを実際にこの何百ページにもわたる予算書として原稿を作っていくということでございますので、その辺の不一致というのはどうしても出てきてしまうものはあるかと思えます。あるかと思えます。

もう一点、予算につきましては、歳入、予算につきましては、1年間の歳入歳出をまとめたもので、1年間の、一定程度の、こんなことをやるという区の計画を数字で表したものであろうと思っております。

○林副委員長 ちゃんと正確にお話ししていただきたいんですよ。新聞によっては、千代田区政は不正常態化とかという、かなり激しい言葉なんですけれども、正しい答弁と正しい予算の確認をしているんですよ。内容については、授業料無償化を、これを否定する人は多分いないです。問題は、この予算書というのがちゃんと正確な数値になっているのか。議案として審査対象になるのかということなんですよ。

別冊ですとか予算の概要で、繰り返しになりますけれども、無償化とやっているということは、もう政策判断をされているわけですよ、無償化すると。東京都のほうでは、国立と区立の学校は除外すると。都のお金として無償化については、そうすると、やっぱり千代田区立の学校としては、無償化にしないといかんだらうというのは当然のことだと思いますよ。で、何で予算書が間違っただ数字のまんま議会に提案できたんですかということころなんです。

○中根財政課長 先ほど申し上げましたとおり、予算の額自体は、もう1月初旬に固める、決定する必要がございますので、そこにつきましては、もう都の予算発表、都の正式な発表を待たずに予算額を固める必要はどうしてもございましたので、予算額については、都の予算発表までの間には、今申し上げていただきました、区立が含まれるのか含まれないのか、あるいは含まれたとしても、どのような形で無償化が実施されるのかというのは、詳細には分かりかねますので、やはりそこはどうしてもこれまでどおり歳入として計上する必要がございました。そして今般の補正予算の審査の中で、そのような形でご説明を、実際のこういう形で無償化をするということをご説明して、ご理解を賜らうというふうに考えていたところでございます。

○林副委員長 そうすると、補正予算をすぐ今定例会で出されるんですか。要は、79ページにある2,690万8,000円のこの数字は、本来だったらゼロでなくてはいけないということで、補正予算案を、石川区政時代もあった同時補正というやつですよ。令和6年度の一般会計の補正予算というのを提出されるんですか。

○中根財政課長 その部分につきましては、どのような対応を取ったらいいかということ

につきまして財政課内でも議論いたしまして、今回の案件につきましては、補正予算という形もあろうかとは存じますが、今般の当初予算の審査の中でその旨を説明して、ご理解を頂こうと。その理由につきましては、補正予算を調整するに、補正予算を編成するのは、その編成に係る事務の人件費を含め、印刷にかかるコスト等を考えて、今回の内容につきましてはご説明をして、それでご理解を賜るという形がいいだろうというふうに判断したものでございます。

○林副委員長 全くよく分からないんですよ。予算書というのは区議会議員だけが理解すればいいというものじゃなくて、納税者に対して、地方公共団体として、これを1年で徴収しますと、あるいは歳出しますと、約束のものなんですよ。これが最初から間違っただけとなると、もうこれ、二つしか行政のほうはできなくて、一つが補正予算を今定例会中に出すと、可及的速やか。もう一つは予算の撤回しかないんですよ。予算書が、だって間違っているんですから。これ、永遠に残るわけですよ、千代田区政上。それぐらい重たいことをやられたというのが、説明すれば理解するという問題じゃなくて、僕らも未来に向けてもしっかりと判断材料を示さなくてはいけないので、どうしますか、委員長、これ。整理してくださいよ。予算書は間違っているというのは確認できました。補正予算も出さないと、撤回するか否かだけ、じゃあ、答弁した後で、委員長の整理にちょっと。今後の審査ができるかどうかも含めて。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後7時27分休憩

午後7時55分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。お時間を取らせて申し訳ありませんでした。

林委員への答弁から入ります。財政課長。

○中根財政課長 お時間を頂きまして、申し訳ございません。改めて今回の予算を提案するまでの時系列について、ちょっとすみません。ちょっとお時間を頂きまして、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

12月5日に東京都が、国の所得制限を超える高校生のご家庭に無償化をするという施策を発表いたしました。ただ、その段階では、都がどんな形でやるのか、どこが対象になるのか等々の詳しい内容については、そこまでは報道発表等がされておりました。ですので、その報道発表を受けまして区としても、どのような形が望ましいかというのは内部で検討いたしておりました。しかし、その後、そうは言いましても、予算額につきましては、都の正式な発表を待たずに、予算案の額については固める必要がございました。それが1月上旬でございます。そこからいろんな帳票類、先ほどの予算書、予算説明書ですとか、予算案の概要ですとかというものの作成に至っております。

その過程で、やはり都の実際の高校の無償化を実施するという事情の変化に対応するため、それが区民の皆さんにとっても、通学している保護者の皆さんにとっても、最良であろうという判断をしたため、今回の予算としてはそのような計上をしておりますけれども、実際の6年度の予算執行におきましては、保護者からの授業料を頂かないという形で考えているという、先ほどご説明を申し上げました。それについては、実際のそういう歳入を頂かないという形で、財政運営を来年度についてはしていきたいというご説明を申し上げたところでございます。

○岩佐委員長 桜井委員。

○桜井委員 質問者は一番よく分かっていることだからね。分からない。いや、聞いているほうはもっと分からない。分からないんで、ちょっと——あ、立たなくちゃね。確認なんだけど、12月5日に東京都が無償化を発表したということでしたよね。それを聞いたとき僕もびっくりしたんですけど、その後、千代田区はね、千代田区はその対象にならないんだということが分かったのはいつなんですか。いつなの、それ。

○中根財政課長 それにつきましては、都の予算案が正式に発表された、都の予算発表が1月26日でございますので、それ以降が正式に都の、です。

○桜井委員 ちょっと分かりやすく言ってもらいたいな、僕たちに分かりやすく。都の発表がどうのこうのなんていうのはいいですよ。区として、区としてね、普通だったら東京都からお金が入ってくるわけでしょ、2,700万、二千六百幾ら。（「保護者から」と呼ぶ者あり）あ、保護者から。うん。ただ、無償化になるわけだから、その分を東京都が補填するわけでしょう。そうじゃないの。取らない。取らない。だけど、東京都のその運営費というのは、かかるわけじゃないですか。かかるわけでしょ。その分は千代田区が今度持つことになるわけでしょ。そうじゃないんですか。そうじゃないの。区には、区が負担しなければいけないというふうに分かったのは、いつなんですか。

○林副委員長 委員長、言ったほうがいい。あんまり深掘りすると……

○桜井委員 いやいや、これはね、ここのところが分からないと、その後どういう補填の仕方をしたのかということになってくるわけだから、補正にするのか、さっき答弁でもちょっと途中のところで止まっちゃったから分からないんですよ、どのような工面をするのかというのが。

その前の段階として、区のほうには、区は対象にならないんだということがいつなのかということと、じゃあ、これは大変なことになったねということになったわけでしょ。そしたら区の中でどういう決定をしたのか、いつしたのかということと、その二つをちょっと示してくださいよ。（「解説」と呼ぶ者あり）いや、これね、ここのところをしっかりと分かるようにしないと、さっき質問者から、この予算は使えないんじゃないかといったような、そういう発言がありましたけど、そういう積み上げた、せっかくここまで積み上げたものなんだから、それを僕は擁護するわけじゃないけども、やることはきちっとやってきているでしょう、途中で。だから、そこのところはとても大切なことなんですよ。区として、いつ対象にならなかったのか。何か国立と区は対象にならないとか、さっき言っていましたよね。ちょっと聞き漏らしちゃったんで。それと、区として、区としてどうしようかということを決めた日と内容。

○中根財政課長 正式に区立の中等学校が都の無償化の対象外だということにはっきり判明したのは1月の26日でございます。

○桜井委員 1月26日。

○中根財政課長 ただ、その前の段階で、先ほど申し上げた1月の上旬に、都のうちの学校が対象にならないということにかかわらず、予算案としての金額は固める必要が生じたのが1月、この後の、先ほど作る予算書とかをご提案するためには作成する期間がどうしても必要になりますので、予算額を固めたのは1月の初旬でございますので、その後、予算発表を受けるまでの間に、1月の中旬に、これはやはり区として独自に都の施策を発表

を聞いて、区としても九段中等について何らかの形で無償化を都と同様に九段中等においても区独自でやろうというふうに判断したのが、その間の1月の中旬の時期にそういう決定をしております。

○岩佐委員長 林委員。あ、違う、すみません。失礼いたしました。桜井委員。（発言する者多数あり）

○桜井委員 桜井です。

それでね、先ほどの答弁で途中でなんか止まっちゃったんだけど、1月の26日、1月の初め頃のところでは、区として工面しなくちゃいけないということがもう庁内でオーソライズされたわけですか、1月の初旬のときには。計上するということなんだからそうなんでしょう。で、そこのお金というのはどこから持ってこようとしていたのか。流用なんていうのは2,700万円なんかそんな大きな金額って流用するわけにはいかないでしょう。当然しっかりとそこら辺のところをこういう考え方でこういう工面を考えていたんだということきちっと言わないから、その金額どうしたんですかと、何か間違っているんじゃないのというふうに言われちゃうんだよ。ごめんなさい。言われると思うんですよ。そこはとっても大切なところだからきちっと、できればこういう何か表でさ、ここの1月何日のときに区として決定とか、東京として決定とか、そういうようなものがあると、ああ、ここのところで分かったんで、工面は本当はここのところでしなくちゃいけなかったんだけど、今度のところで何か説明するとかさっき言っていましたよね。あの説明じゃ通らないよこれ、と思うんですよ。そこら辺はどういうふうに考えているんですか。

○中根財政課長 説明がうまくできていなくて申し訳ございません。

今回のこの九段中等の後期課程の授業料2,700万円につきましては、歳入予算でございます。保護者から授業料として区に納めていただくお金でございますので、実際に学校を運営するための歳出予算につきましては、このお金が入らなくても、まず歳出予算として十二分に学校運営が1年間できる経費については歳出予算に計上されております。

○桜井委員 分からないよ、それは。

○中根財政課長 ですので、歳入予算が……

○桜井委員 歳入のことを言っているんだよ。

○中根財政課長 入らなくなるということでございます。

○桜井委員 すみませんね、質問者。

○林副委員長 いえいえ。

○桜井委員 要は無償化になるんでしょう、無償化に。父兄から、保護者からお金を頂きますって、無償化にならないじゃない。（発言する者あり）そこだけ見れば無償化にならないじゃないですか。そのときに、例えば東京都から入ってくるんですというような、名目が違っていても、何か違った形で入ってくるんですというような説明があるんなら分かりますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だからそのところを言ってくれないから分からないんですよ。それで保護者の方だって、東京都は無償化だって、都立の学校はみんな無償だと言っているのに、千代田区立の九段中等学校はお金を取られるみたいだといったときに、いや、予算計上は実はこうなっていてなんて言ったって通らないですよ。分かりやすく説明してあげる。さっき質問者がお話になっていたけど、これはほかの都立の学校が無償化になっているのに、千代田区の区立だけでも、お金を取るんですって、そ

ういうわけにいかないでしょう。それはだってさっき話したじゃない、1月の26日と初旬のところに区でオーソライズされたと言っていたじゃないですか。それがどういう形でそういうふう積み上がって来て決まったのかと。それで具体的には会計処理としてはこういうふうにしますということの説明がきちっとやっぱりこの場でできなくちゃいけないんですよ。そうしないからこの予算のこの編成はおかしいんじゃないかという話になっちゃうのは、それは無理ない話だよ。ごめんなさいね、質問者。そこら辺のところは説明できるんですか。

○中根財政課長 申し訳ございません。すみません。歳入の予算でございますので、都の無償化の対象にならないということでございますので、都がこの授業料の分を補助金で面倒を見てくれるということを九段中等にはやらないということがはっきりしておりますので……

○桜井委員 それは分かりますよ。

○中根財政課長 その部分の財源は区独自で何らかの形で今後対応する必要が今生じておりますので……

○桜井委員 だからそれを今言ったんじゃないですか、それを。

○中根財政課長 それを……

○桜井委員 それをずっと言っていたんですよ、僕は。分かっているんだよそんなことは。だったらどういう形で工面するんですかと。東京都から入ってこないということはもう分かっているんだから、千代田区で工面するしかないんでしょう、その分を。じゃあどういうふうにして工面するんですかと、それを聞いているんじゃないですか。こんなことでそんな答弁だったら何時になったって終わりませんよ。終わりませんよ。そういうあれでもう決まっているんでしょう。1月の段階で予算措置しなくちゃいけないよね、千代田区が持つしかないんだよねといった段階で、普通はそのこのいった段階で、じゃあこのお金はどこから持ってくるかねと、そういう話になるんじゃないですか。違いますか。普通はそうだと思うけど。だから今回の例えば補正の中に乗っかっていたとか、新規の予算のところにどこかのところに載っていたとか、で、タイムラグがあるのはこれはしょうがない話なんですよ。しょうがない話なんだ。けどしょうがないで済まない話だから、どういう説明ができるんですかと聞いているんです。分かっただけですかね。

○中根財政課長 申し訳ございません。

実際には歳出予算は組んでおりますので、歳出予算がありますので学校運営のためにお金が不足するという事態は生じません。ただ、区全体としては、その歳入の2,700万が入らないということで歳入の不足が万が一起きるようなことがあれば、それにつきましては財調基金なりで繰り入れるなりで対応をする必要があろうかと思えます。

○桜井委員 いや、今、やっと出てきたよ、最後のところ、基金でという話が出てきましたよ。だから、こういう非常に12月の下旬に東京都が話をしたと。あんまり時間がないからなかなかその手当ができないという、そういう事情があるんでしょう。それは分かりますよ。でも、分かりますけども、やはりその財政の中心的なパーソンのところのセクションは、やっぱりどういう形でその分を補填しなくちゃいけないか、工面しなくちゃいけないかということは、きちっとやっぱりそれはこういうふうにしますけどいいですかということを上の方にも聞いていただいて了解を取らなかつたらば、2,700万ですよ、こ

の金額というのが、大きな金額ですよ。やっぱりそれをやっぱり自信を持ってやっぱりここに言ってもらいたい。千代田区というのはさすがだねと、ちゃんと東京都からお金の工面はしていただけないけども、千代田区の子どもたちのために私たちはやるんですということ、胸張って、財政課長、言ってもらいたかったね。やっと今出てきたけどさ、ほかにもまだ出てくるもの、ありますか。（発言する者あり）とってもそこは大切なんですよ。だから、そのこのところの工面は、この後、質問者のほうに戻しますけども、どういう形でそういう工面をしていくのかははっきりと分かるような、そういうものを考えて答弁してくださいよ。そうしなかったらこの予算の委員会がせっかくそこまでいい形で出てきたんだから、これはきちっと落とせるような、そういう答弁をもう一度してください。納得するようなもの。

○古田政策経営部長　るる今桜井委員からご指摘を賜りました。この都の発表から区の意思を固めていく過程で、どうしても実際の予算の計上と区の方針というものにずれが生じるということがございました。そのずれの是正の仕方といたしましては、しっかりと区の独自予算、財源の中で、財政調整基金なりでしっかりと工面をして、保護者の皆様の最善を考えて無償化を実施していくという形で区としても決定をしたというところでございます。これを本来であれば説明する段階としてもっと早期にご説明ができればよかったんですけども、実際には最終的に都の決定も1月末でしたし、区としてもその以前に予算書なりを作成しなければならなかったというところで、そのそごが生じているところについてはご理解を賜りたいと思います。これの補正の仕方として、実際に補正予算を出すであるとか、撤回というお話も頂きましたけれども、区といたしましては、この事実をしっかりと今ご説明をさせていただき、ご理解を頂いて、まさに執行の中でしっかりと対応させていただくと。具体的には授業料は頂かない。ですので、歳入としては入らないという形ですけども、それで区政が止まるということがないように、しっかりと財源の措置というのは考えるという対応をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○桜井委員　はい。

○岩佐委員長　林委員。

○林副委員長　やり取りで悪いことじゃないというのは前提条件で確認したんですよ。それで、財政課長も政策経営部長も言っていますが、僕は、現場の職員の方の気持ち、ちょっと考えたことがあるのかなと思うんですよ。子ども部の現場の方とか、あるいは東京都の財政局の方とか財政課の方ですとか、それは正式には1月26日なんでしょう。けども、そうじゃない話も行政だったらいっぱいあるじゃないですか。そんなの逐一確認させるんですか。教育長、何日にあなた聞いたんですか。区長、あなた何日にどなたから聞いたんですかとか、逐一やるのも生産的でないから、もう補正やる気あるんですか、あるいは撤回する気ないんですかと確認したわけなんですよ。ところがしかるべき方のお答えも、これ改めて答弁してもらいたいんですよ。

これ、何なのかというと、やっぱり1月24日から千代田区はやっぱりステージが変わって、談合体質だとか、隠蔽体質だとか、様々な報道が出ていますよ。職員の方は一生懸命多分お仕事されている、多分じゃなくて。ただ、小さな問題をちょっと隠そうと。あるいはこの予算の数字をいいじゃないかと。これぐらい執行対応で許してくれよとってか

ぶせようかぶせようと、カバーカバーしていて、これが今回の大きな事件にもなったんじゃないかと。不正常的なものなんじゃないかと。組織風土になってやしませんかと。本当は正々堂々と予算書間に合わなかったら告示に出せなくたって追加で出しゃいいじゃないですか、日程ありきなんですかと。そうじゃないですよ。多分現場の子ども部の教育委員会の人たちは、区立の九段に通っている子たちが不利益を被っちゃいけないから一生懸命無償化についてどんなスキームでどんなふうにやったらいいんだらうってやったはずですよ。正式な都からのルートがなくても、内々に言われていたときから動いているはずですよ。その仕事の成果が予算書に反映されない。未来永劫数字の違う予算書が出てしまうって、これはよくないんじゃないんですかねと。だからさっき撤回か同時補正出すか、もしくは委員長整理してくださいと言ったわけなんですよ。あんまり、言葉を気をつけろと言われるんで、やっぱり隠し事、包み隠す、いろいろさっきずっと調べたんですけど、こんなのやめたほうがいいんじゃないですか。これが全ての組織風土であり、職員の方が一生懸命やられているのに、お辞めになる方もいましたし、健康害されている方もいますし、すぐ新卒で辞められる方も、やっぱり正々堂々とした予算案、これがないといけないんじゃないんですかというところが次のところなんですよ。

改めて、これ、実際違うわけですよ、数字が。補正も同時補正も6年度の撤回もないんですかと。休憩中言いましたけど、ないんだったらないで、こちらも私もそれなりに長いことやっていますから、こういうのどうですかって委員会で委員の皆さんに諮りますから、ないならないとはっきり言っていただきたいんですよ。今定例会中に撤回も同時補正令和6年度もあるのかなのか、これ予算提案権は長しかないんですから、お答えしていただきたい。

○古田政策経営部長 るるご指摘を頂いた部分で、包み隠さずという部分につきましては、今まで財政課長も私のほうでもご説明した内容というのは包み隠しているものではございません。恐らく1月上旬ぐらいにある程度の方向性を決めなきゃいけないという段階の中では、都の無償化の対象になるならない、ならない可能性もあるというようなことは一定程度推測をしておりました。それは12月5日の報道をつぶさに見ると、実際に全ての高校がというような報道の仕方をしているところもあれば、都立と私立というふうに限定的に書いてあるところもある。これ、限定的に書いてあるやつを忠実に読めば、国立と区立はないということになりますので、その可能性があるんだということ認識はしました。ですので、この段階では両にらみで行くしかないというところで動いていたというところなんです。両にらみでということになりますと、歳入予算は計上しつつ、実際には無償化を区の独自施策として場合によってはやると。都の対象になれば独自施策ではなくなりますけど、都の対象外ということが決定されれば区の独自として無償化をするということを決めました。それは両にらみということです。ですので、両にらみをした結果として、歳入予算は計上したものの、実際には授業料を頂かないという現状に至っているというところなんです。時点という、その時点その時点においては、それぞれが誤ったものではありませんし、現状においても方針と予算書が違つと言われればもちろんそのとおりですけども、これが例えばこのタイミングではなくて、年度の途中で歳入予算について何か動きがあるというようなことも当然想定されますし、そういうこともこれまでもあったとは思いますが。歳入予算に関して言えば、その動きをつぶさに補正予算という形で補正しているわけでは

ないのがこれまでですし、それについては多くの自治体でそういうものだというふうに思っています。ですけれども、この当初予算をお示しする段階でそれが分かったということで、今同じタイミングでそのご説明を差し上げているので、かなり誤解を招くような……

○林副委員長 誤解じゃないよ。

○古田政策経営部長 形になっているのかなと思いますけれども、何か区が不正なことをして、それを隠すというようなことをしていることではございませんし、その説明のタイミングがこの段になってしまったのは、ある意味これをちゃんと説明できる機会が本来であれば今日以降の話だったんですけれども、補正の審議の前の一般質問でご質問いただいて、こういう一般質問の中でも答弁を差し上げたというところからこういうことが始まっているのかなとは思いますが、そこに包み隠さず対応してきているところをご理解いただければと存じます。

○林副委員長 長く言われても困るんですよ。私が包み隠さずと言ったのは、これ議事録通して東京都の財政局も聞いているわけですよ。正式ルートで出したのと、非公式だって出ているはずですよ、当然ですから。一々確認させるんですかと。ここはあうんの、それを包み隠さず言うんですかと聞いているわけですよ。一人ずつ確認していくんですか、役職のある方とか現場の職員に。でも、職員の方は聞いたら大慌てで、きっとこれ、無償化に向けてすぐやらなくちゃいけないと。千代田区に通っている子どもたちに本当に不利益を被らしちゃいけないと思って、教育長をはじめ必死になってやったはずですよ。でね、悪いことしているんじゃないんですよ。いつ財政局から連絡があったんですかとか、教育長にいつ連絡があったんですかとか、こんなこと言わないで、私が先ほどシンプルに聞いたのは、予算提案者として同時補正出す気もない。撤回もする気はない。でしたら、この委員の方たちに、これどうしようかって、私は会派の皆さんにも、会派って、本当はないんだけど、親しい方たちには一応お話ししていましたよ。こうなったらこうしますよと、相談しますよと。そうしないと予算審査に入れない。それはよろしくないから、だから宣言してくださいと言っているんですよ。それがどうして答えもされないんですかね。

○白川委員 同じことばかりずっとやっていますんで、そろそろまとめてもらえますか。

○林副委員長 だから委員長に整理してくださいと言ったんだよ。それをやっていないんだから。

○岩佐委員長 落ち着いてください、林委員。

先ほどから林委員はしかるべき方から、予算提案者から撤回も補正もないという発言がなければという、そういった発言でしたけれども、先ほど部長のほうからは、既に補正も撤回もしないということは答弁を頂いております。その上で皆様にもご意見をちょっと伺いたいんですけれども、先ほどから林委員おっしゃっているように、撤回か同時補正しかない。あるいは皆様に先ほどからもうちょっと質疑していただいて、またこの制度設計については分科会のほうでも質疑をしていただいて、これをもってさらにほかの、この予算書は私たちだけではなくて区民に対してもしっかりと公開していくものですから、その説明もしていただくということでやるのか。ここについてはもう少しほかの方からも、もちろん同時補正でやるべきかというのであれば、議長と日程を調整させていただきますし、そこはその三つをご意見いただけますか。

白川委員。

○白川委員 その歳入が都から入らないというのが分かったのがもし3月だとすれば、これはもうしょうがなかったんだよねという話になるわけですよ。今回は、要するにこの議会が始まる前に分かったのに何で直っていないんだという話になっているんだと思うんですが、今、現場の方の話を聞くと、とても間に合わなかったということで、私はもうそれで了承しています。だから3月に分かったのと同じ扱いで私は十分だと思っていますので、そこはもう我々が了承するかどうかではないでしょうか。私はもう了承しています。これ以上議論が深まる議論ではないので、ここでちょっと1回、何か決とか何か採ってもらえませんか。（「決とって、何の決」と呼ぶ者あり）

○林副委員長 審査しないで決を採るの。

○白川委員 いや、さすがにこれ、ずっとやる——もう、1時間たっているんですよ、この話で。

○林副委員長 だって、整理してくださいと言って、そのとおりやっていないからじゃないの。

○白川委員 だって、8時20分ですよ。で、7時20分から話が始まっているんですよ、この話。まだやるんですか。で、何か生むんですか。で、私はもう3月には発覚したのと同じ扱いでいいと思います。

○林副委員長 それはあなたの意見で、予算書と違うと言っているんだから。

○白川委員 私の意見です。私はそれでいいと思います。

○林副委員長 質疑してくださいって、今、意見を発表する場じゃないよ。

○白川委員 いや、今、意見を聞かれたから自分の意見を言ったんです。

○林副委員長 だって、予算審査に入っているんだもの。

○白川委員 いや、だから……

○林副委員長 議事整理がおかしいと言っているの。

○白川委員 だから、ほかの人がどういうことを思っていますかということをお聞かせされたので、私の意見を言ったんですよ。

○林副委員長 議事整理がおかしいと言っているの。

○岩佐委員長 委員の皆様にお聞きしています。先ほど委員長が仕切れというご要望でございましたので、3択あると思っております。先ほど林委員からご提案のありました同時補正か撤回か、これは部長のほうからはどちらもしないというご答弁を頂いております。その上で、私たちとしては同時補正を出せとはもちろん命令はできないんですけども、そこも含めて皆様のご意見を、ほかのお考えを伺っております。

米田委員。

○米田委員 ちょっと確認したいんですけど、今の様々な説明を受けて、こういう予算を上げたというのは理解しました。最終的にこれ、授業料を受け取りませんから、このまま未執行になるという形で理解したらよろしいですか。

○中根財政課長 歳入予算として計上はしておりますが、実際には歳入されないということでございます。

○米田委員 こういうパターンというのはそうそうないと思うんですけど、過去にあったかないか。で、あともう一つは、こういった場合、分かった場合は、本来はどうするべきかという、いわゆる執行機関側の考え、これを聞かせていただけますか。

○中根財政課長 歳入予算につきましては、実際に財政運営、先ほどお話ししたとおり区としての財政運営が困らない状況であれば、あえてこの部分の歳入予算を減らしてそのほかの部分で歳入予算を計上するというところまでは一般的にはほかの自治体でも恐らくしていないであろうと思います。

○米田委員 他の自治体ではやっていないと。今回こういったことが起きたのはさっきの説明で理解しましたよ。で、この未執行というのはそのままになった場合でも、いわゆる制度的にもルールのにも問題ないか。ここをちょっと聞かせていただきたい。

○中根財政課長 その点につきましては特に問題はないというふうに思っております。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 すみません、1点だけ。このことがもし仮にこのまま進んでいったときに、具体的に区民の方に不利益が生じたりとか、通っているお子さんとか親御さんたちには不利益はないという認識でももちろんよろしいんですかね。

○中根財政課長 特に不利益はないと考えております。

○岩佐委員長 ほかに。

○岩田委員 皆さんの意見をということなんですけど、これってじゃあ何か決を採るとかそういうことなんですか。（「取りあえず意見を言う」と呼ぶ者あり）取りあえず意見を言うだけ（「……だけど採決しろ」と呼ぶ者あり）びっくりしました。ただそれだけ、確認したかっただけです。

○岩佐委員長 今のところご説明を求める声が多かったということなんですけれども、いかがでしょうか。

暫時休憩します。

午後8時29分休憩

午後8時58分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

大変お時間を取らせてしまって、大変申し訳ありませんでした。

先ほど部長のほうから補正も撤回もしないということが答弁があって確認ができております。その上でまだ何かございましたら。

林委員。

○林副委員長 本来であれば撤回なり補正を出すというのが予算に対しての真摯な対応ですし、千代田区民に対しても、未来の住民に対してもしっかりと責任なんですけれども、それができないとあれば、議会で対応できるのはもう減額修正しかない。この予算書の79ページの2,690万8,000円を減額修正を出す。これをもってしっかりと歳入と歳出の予算が一致した予算になるんだから審査に入るという形をやりたいんで、委員長のほうでちょっと整理をしていただいて、今後どういうふうにやっていくのかです。ほかの今定例会で何かほかにもいいのがあったら、長い答弁は要らないんで。（「どっちに、委員長になるのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ただいま林委員のほうから減額修正という案がご提案されまして、ここについては、まず、私と副委員長のほうで預らせていただきまして、そして……

○秋谷委員 いや、それはそうだという話なんだから進めればいんだよ。

○岩佐委員長 預からさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

このほか、この件について何か質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。
違う件。はやお委員。

○はやお委員 短めに。今回の当初予算、確認させていただきたいことがございます。既に1月24日に官製談合ということで容疑者が逮捕されたという、この状況の中で、今回の当初予算における事業予算の中で、この官製談合防止法に触れるような予算というのが、必ずそうだとということにはならないでしょうけど、関係がありそうだとということについての洗い出しはされているのかどうか。影響があるのかどうかということについてお答えいただきたいと思います。

意味が分からないんだったら、また言います。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 なかなかご理解いただけないものです。じゃあ、ページ数を言います。普通に考えると、例えば、予算概要の159ページ、ここに例えば四番町公共施設、仮称と書いてありますが、完成が令和8年度となっているんですね。これが何かといたら、もう既に予算は成立していますよ。で、いろいろな債務負担行為だとか、経年でやることになっているんだろうけれども、ここで何を確かめたいかというのは、ちょうど再逮捕があったときも案件が出たと。それでこの四番町の入札のとき、私が調べましたら、ちょうど容疑者の、官のほうの容疑者ですね。元職員の方が担当されていたときに合致するものですから、この辺の精査はされているのかどうか。何を言いたいかということ、どんどん言っちゃいますよ。例えば、予定価格が10億とあったときに、今回のこの官製談合になっているのは最低制限価格が例えば9億でしたとなったときに、例えば10億で決まっていた。そうしたら1億の差があったじゃないですか。それが今回の当初の予算の中で関係しているものはありますか。こういう問題についてはどういうふうに精査されていますか。この辺のところについてお答えいただきたい。ここまで言ったら、だから四番町のことについては、これはまだ決まっていらないですよ。だけでもそういうことについて問題は精査されているか。今回の当初予算についての課題ということについては問題があるかないか、それであればないならないということを言明していただきたい。

○古田政策経営部長 現在、私どもの持っている情報の中で何か問題があるという認識はございません。

○はやお委員 はい。それだけでいいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお委員 それでまた何か出てきたら、また、がつんと言わせていただくけどね。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、基本的な事項に関して質疑というのはございますか。

○大坂委員 すみません。この時間なんで端的に1問ぐらいで終わらせたいと思うんですけども、将来像に向けた方向性と取組みのところの確認です。前回だとここが方針で、これは基本構想の下に基本計画をつくらないので、中期的なあるべき姿というか、そこまでの計画を立てるためにつくられた、大変努力をされていらっしゃるということ

はもう重々認識をした上で確認なんですけれども、前回、令和5年度の予算については、確かに先ほど企画課長のほうから説明がありましたけれども、非常に文言ばかりで分かりづらかったということで、今回非常に見やすく整理されたと思います。ただ、一つ一つ精査してみると、立てつけが変わっているために文言が微妙にずれているところが見受けられるというところで、なかなかこれ単年度で見ると分には構わないんですけども、基本構想を実現するためにどういうことをやっていくのかということと比較する上では非常に見づらい状況に今なっているのかなというふうに思っています。一つ、これは提案なんですけれども、このスタイル、今回のスタイルは非常に見やすくなっているというふうに思っていますので、この形はある程度ここでフィックスしてもらったほうがいいのかというふうに思ったんですね。恐らくこの計画というか、方針自体は様々な時代の変化によって内容というのは変更していかなければならないと思うんですけども、形が変わってしまうとどこが変わったのかが分からないというのが非常に予算を審査する上で難しい状況になっていますので、その辺の認識と、これ、フィックスできるのかできないのか、その点の答弁をまず1個だけお願いします。

で、もう一つだけあります。

○夏目企画課長 今頂きました、まず、こちらについて、多少確かに書きぶりに関して幅があつてぶれがあるというところは私どもも認識をしております。そこについてはやはり継続的に改善をしていきたいなと思っております。あとスタイルに関しましては、やはりこれ昨年度から大幅に変えて見やすくなったと言っていたで大変ありがたいんですが、やはり意見を聞きながら見やすさというのは追求していこうとは思っておりますので、フィックスという話もありました。それでまたそこはご意見を伺いながら、少し見やすい形、分かりやすい形というのを追求をしていきたいと思っております。確かに変更点が今回分からないというところで、そこは認識もしておりますので、それにつきましても改善をしていきたいというふうには思っております。

○大坂委員 フィックスはなかなかできないというところで、引き続き来年度以降も見やすいものを提供していただければそれはそれで構わないです。その上で、どこが変わったのかということについてはしっかりと予算の審査に当たって説明していただきたいというふうに思っていますので、それをお願いしたいんです。今回も自分で見てみると、なかなか追いつけない部分が多くて、例えばなんですけれども、49ページだったかな、49ページにふるさと納税の事項が入ってきていますよね。これ、たしか去年はなかったはずなんですけれども、こういったところに変更になっている部分が幾つかもしほかにもあるのであれば、今日じゃなくて構わないので、分科会のときに、各項目をやる場合に、ここが変わっていますここが変わっていますというところを説明していただけると、非常に審査をする上でありがたいのかなと思っているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○夏目企画課長 こちらの方向性と取組みに記載をしております個別の事業のうち、新規拡充事業については、先ほども冒頭の説明のところでも申し上げましたが、75ページ以降の主要事業の概要のほうに掲載をしております。ですので、ここで新規拡充につきましても分科会の中でも説明があると思っておりますので、そういった部分については変更があるところと認識いただければと思っております。

○大坂委員 分かりました。はい。いいです。

○岩佐委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 以上で令和6年度当初予算案の基本的な事項に関する質疑を終了します。

次に、追加資料について確認します。当初予算の審査に当たって、追加の資料要求は何かございますか。

○岩田委員 日本テレビ通り沿道まちづくりの経緯、前も出していただきましたけども、それからちょっとしばらくたちましたので、追加をしてまちづくりの経緯をまずお願いします。

次に、契約で落札率90%以上、予定価格5,000万円以上、それ令和2年から契約……

○岩佐委員長 もっとゆっくり言ってください。

○岩田委員 契約書その落札率も入れて出してください。

最後、工事の一時中止に係るガイドライン。

以上、3点お願いします。

○岩佐委員長 聞き取れないから、聞き取れた。

○加島まちづくり担当部長 日本テレビの前に出されたというお話でしたので、また岩田委員とちょっと調整させていただいて出させていたどうかかなと思っております。（「いつまで」「明日の10時」と呼ぶ者あり）

○岩田委員 総括まで。

○岩佐委員長 総括まで。（発言する者あり）

落札率の契約の件については。

○中根財政課長 すみません。落札率のところで、ちょっとすみません。金額と条件とかがちょっといっぱいありましたので、ちょっとすみません。もう一回ゆっくり言っていただけますと助かります。

○岩田委員 落札率90%以上、予定価格5,000万円以上、令和2年から、そして落札率も入れて出してください。

以上です。（発言する者あり）

○岩佐委員長 契約の一覧ですね。

○中田行政管理担当部長 契約に関しましては岩田委員と調整させていただいてご準備をさせていただきます。（「総括だね」「総括でいいの」と呼ぶ者あり）

○岩田委員 総括まで。（「三つとも総括」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 三つ目の工事の、ゆっくり言っていただけますか。

○岩田委員 工事一時中止に係るガイドライン、総括まで。

○中田行政管理担当部長 設計変更ガイドラインかと思しますので、岩田委員と調整させていただければと思います。

○岩佐委員長 ほかに資料、何か要求。

○はやお委員 2020年、令和2年ですが、10月の12日にしゃれ街条例の申請を東京都にされています。そこで、そこに至る意思形成過程が分かる、いつ誰がまた起案していったのかということが分かる資料をお願いいたします。できましたら分科会でやりたいと思いますので、それまでをお願いしたいと。分科会、2日になっちゃうんですけどね。

○加島まちづくり担当部長 シャレ街の経緯、いつ誰がということ整理はさせていただきます。分科会があしたなので、ちょっとあしたは無理かなと。

○はやお委員 あさってでいいよ。

○加島まちづくり担当部長 あさって、じゃあ頑張って作ってもらうように……

○はやお委員 あんまり総括でやりたくないから。

○加島まちづくり担当部長 お願いします。（「総括で」と呼ぶ者あり）連合とかじゃなくてよろしいんですね、分科会でということ。

○はやお委員 はい。分科会で。

○加島まちづくり担当部長 分科会で。はい、了解しました。

○はやお委員 お願いします。

○岩佐委員長 ご準備をお願いします。

ほか。

○はまもり委員 2点お願いします。業種別の契約先企業名の一覧をお願いしたいです。もう一点が、過去5年の弁護士契約の一覧と契約時期、金額、委託理由、今の対応案件とあったところをお願いいたします。

○岩佐委員長 いつまでですか。

○はまもり委員 総括まで。

○岩佐委員長 総括まで。

○中田行政管理担当部長 二つの資料につきまして、はまもり委員と調整させていただいて準備させていただきたいと思います。

○はまもり委員 よろしくお願いします。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 千代田区危機管理指針の最新のものをお願いします。1点目。

2点目が、公共施設のマップなんですけど、需要と供給バランスというか、新たに造らなければならないもの、何というか、建て替えを早急に必要としているもの、あるいは区民ニーズがあるけれどもまだ落とし込んでいないものというものを見える化していただきたいということです。それが2点目。

3点目が、外神田一丁目に関するもので、区有財産活用検討会の令和2年度の7月3日と12月24日に行われているんですけども、このときの検討会の議事録を出していただきたいということです。いずれも総括までに。

○中田行政管理担当部長 危機管理指針につきましてご準備させていただきます。

○古田財産管理担当部長 公共施設の一覧と、あと区有財産、区の検討会の議事録について、ちょっとどこまでお出しできるか等々ありますので、小枝委員と相談をさせていただければと存じます。

○小枝委員 あれっ。弁護士言った。

○石綿総務課長 すみません。先ほどのはまもり委員の、過去5年の弁護士契約の件に関してお答えしていなかったと思います。すみません。（発言する者あり）あ、しましたか。ごめんなさい。失礼しました。

○小枝委員 した。誰がした。

○はまもり委員 中田さん。

- 小枝委員 ああ、そうか。（発言する者あり）
- 岩佐委員長 小枝さんはもう頂いていますよね。
- 小枝委員 はまもりさんのほうは。
- 岩佐委員長 これについては言った。
- はまもり委員 外神田は。
- 小枝委員 経緯・経過は言ってないかもしれない。これは出る。
- 岩佐委員長 小林委員。
- 小林副委員長 総括までで、公共とか交通機関など、自治体等で地下シェルターを計画、所有を予定している数と場所の一覧表。（発言する者あり）総括で、分科会でできない。分科会長はできない。
- 中田行政管理担当部長 たかや委員——あ、小林委員と。失礼しました。（発言する者あり）
- 小林副委員長 よく言われます。
- 中田行政管理担当部長 小林委員と調整させていただいてと思います。
- 小林副委員長 はい。
- 岩佐委員長 ほかに資料を要求される方、大丈夫ですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 岩佐委員長 はい。ありがとうございます。では、資料のご準備をお願いいたします。日程1については本日はこの程度で終了します。
- 次に、日程2、分科会の設置についてですが、令和6年度各会計予算案の詳細な調査は先ほどお示ししたとおり、三つの分科会を設置してお願いすることとしますが、よろしいでしょうか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 岩佐委員長 その他、委員の皆さんから何かございますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 岩佐委員長 理事者の方から何かありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 岩佐委員長 なしだね。はい。ありがとうございます。
- 次回の本予算特別委員会は3月7日木曜日午前10時半から開会いたします。
- 本日はこの程度をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。長らく申し訳ございませんでした。お疲れさまでございます。

午後9時16分閉会